

14.4

739

5.10.2

融和事業年鑑

(昭和五年版)



融和事業年鑑

（昭和五年）



發行所寄贈本

財團法人 中央融和事業協會



融和事業年鑑

(昭和五年版)



發行所寄贈本

財團法人 中央融和事業協會

144-739

融和事業年鑑 (昭和五年版)

例言

一、本書掲載の記事は、昭和四年四月より同五年三月迄の融和事業全況に涉り、政府並に各府縣の施設、融和團體の組織、並にその活動狀況、水平運動の狀況等を類輯したものである。

一、掲載事項は、各府縣應並に各融和團體の調査報告と、本協會が直接調査した所に據るものから成る。

一、總目次は之を巻頭に掲げ、各編の細目は各編の扉裏面に掲げた。

一、府縣及融和團體の施設事業一覽表は、各章の最初に掲げた。

一、終りに本年鑑を發行するに方り、資料蒐集其他に關して多くの便宜を與へられたる各府縣應並に各融和團體に對して厚く謝意を表し、重ねて將來に於ける援助を切望する。

昭和五年八月

法財團 中央融和事業協會

融和事業年鑑(昭和五年版) 目次

第一編 融和事業に關する行政……………(一)

第一章 總 說……………(三)

第二章 融和事業行政一般……………(四)

第一節 訓 令……………(五)

第二節 規定及通牒……………(六)

第三節 融和行政諸會議……………(七)

第三章 政府の施設事業……………(八)

第四章 府縣の施設事業……………(九)

第二編 融和運動……………(一〇)

第一章 總 說……………(一〇)

第二章 全國的融和運動……………(一〇)

第一節 協 議 會……………(一〇)

第二節 請願運動……………(一〇)

第三節 國民融和日運動……………(一〇)

第三章 融和團體の組織と活動	(二六)
第一節 融和團體要覽	(二六)
1、融和團體一覽	(二六)
2、昭和四年度融和團體施行事業一覽	(二七)
3、昭和四年度新設郡市町村融和團體一覽	(二八)
第二節 全國的融和團體	(二八)
第三節 地方的融和團體	(二九)
第三編 水平運動	(三〇)
第一章 概 説	(三五)
第二章 水平社の組織	(三七)
第三章 水平社運動第八年	(三九)
參考編	(四〇)
第一 融和運動畧年表	(四一)
第二 昭和四年度全國融和日誌	(四二)
第三 昭和四年度發行の參考資料	(四三)
第四 融和團體職員住所録	(四四)

第一編 融和事業に関する行政

第一編 融和事業に関する行政		
第一章 融和(三)		
第二章 融和事業行政一般(四)		
第一節 訓令(五)		
第二節 規程及通牒(六)		
一、地方改善獎勵補助申請に關する件.....(六)		
二、融和促進に關する施設要綱.....(六)		
三、融和促進に關する生業資金融通に關する件.....(九)		
第三節 融和行政諮會議(三)		
一、地方長官會議.....(三)		
二、警察部長會議.....(三)		
三、學務部長會議.....(三)		
第三章 政府の施設事業(三)		
第一節 地區整理(三)		
第二節 地方改善施設費補助(四)		
第三節 育英獎勵(八)		
第四節 融和機關獎勵(三)		
第五節 地方事務職員(三)		
第四章 府縣の施設事業(三)		
昭和四年度府縣融和事業費及施行事業一覽.....(三)		
一、京都府.....(三)		
二、大阪府.....(七)		
三、神奈川縣.....(元)		
四、兵庫縣.....(三)		
五、埼玉縣.....(七)		
六、群馬縣.....(六)		
七、千葉縣.....(三)		
八、茨城縣.....(三)		
九、栃木縣.....(七)		
一〇、奈良縣.....(六)		
一一、三重縣.....(三)		
一二、愛知縣.....(六)		
一三、靜岡縣.....(六)		
一四、滋賀縣.....(三)		
一五、岐阜縣.....(六)		
一六、長野縣.....(七)		
一七、福井縣.....(九)		
一八、富山縣.....(九)		
一九、鳥取縣.....(七)		
二〇、島根縣.....(七)		
二一、岡山縣.....(七)		
二二、廣島縣.....(七)		
二三、山口縣.....(八)		
二四、和歌山縣.....(八)		
二五、徳島縣.....(八)		
二六、香川縣.....(八)		
二七、愛媛縣.....(八)		
二八、高知縣.....(八)		
二九、福岡縣.....(三)		
三〇、大分縣.....(三)		
三一、佐賀縣.....(三)		
三二、熊本縣.....(三)		
三三、鹿兒島縣.....(九)		

第一章 總 說

現代我國の社會問題中、最も重大なる問題として所謂融和問題がある。此は同じ國民にして親和輯睦すべき筈の同胞が歴史の傳統に基づく差別の感情の爲に、相互間に疎隔を生じてゐるといふ悲しむ可き事實あるに對して、その疎隔の撤廢を徹底的に要求する爲めに起れる問題である。

近時本問題を解決するためには、政府を始め、公共團體の施設により、又は融和團體の活動によつて、同胞疎隔の社會罪惡を絶滅し、以て同胞無差別の實を擧ぐることに努力する様になつたことは一面に喜ぶべきことであるが、今尙同胞疎隔の事實の存することは眞に悲むべきことといはざるを得ない。

政府がその不合理なる同胞間の差別撤廢の要を認め、速く明治維新の際に萌芽を發し、五箇條の御誓文の渙發となつた、次いで明治四年八月二十八日の太政官布告第六十一號の發布となつて法制上の差別を撤廢したのであつた。

社會進化の趨勢は各人の感情を和らげ制度の上の平等と相俟つて從來長く疎隔したる國民相互をして必然的に親和輯睦せしめねばならぬ筈である。然るに因襲の力は意外に根強く頑固であつて、自然の推移に任せては到底融和の實を擧げる

ことの困難なるを認め、内務省も明治四十年頃より各種の調査と改善施設とに着手するに至り、一面に於ては地方廳に通牒して實狀の調査及改善に着手すべきことを促し、或は主務大臣より地方長官に訓示し、或は官吏を派遣して視察指導を爲さしめ、或は成績顯著なる改善團體及篤志者を選奨し獎勵金助成金を交付して益々其成績を擧げることに努め或は本事務に關係ある各地方の官吏、吏員及篤志者を主務省に集めて實況を聴き、意見を交換し、協議を遂げ、或は社會事業調査會に諮問して其答申を求め、或は關係省及各地方廳に通牒を發する等直接間接に事業促進の歩を進め、一方地方廳に於ては郡市役所、町村役場、各警察官署等を督勵して或は改善機關を設置せしめ、或は講話會を開きて郡市役所、警察署、町村役場、小學校、巡查駐在所等より交々臨席して改善指導に盡し、貯金の獎勵、就學出席の督勵、風紀の改善、職業の獎勵、衛生の普及等に力を用ひ、一面に於ては一般民衆との接觸融和の方法を講じ、尙地方によりては特にこの事業專任の職員を置いて巡回講話、事業相談、移住獎勵其他の方法によりて事業の達成を圖りつゝあつたのである。

時代は益々進展して此の事業が現代社會問題中最も解決の急を要する大問題であることを一般に認められる様になり、部落改善費の豫算五萬圓が初めて第四十三議會を通過し、大正九年内務省に社會局が新設せられると共に此事業に一層力

を用ゆることとなり、改善費補助として十七府縣に對して四萬三千圓を配布した。

翌十年度に於ては此事業に最も關係深き二府十縣に國費による専務職員を置きて事に當らしめることとなつた。

十年度に於ては豫算二十一萬圓の内國庫より關係地方に配布したる事業補助額は十四萬五千七百六十圓であつた。これに地方費(補助)並に事業經營主體の支出等を併算するときは總額六十五萬二千七百圓に上つた。

大正十一年度に於ける政府の豫算は前年度同様二十一萬圓にして此中支出額は十九萬五千八百八十七圓であつて、これに府縣費及事業經營主體の支出額を併算するときはその額八十九萬六千三百圓であつた。

十二年度に於ては更に積極的施設を爲し事業名をも地方改善事業と改稱した。此從來部落改善事業と稱せし事業名を地方改善と改稱せし所以のものは、唯單なる名義の改稱にあらずして、事業の方針、事業の實質の上に一大進展をなした爲めである。

これまでは主として所謂部落の改善をなすことによつて目的の達成を期したのであるが、世態の推移と社會の現状とに鑑み所謂部落の改善以外更らに所謂部落民に對する一般民の差別的偏見を去除する方法を講ずることの必要且つ適切なるを認め、其方面の施設をも併せ講ずるに至りたるを以て、從

來の部落改善の名はこれまでの施設には適當であつたのであらうが、大正十二年度以降の施設に對しては妥當を缺くを以て茲に地方改善事業と改稱した以所である。即ち地方改善とは地方に於ける傳統的偏見、不合理なる因襲に起因する同胞間の親和を妨ぐの惡風弊習を改善する一切の事業といふ意味であつて、決して部落改善の代用熟字ではなかつたのである。

更に大正十四年度頃から此の事業に對して一般的の意味から融和事業の名稱を用ひるやうになつた。

大正十二年度に於ては事業名の改稱に伴ふ積極的施設を爲すため國費四十九萬一千圓を計上して前年度の事業を繼續するの外更に同胞相愛觀念の普及宣傳、融和機關の設置獎勵、育英事業、地區整理事業等をも併せ行ふこととなつた。

十三年度の國費豫算は五十二萬二千五百圓、十四年度は五十五萬四千圓、十五年度は五十八萬五千五百圓、昭和二年は六十一萬七千圓、昭和三年は六十一萬七千圓、更に昭和四年度に於ては施設は前年度の事業を繼承するの外、更に融和機關獎勵費を四萬四千圓増加して益々融和促進に力を致さしむる様になつたのである。

第二章 融和事業行政一般

一、訓令

一、地方改善に関する内務大臣の訓令

内務省訓令第二十二號

北海道廳府縣

國家の健全なる發達は國民をして各其志を遂げしめ國內諸方面に亘りて相互に克く協調融和の實を擧ぐるにあり予の内務の局に當る常に此の心を以て事に從ひ其の實行を期せんことを念とせり願るに明治維新の初め先帝畏くも五箇條の御誓文を發せられて舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき旨を宣し給ひ尋て明治四年八月太政官布告を以て一部國民に對する從來の稱呼を廢し身分職業共に何等差別を設けざる旨公布せられたり爾來茲に五十有餘年此の間中央地方相共に力を合せて地方改善の事業に勉め其の成績漸次見るべきものあるを致せりと雖然も今尙國民の間には因襲的偏見を脱却する能はず依然として融和を缺くの憾なしとせず今や世界の各國は人類相愛の大義に依りて社會の平和幸福の増進に銳意其の力を致しつゝあるの秋徒らに差別的偏見に捉はるゝが如きことあらむか是實に社會の圓滿なる發達を期するの途にあらず各位は地方改善の基調先づ差別的偏見を絶つるにあるを念ひ克く此の趣旨の普及徹底に勉むると共に最も剴切有效なる計畫を

立て國民相愛の實績を擧ぐるに於て違算なきを期せらるべし

大正十二年八月二十八日

内務大臣 水野鍊太郎

二、融和促進に関する内務大臣の訓令

内務省訓令第六號

廳、府、縣

融和事業の基調は差別的偏見を絶つに在り其の要旨は曩に訓令を發して之を明にし各位一層の奮勵を期待する所ありたり爾來公私の施設年と共に進み實績漸く見るべきものあるを致せりと雖多年の因襲容易に除き難く不合理なる差別事象今尙其の跡を絶たざるは洵に聖代の恨事と謂はざるべからず。今や昭和の盛世を迎へ近く即位の禮及大嘗祭を行はせられむとす是れ正に舉國一致更始一新を策すべきの秋なり乃ち維新の洪謨に遵ひ拮据盡瘁各自其の最善の力を致し以て建國の大義を恢弘する所なかるべからず地方當局者亦能く此の機運に察し國民融和の實現に一段の努力を加へ益國體の精華を發揚せむことを期すべし之が大成の方途素より多岐なりと雖左の各項の如きは特に留意を要する所なり。

- 一、建國の大義を闡明し一視同仁の教旨を宣揚すること
- 一、國民の自覺を促し融和觀念の徹底を圖ること
- 一、融和の障碍たるべき事象は速に之を除去すること

- 一、差別の盲動は嚴に之を爲さしめざるを期すること
- 一、社會生活に於て機會均等の實を擧ぐることを念ふに差別の事たる條理に悖り人道に反するや言を俟たず之を交除して弊賣を絶つは我國民共同の責務にして又國運進展の要諦たり各位克く此の意を體し更に有效適切なる施設を講じ共存共榮の成果を收むるに於て萬遺憾なからむことを望む。

昭和三年四月二十九日

内務大臣 鈴木喜三郎

一、規程、通牒

(1) 地方改善獎勵補助申請に関する件通牒

(大正十二年六月四日社發二部第一四九號)

地方改善に關する施設事項に就ては大正十年六月六日發社會第六三號を以て社會事業調査會に於て審議決定したる要綱に基き地方の實情に應じ施設計畫せらるゝ様通牒致置候事と有之兩來右に則り夫々計畫實行相成候事と存候處此際時勢の進移に伴ひ斯業をして愈々現下の情態に適切ならしむるの要可有之と存候此邊特に御留意の上一層の實績を擧げられ候様可然御配慮相成度

進て補助すべき事業の選定に當りては從來の經驗に鑑み時勢の進移に應じ左記事項に就き相當御配慮相成候様致度爲念申添候

記

- 一、差別觀念の除去方法に一層重きを置くこと

- 二、公會堂等を建設するに當りては單に一地方の者の専有と爲し他地方の者との共同利用を好まざるが如きあらば其之あるが爲め却て一般相互の融和を妨ぐるの虞あるに付此邊十分な考慮を以て計畫すること
- 三、改善の効果著しと認むる施設にして多額の經費を要し繼續的計畫に依らんとするものに對しては當局に於ても豫算の範圍内に於て數年に涉り補助する方法を取るべきに付右御含みの上事業遂行に遺憾なからしむること
- 四、市町村費を以て當然支辨すべき他の一般事業を地方改善費の補助に俟つが如きことなからしむること
- 五、事業施設に就ては戸口の多寡に拘らず其の急を要するものに重きを置くこと
- 六、補助を與ふる地方改善の事業は個人又は關係部落の經營たらしめず可成市町村の經營たらしむること

(2) 融和促進に関する施設要綱

融和促進に関する件發令通牒

昭和三年三月十七日

社會局長官

各地方長官宛

融和問題に關しては政府は夙に之に留意し各般の施設を講じ國民融和の實を擧げむことに鋭意努力中に有之候處最近時代の趨勢は益々融和促進の急務なるを痛感せしむるものあり依て一層適切なる施設を講じ以て國民融和の目的達成上遺憾なきを期するの要あるを認め昭和二年六月之が方策に關し内務大臣より社會事業調

査會に對し諮問相成候處同年十二月別紙の通り融和促進に關する施設要綱の答申有之候條貴官に於ても爾今該要綱に基き夫々地方の實情に應じて施設宜しきを制し以て本事業の目的達成上遺憾なき様特に御配慮相成度。

融和促進に関する施設要綱

社會事業調査會

諮問第五號

現下の社會事情に鑑み融和促進上最も適切と認めらるゝ施設に關し其の會の意見を求む

昭和二年六月十八日

内務大臣 鈴木喜三郎

説明

所謂部落問題の解決に關しては政府は夙に其の必要を認め各般の施設を講じて國民融和の實を擧げんことを期し鋭意努力中にありと雖も最近時代の趨勢は益々融和促進の急務なるを痛感せしむるものあるを以て今後一層適切なる施設を講じ國民融和の目的達成上遺憾なきを期するの要ありと認む、仍て現下の社會事情に鑑み融和促進上最も適切と認めらるゝ施設に關し各位の意見を求む。

融和促進に関する施設要綱

(昭和二年十二月十六日答申)

融和問題の解決に資すべき方途固より多岐なるべしと雖も要は因果に基き差別的偏見を交除し國民相互の覺醒を促すと共に地方の實情に應じ生活の向上安定を圖るの方策を講じて以て共存共榮の實

第二章 融和事業行政一般

- を擧げしむるに在り而して左記各項の施設を講じ之が徹底を期するは現下の社會事情に鑑み最も緊要なりと認む
- 一、融和事業に關する各般の計畫調査並に獎勵の爲め中央地方に機關を特設し融和事業の擴張充實を圖ること
- イ、融和事業の現状に鑑み主務省に一課を設くること
- ロ、融和事業に従事する爲め地方廳に社會事業主事又は社會事業主事補を置かしむること
- ハ、融和事業に従事する爲め主要市町村に主務職員並に委員其他の機關の設置を促すこと
- 二、中央地方の行政各部署は融和事業に關し其の連絡を一層緊密ならしむること
- 三、融和團體の設置並に活動を促進すること
- イ、中央地方に於ける融和團體相互の連絡提携を一層緊密ならしむること
- ロ、主要府縣にして未だ融和團體の設置なき向に對し之が設置を勵美し其の實現を期すること
- ハ、既設團體の活動を促進し地方の實情に應じ一層適切なる施設を講ぜしむること
- 四、融和觀念の徹底に關し一層適切なる施設を行ふこと
- イ、講習會、講演會、協議會、懇談會、活動寫眞會等の開催、印刷物の配布等に依り融和觀念を強調すること
- ロ、官公署、學校、青年訓練所、軍隊、寺院、教會等に於て教育教化等に際し融和觀念の徹底に努めしむること

第二章 融和事業行政一般

- ハ、融和に関する美談、美談を蒐集調査し選美其の他の方法に依り融和促進に資すること
- ニ、宗教團體、教化團體、戸主會、婦人會、男女青年團體、社會事業團體其の他各種の團體に於て協力して融和觀念を高唱せしむること
- ホ、會社、工場等多數の従業員を有する向に對し融和觀念の普及を圖らしむること
- 五、融和の障礙となるべき事象の除去に努むること
- イ、官公署、軍隊、學校、銀行、會社等の職員を採用、待遇等に關し取扱ひを異にせざるの趣旨を徹底せしむること
- ロ、祭禮、婚儀、葬禮、社交又は借家、借地、小作、金融團體の組織等に於て社會生活上の機會均等を訪ぐるが如き弊風の打破に努むること
- ハ、差別的言動は絶対に之を爲さざるの風を徹底せしむること
- 六、各種各程度の教育の普及向上を圖ること
- イ、中等教育、専門教育に關する奨励の施設を講ずること
- ロ、小學校教育、補習教育、社會教育、徒弟教育等に關する普及奨励の施設を講ずること
- 七、經濟並に文化の向上、環境の整理に關する施設を完備して融和の促進に資すること
- イ、生業資金の貸付、職業の轉換、移住の奨励、共同作業場授産場の設置、副業の奨励、産業組合、漁業組合の奨励等の施設を講ずること

八

- ロ、隣保館、集會所、團會館等の設置並に趣味の向上に關する施設を講ずること
- ハ、地區の整理、住宅の改良、道路の改修、給水排水の設備、共同浴場、診療所の設置を講ずること
- 八、融和事業従業員の養成に關する施設を講ずること
- 以上諸施設に對し政府は其の指導奨励に萬遺算なきを期すると共に左の各項に依り相當の經費を支出し其の實施並に助成に努むるの要ありと認む
- 一、主務省に於て職員を増置其の他融和事業の調査奨励の爲め相當經費を支出すること
- 二、地方廳に於て融和事業の爲め特設する職員に關する經費を補助すること
- 三、融和團體奨励に關する經費を増額すること
- 四、生業資金貸付に關する經費を支出すること
- 五、育英奨励に關する經費を増額すること
- 六、主要なる地區整理に關する經費を増額すること
- 七、地方廳の融和事業費に對する補助を増額すること

同 附 屬 決 議

【第一】 以上各項に付ては政府、公共團體、融和團體等相協力提携して夫々必要と認むる施設を講じ之が實效を擧ぐるに努むべきは勿論なるも、現下の實情に鑑み大體左に依り之を實施し以て速に融和促進の實績を収むるに努め、社會福祉の増進を圖るに於て萬遺算なきを期せられむことを望む

- (1) 主として政府、公共團體に於て施設すべき事項
- イ、融和問題に關する調査研究に努むること
- ロ、融和事業に關する機關の充實擴張を圖ること
- ハ、融和事業に關し官公署に於て連絡上遺漏なきを期するため適當なる方法を講ずること
- ニ、教育上學生々徒に對し融和觀念の普及涵養に努むると共に教科書の編纂檢定に際し一層共存共榮の徳目を加へ之が徹底を期すること
- ホ、官公吏、軍人等に對し融和觀念の普及徹底を圖ること
- ヘ、職員採用待遇に關し差別を設けざると共に一般に對し其の趣旨を徹底せしむること
- ト、軍隊、學校、會社、工場其の他適當なる機關を通じ差別的言動は絶対に之を爲さざるの風を徹底せしむること
- チ、教育、經濟並に文化の向上に關する施設を完備すると共に融和團體其の他の各種施設を一層奨励助成すること
- リ、地區整理其の他の環境改善に關する施設を完備すると共に一層之が奨励助成に努むること
- ヌ、宗教團體、教化團體其の他社會事業團體をして融和觀念の普及徹底に努めしむること
- ル、融和團體の運動を促進する爲め適當なる奨励助成の方法を講ずること

(2) 主として融和團體に於て施設すべき事項
 イ、一般民衆に對する融和觀念の普及徹底に努むると共に特に

第二章 融和事業行政一般

九

(3) 融和促進に關する生業資金融通に關する件

發社第一九號

昭和四年三月二十八日

社會局社會部長

地方長官殿

融和促進に關する生業資金融通の件

要改善地區居住者にして融和促進の爲め標記資金の貸付を必要とする場合は當該市町村に對し社會事業資金中より所要資金融通可相成見込に付本年二月二十二日付發社第六號社會部長通牒

第二章 融和事業行政一般

並客年十一月七日付議決第一八六號預金部長社會部長通謀預金部資金貸付規程(昭和三年十一月九日官報登載)に依り融通方申込相成候様致度

追而本年度資金に限り五月末日迄に御申込相成度申添候
發社第一九號ノ二
昭和四年三月二十八日

社會局社會部長

地方長官殿

融和促進に關する生業資金融通の件

標記の件に關し三月二十八日發社第一九號を以て別途及通謀置候右は大體左記に依り御取相成候様致度

追而別紙生業資金貸付規程例(附生業資金貸借契約書、同申込書様式参考の爲め添付致置候)

記

- 一、貸付金の限度は一人に付最高二百圓一世帯に付最高三百圓を超えざること尙最低額に付ては地方の實情に依り一定し雖も要は貸付の効果を擧げ得ざるが如き少額資金は之を融通せざる様留意せられ度きこと
- 二、貸付の利率は年四分八厘を超えざること
- 三、貸付期限は据置期間を合して可成最長期十ヶ年を超えざること
- 四、貸付決定に關し市町村に審査委員會等を設くる場合は要改善地區内外及市町村名譽職たる者等各方面より夫々適當なる

委員を選出すること
五、貸付金の償還を容易ならしむる爲め可成月掛又は月掛貯金等の施設を併せ行ふこと

何々市、町、村、生業資金貸付規程例

第一條 本市、町、村住民中要改善地區ニ居住スル者ニシテ融和促進ノ爲メ生業資金ノ供給ヲ必要トスル者ニ對シテハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ本規程ニ依リ資金ヲ貸付ス

第二條 生業資金ハ左ノ各號ニ該當スル者ニ對シ貸付スルモノトス

- 一、身心共ニ健全ニシテ業務ニ服スル意志及能力ヲ有スルニモ拘ラズ現ニ生活ノ不安ヲ感シ自己ノ爲メニ本資金ヲ使用シテ新ニ業務ヲ開始シ若ハ其ノ改善ヲナサムトスル者
- 二、本市、町、村内ニ二年以上居住シ年齢二十五歳ヲ超ユル者ニシテ將來永住ノ見込確實ナル者
- 三、確實ナル擔保ヲ提供シ又ハ本市、町、村内ニ二名以上確實ナル保證人アル者
- 第三條 本資金ヲ借入レムトスル者ハ第二號様式ニ依リ資金借入申込書ヲ提出スヘシ
- 第四條 生業資金ノ交付及返済ノ方法ハ左ノ各號ニ依リ
 - 一、生業資金ノ貸付ハ市、町、村長審査委員會ノ決定シ第一號様式ニ依リ借入證書ヲ發シ現金ヲ交付ス
 - 二、貸付金額ハ一人ニ付最高二百圓一世帯ニ付最高三百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

三、貸付金ノ利率ハ年四分八厘トス

四、貸付金ノ据置期間ヲ一年トシ最長期十ヶ年間ニ於テ元利ケ年賦均等償還ノ貸借ニ依リ之ヲ返還スルモノトス

第五條 本資金ヲ借入レタル後ニ於テ使途若ハ返済ノ方法ヲ變更セムトスルモノハ豫メ市、町、村長ニ申請シテ其ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

(前項ノ申請アリタルトキハ市、町、村長ハ審査委員會ニ諮問シ其ノ許可ヲ決定ス)

第六條 本規程又ハ貸借契約ノ條項ニ違背シ若ハ不都合ナル行爲アリト認ムルトキハ市、町、村長ハ何時ニテモ貸付金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトヲ得

附 則

本規程ハ昭和 年 月 日ヨリ施行ス

第一號様式

生業資金貸借契約書例

印紙 貼用

一、金 圓也 但利息年四分八厘ノコト

右金額生業資金トシテ借用仕候事確實ナリ就テハ貸付規則ヲ遵守スルハ勿論左記各項ヲ遵守可仕「保證人ト連帯シ」提供本債務ノ履行ヲ確保致候

第一條 借入金ハ必ス生業資金トシテ運用シ目的以外ニ使用セサルコト

第二章 融和事業行政一般

- 第二條 資金運用ニ關シテハ何時ニテモ御調査ニ應スルコト
 - 第三條 本債務ノ返済期ハ 年 月 日限トシ 拂トス 但利息ハ 毎月 日限リ其ノ月分ヲ 各前六ヶ月ニ屬スル分ヲ持參納付ノコト
 - 第四條 左ノ場合ニ於テハ當然期限ノ利益ヲ失ヒ債務全部ヲ一時ニ完済スルコト
 - 一、利息ハ期日迄ニ納付セサルトキ
 - 二、他ノ債務ニ因リ假差押假處分若ハ強制執行ヲ受ケタルトキ
 - 三、資金ノ目的以外ニ使用シタルトキ
 - 四、其ノ他市町村長ニ於テ不適當ト認メタルトキ
- 前記各條ヲ約諾シ其ノ確證トシテ本證書差入候也
昭和 年 月 日

住所 借主
住所 保證人
住所 保證人

(擔保提供ノ場合ハ記入ヲ要セス)

市町村長殿
第二號様式
生業資金借入申込書例
私儀今回貴市町村貸出ニ係ル生業資金借用仕リ度候ニ付御

第二章 融和事業行政一般

承認相成産生業資金貸付規程第 條ニ依り此段及申請候也
昭和 年 月 日
市町村長殿

本籍	職業	氏名
現住所	年月日生(歳)	
希望額	十五歳以下	十五歳以上
用途	男名	女名
担保物件ノ表示	六十歳以上	六十歳以上
保人	男名	女名
本籍現住所氏名年齢	債主トノ關係	

注意 一、担保物件ノ表示欄ニハ担保ノ方法、担保物ノ種類

員數、所在見積、時價等ヲ記載スヘシ
一、借入申込者ハ各事項ヲ記載シ年月日下ニ記名捺印スヘシ

物件目錄
府縣 區市町村 番地所在
一、木造 葺 家建 臺棟
此建坪 坪 合 勺

一、土地(宅地、田、畑、山林)坪
見積價格 圓也
右ノ通ニ候也
昭和 年 月 日
住所 氏名

三、融和行政諸會議

1 地方長官會議

六月十五日午前九時より内務省會議室に於て開かれたが、當日望月内相から左の融和事業に關する訓示があつた。
融和事業に關しましては、各位の努力に依り其の實績漸く見るべきものがありますけれども、新業促進の要尙甚だ緊切なるものあるを覺えるのであります。各位は彼上の實情に精へ各種の社會政策的施設の遂行、並に國民融和の實現を圖るに於て、各々適切なる方途を講ぜられむことを望みます。

2 警察部長會議

六月二十六日警察部長會議が内務省會議室に於て開かれ望月内相から融和事業に關し左の訓示があつた。

融和問題に關しては漸次各位の留意を促した所でありましたが、最近社會の實情に精へ融和促進の必要が愈々緊切の度を加へたと

とを感ずるのであります。各位は深く意を此に用ひられ常に融和事業に關する公私の施設と密接なる聯絡を保ち警察上の取締に際しても勉めて融和の助長促進を圖るやう周到なる注意を拂はれむことを希冀するものであります。

3 學務部長會議

全國學務部長會議は八月二十六日午前九時より内務省會議室に於て開催され安達内相より融和問題に關し左の通り訓示した。

因襲的差別觀念を廢除して國民の諧和協調を圖るは、現下の社會事情に照し彌々緊切の度を加へたり。各位は深く意を茲に用ひ能く民心の趨向と地方の實情とに精へ、施設計畫宜しきを制し以て國民融和の實績を擧ぐるに力を致されむことを望む。

第三章 政府の施設事業

昭和四年度の地方改善事業豫算は六十四萬八千六百圓である今其事業の概要を擧ぐれば地區の整理に依る環境の改善をなし、或は育英を獎勵して中心人物を養成し、各府縣を單位とする融和促進機關の組織を獎勵して、地方の狀況に適切なる各種施設をなさしめ以て差別觀念を除去し彼此融合の實を擧げしめ、又は授産所共同浴場、住宅の改善、衛生狀態の改善、公會堂の設置、補習教育、副業獎勵、道路橋梁の改修其

第三章 政府の施設事業

他本事業に關する各府縣其他の施設を補助する等精神物質兩方面より融和促進の實を擧げむとするのである。
尙、本年度に於ては融和團體に積極的活動をなさしむべく融和機關獎勵費を四萬四千圓増額したのであつた。

1 地區整理

要改善地區は從來限定せる地區内に年々増加せる人口を包容せるため、設備不完全なる陋屋に密集し、道路狹隘上下水の設備なきものが尠くない。斯る地區に對しては、先づ其の地區の整理改善を行ひ「居は氣を移す」の趣旨により、先づ其の環境を整備することは急務なのである。
然るに從來斯る地域に對しての、單に府縣費のみによる施設にては充分なる効果を收め難きを以て、政府は大正十二年以來、その中施設の最も急を要すると認められ、且つ相當多額の經費を要するもの二十府縣二十ヶ所を選び、之に國費を交付し、十ヶ年計畫を以て之が整理改善を期し、左表に基き實施中に屬し其の成績見るべきものがある。(地區整理費一、二、〇〇〇圓)

府縣名	主たる事業	事業繼續期間
京都	道路擴張、排水工事	自大正十二年度 至昭和七年度 十ヶ年

第三章 政府の施設事業

府県	事業内容	開始年度	終了年度	期間
大阪	宅地擴張、家屋新築	自大正十二年	至昭和七年	十ヶ年
神奈川	宅地擴張、建物移轉	自大正十二年	至昭和二年	五ヶ年
兵庫	道路新設、宅地擴張	自大正十二年	至昭和七年	十ヶ年
埼玉	家屋移轉、道路改修	自大正十二年	至昭和十三年	二ヶ年
群馬	道路延長、家屋移轉	自大正十二年	至昭和二年	五ヶ年
東京	宅地擴張、家屋移轉	自大正十二年	至昭和十三年	二ヶ年
三重	水路幹線工事、道路	自大正十二年	至昭和七年	十ヶ年
静岡	道路新設、家屋移轉	自大正十二年	至昭和二年	五ヶ年
滋賀	道路改修、簡易水道	自大正十二年	至昭和五年	八ヶ年
鳥取	道路延長、下水道	自大正十二年	至昭和五年	八ヶ年
岡山	道路排水路新設、擴張	自大正十二年	至昭和五年	八ヶ年
広島	地域擴張、道路新設	自大正十二年	至昭和五年	八ヶ年
和歌山	道路擴張、上下水道改修	自大正十二年	至昭和七年	十ヶ年
徳島	道路新設、家屋移轉	自大正十二年	至昭和三年	六ヶ年

地方改善施設費補助交付額

府県	事業内容	開始年度	終了年度	期間
香川	道路擴張及新設、下水道新設	自大正十二年	至昭和三年	六ヶ年
愛媛	道路擴張、新設溝渠改修	自大正十二年	至昭和三年	六ヶ年
高知	防波堤新設、道路改修、墓地移轉	自大正十二年	至昭和三年	六ヶ年
福岡	道路改修、排水工事	自大正十二年	至昭和七年	十ヶ年
熊本	道路延長、敷地買収	自大正十三年	至十五年	三ヶ年

2 地方改善施設費補助

政府は、大正九年度以降に於て、府縣の地方改善費に對し之と同額迄の國庫補助金を交付し、融和促進に關する講演、講習、小地區整理、融和事業委員會、共同浴場、住宅改善、公會堂隣保館託兒所の建設並經營、投産事業、生業資金貸付等精神物質兩方面に亘りて、中央地方相應して融和の實を擧ぐるの方針を採り之を實施しつゝある。而して大正九年度より昭和三年度迄に交付したる國庫補助金は百六拾三萬餘圓に達す。此の補助金は府縣の支出額と合して三百二十六萬餘圓となり、之等の經費は更に當該市町村、其他支出する經費と合して六百五十二萬以上の事業費となる。尙大正九年度以降地方改善施設費國費交付額調は次の通り。

府県	大正九年度	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度	大正十五年度	昭和元年度	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	合計
府縣	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
大阪	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
神奈川	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
兵庫	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
埼玉	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
群馬	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
東京	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
三重	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
静岡	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
滋賀	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
鳥取	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
岡山	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
広島	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
和歌山	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
徳島	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

第三章 政府の施設事業

備考	山		和歌山		徳島		香川		愛媛		高知		福岡		大分		佐賀		熊本		鹿児島		計
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	
其他欄には専務職員設置、基地整理、消防設備、貯金奨励、電燈架設、小融和團體奨励等を含む	1,100,000	1,100,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	1,100,000

3 青英奨励

教育を奨励して人物を養成することは斯業促進上極めて有効である。従来改善せられたる地方の實情を見るに、孰れも其の部落を双肩に負ふ人物の活動によりて好成绩を挙げたるものが少くない。殊に部落中に人物を養成することは獨り其の部落の中心となり之が改善を期する上に有効である計りでなく、一般民衆の間に自然的に差別的觀念を除去せしむる所以

ともなるものである。政府に於ては大正十二年以降學業成績優良にして修學の資力乏しきものに對しては國庫より學費を給與して中學校以上に修學せしむるの方途を講じてゐる。而して大正十二年度六萬三千圓、大正十三年度九萬四千五百圓、大正十四年度十二萬六千圓、大正十五年度十五萬七千五百圓、昭和二年及十八萬九千圓、昭和三年度十八萬九千圓、昭和四年度十八萬九千圓を支出して居る。

既育英奨励者累計表

府縣名	學年		中等學校		專門學校		合計
	大正	昭和	大正	昭和	大正	昭和	
東京	1,425	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	4,943
京都	7,582	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	10,694
大阪	8,310	1,604	1,604	1,604	1,604	1,604	11,518
神奈川	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	6,224
兵庫	1,604	1,604	1,604	1,604	1,604	1,604	6,416
長崎	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	6,224
新潟	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	6,224
群馬	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	6,224
茨城	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	6,224
栃木	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	6,224
奈良	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	6,224
三重	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	6,224
愛知	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	6,224
岐阜	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	6,224
山梨	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	6,224
静岡	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	6,224
山形	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	6,224
福島	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	6,224
合計	127,311	127,311	127,311	127,311	127,311	127,311	508,846

第三章 政府の施設事業

府縣名	人員		金額	
	人員	金額	人員	金額
東京	1,425	1,171	1,171	1,171
京都	7,582	1,556	1,556	1,556
大阪	8,310	1,604	1,604	1,604
神奈川	1,556	1,556	1,556	1,556
兵庫	1,604	1,604	1,604	1,604
長崎	1,556	1,556	1,556	1,556
新潟	1,556	1,556	1,556	1,556
群馬	1,556	1,556	1,556	1,556
茨城	1,556	1,556	1,556	1,556
栃木	1,556	1,556	1,556	1,556
奈良	1,556	1,556	1,556	1,556
三重	1,556	1,556	1,556	1,556
愛知	1,556	1,556	1,556	1,556
岐阜	1,556	1,556	1,556	1,556
山梨	1,556	1,556	1,556	1,556
静岡	1,556	1,556	1,556	1,556
山形	1,556	1,556	1,556	1,556
福島	1,556	1,556	1,556	1,556
合計	127,311	127,311	127,311	127,311

第四章 府縣の施設事業

昭和四年度府縣融和事業費及施行事業一覽

府目	改善事業	府縣國庫補助額	直管事業										補助事業								
			議院	講習會	文書	特別事務	差別事務	管外事務	教化事業	社會團體	保健	託兒所	共同區區	道路橋樑	飲水衛生	下衛	裁種	授産住宅	其他		
																				會	會
京都府 37,233,281	2,160,000	1,280,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪府 3,000,000	2,000,000	3,970,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神奈川府 12,211,000	3,200,000	3,600,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
兵庫府 3,377,000	3,000,000	3,770,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
埼玉府 2,323,000	1,000,000	1,990,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
群馬府 2,099,000	500,000	2,300,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千葉府 2,000,000	1,000,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
茨城府 6,100,000	3,300,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
栃木府 2,349,850	1,000,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良府 3,753,000	3,160,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三重府 1,099,997	3,560,000	9,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知府 6,619,900	3,000,000	8,510,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
靜岡府 2,487,000	3,000,000	8,700,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀府 2,511,000	3,000,000	10,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

府目	改善事業	府縣國庫補助額	直管事業										補助事業							
府目	改善事業	府縣國庫補助額	議院	講習會	文書	特別事務	差別事務	管外事務	教化事業	社會團體	保健	託兒所	共同區區	道路橋樑	飲水衛生	下衛	裁種	授産住宅	其他	
																				會
岐阜府 1,523,231	1,000,000	2,600,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長野府 3,111,000	1,000,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福井府 2,323,000	1,000,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石川府 10,000,000	6,000,000	2,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
富山府 4,800,000	2,000,000	1,810,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島根府 2,000,000	1,000,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岡山府 2,700,000	1,000,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
廣島府 2,000,000	1,000,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山口府 2,000,000	1,000,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山府 2,000,000	1,000,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島府 2,000,000	1,000,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
香川府 2,000,000	1,000,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛媛府 2,000,000	1,000,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知府 2,000,000	1,000,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡府 2,000,000	1,000,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大分府 2,000,000	1,000,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佐賀府 2,000,000	1,000,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本府 2,000,000	1,000,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿児島府 2,000,000	1,000,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計 2,777,777	1,000,000	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(二) 京 都 府

【規定訓達】

第一條 地方改善獎勵規程

第一條 地方ノ改善發達ヲ目的トスル事業ニ對シ知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 前條ニ依リ獎勵金ヲ交付スヘキ事業ノ種類左ノ如シ

一 住宅ノ改良又ハ居住地域ノ擴張整理道路ノ改良其ノ他地區ノ整備ヲ目的トスル事業

二 託兒所及慰安、娛樂機關ノ設置就學獎勵人材ノ養成貯金組合ノ設置其ノ他風紀ノ改善、生活狀態ノ改善及教化ノ普及ヲ目的トスル事業

三 實業教育ノ獎勵産業組合公設質屋及授産場ノ設置小作農及自作農ノ保護獎勵其ノ他産業狀態ノ改善ヲ目的トスル事業

四 飲料水及下水設備ノ改良共同浴場診療所ノ設置助産事業其ノ他衛生施設ノ完備ヲ目的トスル事業

五 出張及移住ノ獎勵ヲ目的トスル事業

六 其ノ他必要ト認ムル事業

第三條 本規程ニ依リ獎勵金ヲ受ケムトスル者ハ事業ノ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ所轄市町村長及郡長經由ノ上毎年五月十五日迄ニ知事ニ提出スヘシ

一 詳細ナル事業計畫書

但シ事業カ工事ノ施行ヲ要スルモノナルトキハ設計又ハ仕様

書並圖面工事着手及其ノ竣工豫定期日ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ

二 收支豫算書

第四條 前條ノ書類ノ經由ニ當レル行政廳ニ於テハ該事業ノ適否並豫算金額ノ當否等ニ付意見及參考トナルヘキ事項ヲ具シ連ニ進達スヘシ

第五條 工事ノ施行ヲ要スル事業ニシテ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノハ其事業ニ着手シ又ハ完成シタルトキハ直ニ其ノ旨知事ニ届出ツヘシ

第六條 獎勵金ハ特別ナル場合ヲ除ク外工事ヲ要スルモノニ在リテハ其工事終了ノ後其ノ他ノモノニ在リテハ適當ト認ムルトキニ交付ス

第七條 交付スヘキ獎勵金ノ歩合ハ當該事業豫算額ニ對スル百分比ノ五十以内トス但シ特別ノ事由アルトキハ其歩合ヲ增加スルコトアルヘシ

第八條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノハ事業完了後還附ナク事業成績及精算書ヲ知事ニ提出スヘシ

第九條 獎勵金ヲ受ケ若ハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル事業ニシテ其計畫ヲ變更シ建物其ノ他ヲ購置シ若ハ債務ノ擔保ニ供セムトスル場合ニハ豫メ知事ノ認可ヲ受タヘシ

第十條 知事ハ獎勵金ヲ交付シタルモノニ實地調査ヲ爲サシメ又ハ必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第十一條 左ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ獎勵金ノ全部又ハ一部

(ロ) 昭和五年度事業計畫

(市部)

所在	事業種別	經費	補助金額	補助率	備考
京都市東三區	生活改善費、衛生費、補助教育費、奨励費、事務費	二、八六九	四七五	五、三〇	同盟一心會
	石油乳類配布、補修費、教育費、不				
	日曜學校、青年會、日曜學校、青年會				
京都市左區田中	日曜學校、青年會、日曜學校、青年會	二、四四〇	四七〇	一九、七〇	大正會
	老會、青年會、日曜學校、青年會				
京都市中區西三	入費、下修費、補助費、補助費、補助費	一、〇七五	二〇〇	一八、六〇	講義青年會
	入費、下修費、補助費、補助費、補助費				
京都市下區東七	體育獎勵、水道、共用施設、水道、共用施設、水道	二、七三〇	四七〇	一七、二〇	崇仁青年會
	體育獎勵、水道、共用施設、水道、共用施設、水道				

ノ返還ヲ命シ若ハ交付ノ指令ヲ取消シ又ハ獎勵金ヲ減額スルコトアルヘシ

一、本規程ニ違背シタルトキ

二、事業ニ付違法又ハ不正ノ行為アリト認メタルトキ

三、事業ヲ廢棄シ又ハ中止シタルトキ

四、當初ノ豫算額ニ比シ精算額ノ減少セルトキ

第十三條 本規程ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ所轄市町村長及郡長ヲ經由スヘシ

附 則

第十四條 大正十三年度ニ於ケル獎勵金ニ限リ第三條ノ規程ニ依リ願書提出期限ヲ大正十二年八月末日トス

第十五條 大正十年京都市令第百號京都市府郡部改善獎勵規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

本規定施行前府郡改善獎勵規程ニ依リ提出シタル書類及之ニ關スル事項ニシテ未完了ノモノハ本規程ニ依リタルモノト看做シ之ヲ處理ス

(イ) 昭和五年度豫算

總額—二九、九〇四圓

(内譯) 一、直營事業費

二、改善施設補助費

一、經濟的施設事業補助費

二、文化的施設事業補助費

三、融和團體補助費

第四章 府縣の施設事業

第四章 府縣の施設事業

所在地	事業種目	経費	補助金額	補助率
京都市七條	青年會、信託、人、修養會、夏期特別	六九	一〇〇	一〇〇
京都市上野	青年會、信託、人、修養會、夏期特別	六九	一〇〇	一〇〇
京都市左京	青年會、信託、人、修養會、夏期特別	六九	一〇〇	一〇〇
京都市左京	青年會、信託、人、修養會、夏期特別	六九	一〇〇	一〇〇
京都市左京	青年會、信託、人、修養會、夏期特別	六九	一〇〇	一〇〇
京都市左京	青年會、信託、人、修養會、夏期特別	六九	一〇〇	一〇〇
京都市左京	青年會、信託、人、修養會、夏期特別	六九	一〇〇	一〇〇
京都市左京	青年會、信託、人、修養會、夏期特別	六九	一〇〇	一〇〇
京都市左京	青年會、信託、人、修養會、夏期特別	六九	一〇〇	一〇〇
京都市左京	青年會、信託、人、修養會、夏期特別	六九	一〇〇	一〇〇

(補助)

所在地	事業種目	経費	補助金額	補助率
船井郡上和知村	道路改修	一、一七〇	三三三	〇・二八四
船井郡本庄村	道路改修	一、一七〇	三三三	〇・二八四
何鹿郡西八田村	共同修葺	三、六七〇	七五五	〇・二〇六
加佐郡八雲村	道路改修	八、八六六	一、五〇〇	〇・一六七
天田郡雀部村	道路改修	二、二七三	四三〇	〇・一八九
船井郡西本梅村	道路改修	一、〇三八	二〇〇	〇・一八五
船井郡上佐渡村	道路改修	三、三三三	七〇〇	〇・二〇七
計		三三、〇一一	六、〇〇〇	一八・二〇〇

3、パンフレット印刷—京都府職和事業要覽一、〇〇〇部を印刷し府下小学校長、町村長へ配布せり。
職和事業要覽及維新前後に於ける解放運動なるパンフレット五〇〇部を購入し町村長小学校長へ配布せり。

二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	備考
夜学部、青年部、授産部、衛生部、幼年部、婦人部、他	京都市東山区東三條	三、三三三	一、一〇〇	無同盟一心會
石油乳劑撒布、補修教育、不成就、補修教育、青年部、補修教育、青年部、補修教育、青年部	京都市左京区田中町	二、三三四	九〇〇	大正會
夜学部、青年部、授産部、衛生部、幼年部、婦人部、他	京都市中京区西三條	九二〇	四〇〇	済美青年團
夜学部、青年部、授産部、衛生部、幼年部、婦人部、他	京都市下京区東七條町	一、〇五五	二〇〇	ルンビニ學

第四章 府縣の施設事業

二六

所在地	事業種目	経費	補助金額	補助率
天田郡福知山町	共同修葺	三、三三三	六〇〇	一、八〇〇
相樂郡加茂町	共同修葺	二、〇〇〇	四〇〇	二、〇〇〇
何鹿郡中上林村	道路改修	四、一七六	七〇〇	一、五〇〇
紀伊郡竹田村	託兒所修繕	四、一八八	七〇〇	一、五〇〇
同	託兒所修繕	七、一七六	一、五〇〇	〇・二〇七
同	井戸修繕	五、九四四	一、一〇〇	〇・一八五
紀伊郡深草町	水道施設	五、三三三	七〇〇	一、三〇〇
同	水道施設	九、九一七	一、五〇〇	〇・一五〇
船井郡梅田村	道路改修	四、九七七	九〇〇	一、九〇〇
同	道路改修	三、〇〇〇	五〇〇	一、〇〇〇
中郡長善村	道路改修	七、三三四	一、五〇〇	〇・二〇七
船井郡三木村	浴場新築	四、〇〇〇	七〇〇	一、五〇〇
南桑田郡神田野村	道路改修	三、〇〇〇	七〇〇	一、五〇〇
船井郡富本村	同	三、〇〇〇	七〇〇	一、五〇〇
南桑田郡馬路村	同	五、九二〇	一、〇〇〇	一、九〇〇

(ハ) 昭和四年度施行事業

一、直營事業

(昭和五年三月十四日國民融和日に施設せるもの)

文書宣傳

1、ポスター配布—大型ポスター二千枚を印刷し府下振興所に掲揚せり。
2、繪葉書—繪葉書四種に標語を印刷し表に國民融和日の理由を書いて婦人會長、青年團長、小学校長宛發送したり。

以內年度内に工事完成のもの

(二) 大阪府

(イ) 昭和五年度豫算

事業種目	所在地	経費	補助金額	補助率
道路橋梁改修	何鹿郡西八田村	三、〇七〇	一、一八〇	
集會場建設	天田郡福知山町	二、二〇〇	一、〇〇〇	
道路並水路改修	船井郡岡部	四、六二〇	一、八八九	
道路改修	天田郡鹿我	二、八〇〇	一、一七三	
託兒所維持	紀伊郡竹田	四、三三〇	一、五〇〇	
裁縫教習所	同	七、一〇〇	三〇〇	
道路改修	船井郡世木	三、〇一〇	六五五	
同	船井郡井手	五、二二四	二、二二〇	
同	加佐郡餘内	一、九〇一	七〇〇	
同	相樂郡木津	二、三三三	九二一	
同	船井郡上和	三、〇三三	一、三三〇	
共同養蠶場建設	知村	七、〇三三	二、三〇〇	
授産場建設	天田郡菟原	七、〇三三	二、三〇〇	
道路改修	船井郡岡部	五、三九九	二、一八〇	
同	相樂郡笠置	二、四〇〇	九七七	
同	中郡長善村	三、四〇〇	一、三三八	

第四章 府縣の施設事業

總額—五九、九三五圓

(内譯)

一、直營事業費	二、五六六圓
二、改善施設補助費	四九、四三四圓
内 經濟的保護事業費	五、〇三〇圓
文化的施設事業補助費	四四、四〇四圓
三、専務職員諸費	二、九三五圓
四、融和團體補助費	五、〇〇〇圓

(ロ) 昭和五年年度事業計劃

事業主體	施行事業	事業費	補助内譯	補助内譯	補助内譯	率	位
			國庫補助	府補助	合計		
南河内郡	青年會館建設事業	六、二二〇・〇〇	一、五二〇	一、五二〇	三、〇四〇	〇・五	1
新堂村	建設事業	一、五二〇	一、五二〇	三、〇四〇	〇・五	2	
南河内郡	並に共同井戸設備	三、一〇〇・〇〇	七五五	七五五	一、五一〇	〇・五	3
北河内郡	並に共同井戸設備	三、一〇〇・〇〇	〇〇〇	〇〇〇	三、一〇〇	〇・五	4
西河内郡	備所設	六、一〇〇	三二〇	三二〇	六、四二〇	〇・五	5
三島郡	道路改修	四、二二〇・〇〇	一、〇一三	一、〇一三	五、二三三	〇・五	6
三島郡	青年會館建設事業	八、〇〇〇・〇〇	二、三三三	二、三三三	一〇、三三三	〇・五	7
三島郡	道路改修	六、三三三・〇〇	一、六六六	一、六六六	八、〇〇〇	〇・五	
計			一、六六六	一、六六六	三、三三三		

(ハ) 昭和四年年度施行事業

事業主體	事業種別	事業費	國庫補助	府補助	合計	率	位
大 阪 府	住宅改善事業	一、九〇〇	九〇〇	九〇〇	一、九〇〇	〇・五	8
豊能郡	野村 道路改修事業	九、〇〇〇	二、二五〇	二、二五〇	三、五〇〇	〇・五	9
南河内郡	新堂村 上水道施設事業	三、三三三	三、三三三	六、六六六	六、六六六	〇・五	10
計		一、二二二	六、六六六	六、六六六	一三、五五五		11

(三) 神奈川縣

【規程訓導】

地方改善獎勵規程 (大正十一年五月二十三日) 縣令第四十七號

- 地方改善獎勵規程左ノ通定ム
- 地方改善獎勵規程
- 第一條 地方ノ改善發達ヲ目的トスル事業ニ對シ知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
 - 第二條 前條ニ依リ獎勵金ヲ交付スヘキ事業ノ種類左ノ如シ
 - 一、産業ノ改良發達ヲ目的トスル事業
 - 二、教育上ノ特別施設ヲ目的トスル事業
 - 三、衛生上ノ改善ヲ目的トスル事業
 - 四、家屋、宅地、道路ノ整備ヲ目的トスル事業
 - 五、精神ノ向上及慰安ニ資シ又ハ風俗ノ改良ヲ目的トスル事業

第四章 府縣の施設事業

事業主體	施行事業	事業費	補助内譯	補助内譯	補助内譯	率	位
			國庫補助	府補助	合計		
堺市	道路改修事業	一〇、二〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	五、〇〇〇	〇・五	1
豊能郡	豐中町 同	六、三〇〇	一、五七五	一、五七五	三、一五〇	〇・五	2
豊能郡	北野王子村 託兒所設置及下水路改修事業	六、八〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	三、四〇〇	〇・五	3
豊能郡	淡輪村 副業施設事業	一、三三三	〇〇〇	〇〇〇	一、三三三	〇・五	4
豊能郡	北中津村 青年會館建設事業	六、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	〇・五	5
豊能郡	東郷村 青年會館改修及青年會館買収事業	五、〇〇〇	一、三三三	一、三三三	二、六六六	〇・五	6
豊能郡	東郷村 簡易水道改修事業	六、六六六	一、六六六	一、六六六	三、三三三	〇・五	7
計		六、七、八〇〇	二、九、九〇〇	二、九、九〇〇	五、九、八〇〇		

- 六、其他ノ改善上有效ト認ムル事業
- 第三條 獎勵金交付ノ歩合ハ事業費豫算額ニ對スル百分ノ五十以内トス但シ特別ノ事由アルトキハ其ノ歩合ヲ増加スルコトアルヘシ
- 第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル市町村ハ事業ノ必要ナル事由ヲ詳細シタル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ前年度二月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ
 - 一、事業計畫書
 - 二、事業ニシテ工事ヲ要スルモノハ設計書並圖面、工事ノ着手及竣成ノ豫定期日ヲ記載シタル書類
 - 三、收支豫算書
 - 第五條 郡市長前條ノ書類ヲ受ケタルトキハ直ニ該事業ノ性質及豫算金額ノ當否ニ對スル意見ヲ副申スヘシ
 - 第六條 獎勵金ヲ受ケ若ハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノ其ノ計畫ヲ變更シ又ハ工事ヲ延期セントスルトキハ其ノ理由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ
 - 第七條 獎勵金ヲ受ケ若ハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノ其ノ事業ニ着手シ並之ヲ完成シタルトキハ其ノ旨直ニ知事ニ報告スヘシ但シ完成シタル場合ノ報告ニハ精算書ヲ添付スヘシ
 - 第八條 獎勵金ヲ受ケタル事業ハ之ヲ變更改修若ハ處分スルコトヲ得ス但シ十ヶ年ヲ經過シ又ハ豫メ知事ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス
 - 第九條 獎勵金ハ其ノ事業カ工事ヲ要セザルモノナルトキハ適當

第四章 府縣の施設事業

ノ時期ニ又工事ヲ要スルモノナルトキハ其ノ完成後ニ之ヲ交付ス但シ工事ヲ要スルモノト雖特別ノ事情アルモノニ對シテハ着手後其ノ一部ヲ交付スルコトアルヘシ

第十條 左ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命シ若ハ許可ヲ取消シ或ハ減額スルコトアルヘシ

- 一、本規程ニ違背シタルトキ
- 二、事業ニ違法又ハ不正ノ行為アリト認メタルトキ
- 三、事業遂行ノ見込ナキトキ
- 四、其ノ他知事ノ命令ニ從ハサルトキ

附 則

第四條ノ出願期間ハ大正十一年度ニ限り七月末日トス
 附 則——融和促進に關する件

(大正十四年七月二日於郡市長會議)

融和事業に關しては各位の努力に依り相當効果を收めつゝありと雖尙之が促進に就ては幾多の方法を要すべく就中一部同胞の經濟力の充實を計るは最も適當なる方策なるべきを以て職業の改良副業の獎勵等に意を注ぎ以て經濟上に餘力あらしめ一面貯蓄を獎勵して經濟上に於て多數同胞に遜色なからしむると共に大正十二年度夏餘倉に於て催したる社會教化講習會に端を發したる融和機關神奈川縣青年會並一般青年團等の團體を利用又は指導して成る可く兩者の接觸の機會を多からしめ以て相互の理解を計る豫留意せられたく尙部落の解散並通婚は融和促進上效果ある一方法なるべきも何れも宜ひ易くして行ひ難き事なるを以て徐々に之が實現

を見るの外なかるべく前者は移住獎勵に依り後者は地方改善委員其他有志者の活動に依り之が實現を計る様努力せられむことを望む。

附 則——融和事業に關する件

(大正十五年五月十七日於郡市長會議)

公衆の自覺と各位の努力とに依り本縣の融和事業は逐年進歩を示し殊に神奈川縣青年會の設立により從來の地方改善事業が經濟的施設及物的環境の改善を主としたるの短を補ひ専ら精神的融和の爲多大の効果を收めつゝありと雖も國民多年の因襲は牢として之を絶滅するは容易の業にあらず各位に於ては一層從來の各種改善施設の助成等に力を致すと共に一般差別觀念の撤廢に努め以て新業の實效を擧ぐるに一段の努力を致されむことを望む。

附 則——昭和三年五月二十七日より四日間管下小學校長會議に於て

融和促進に關する件

融和事業に關しては各位の努力に依り相當効果を收めつゝありと雖も未だ一般に之に對する理解淺く新業の目的が差別者側の心に潜在する賤視觀念の排除根絶を期することを覺らず單に被差別者側の改善のみを云々するが如き謬見に墮し居るもの多き實狀に鑑み兒童調育の傍他面社會教化の任に在る各位に於ては尙ほ將來に於ても夫々地方の事情に適應せる方策を講じ以て國民情調融和の實現を計る様努力せられむことを望む。

(イ) 昭和五年度豫算

總額——六、二〇〇圓

(内譯)

- 一、直營事業費 一、二八九圓
- 二、改善施設補助費 四、九一一圓
 - 内 一、經濟的保護事業補助費 一〇〇圓
 - 二、文化的保護事業補助費 四、五一二圓
 - 三、教育的施設補助費 一〇〇圓
- 三、融和團體補助費 一、六〇〇圓(見込)
- 四、其 他 (ナシ)

(ロ) 昭和五年度事業計畫

一、直營事業

一、地方改善委員

大正十一年五月縣令第四六號地方改善委員設置規程に依る六ヶ町村の委員二十四名に對する事務所費 經費九四三圓

二、地方改善事務打合せ

町村長並に地方改善委員の意志の疎通を計り地方改善事業遂行上其の圓滑を計る爲之れが打合せを臨時開催せんとす

三、融和事業講習會

融和促進の目的を以て縣下の小學校職員のみを対象とせる講習會を三日間に亘り開催せんとす

二、補助事業

施行 地

久良岐郡六浦莊村

第四章 府縣の施設事業

事業種別
 道路新設

足柄下郡酒匂村	道路改修
同 郡吉濱村	同上
中 郡 桑野町	社會教育施設、火防施設、製糖器購入
同 郡高都屋村	便所改良
同 郡比々多村	住宅改良
同 郡伊勢原町	同上
同 郡神田村	同上
同 郡相川村	同上
郡 筑前柿生村	同上
三浦郡武山村	下水道工事
愛甲郡小村	井戸新設

(ハ) 昭和四年度施行事業

一、直營事業

一、地方改善委員の事務監督指導

六ヶ町村に於ける二十四名の委員の事務並に活動を監督指導す。

一、講習會

會 名	開催月日	開催地
融和事業講習會	昭和五年三月六日	足柄上郡松田町延命寺
	より八日迄三日間	

概 況
 家庭に於て直接子女の教育に當る主婦及將來之れが街に當るべき女子青年等の自覺を促し其の眞摯なる協力により融和の促進を計るは現下の狀況に鑑み最も緊切要の事と認勢に鑑み縣下中堅婦人及女子青年會

三、諸會議

會名 開催月日 開催地
地方改善事務打 昭和五年 神奈川縣
合會 三月十二日

幹部等四百名に對し之れが講習をなす。中央融和事業協會事務理事赤堀郁太郎、國學院大學講師中村至道、昭和五年地方改善事業の審議、經驗談、意見發表等を爲す。集るもの關係各町村長、地方改善委員等四十五名知事の挨拶等あり盛會を極めたり。

四、差別事象除去、差別事件の調停

足柄下郡酒匂村に於ける差別事件の解決に付ては神奈川縣青和會に於て之に當る、之が狀況は該會より報告の答に付之を略す

二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費總額	補助費	國費
水面埋立	久良岐郡六浦莊村	2,000	1,000	1,000
共同浴場	中郡栗野町	2,130	1,065	1,065
製糖器購入	同上	100	50	50
住宅改良	同郡比々多村	2,000	1,000	1,000
便所改良	同郡高都原村	1,500	750	750
道路改良	足柄下郡酒匂村	2,330	1,165	1,165
住宅改良	中郡伊勢原町	600	300	300
計		10,630	5,315	5,315

こと、存じますが先般各郡市長警察署長及中等學校長等に對し融和促進に關する通牒を出したことであり此の際其の趣旨を一層徹底せしむる必要を認めためて直接此の問題に關係深き皆さんを一堂に會し各地方の實況並に之に對する御意見等を承り將來最も適切な方法に依り同胞融和の機運を促進せしむることに一段の努力を致したいと存じます。

尙協議事項等に關しては主務課長より申述べる筈であります後身の折柄甚だ御苦勞の事と存じますが此の二日間を最も有効に利用し御互に隔意なき協議を遂げられむことを希望の至に堪へません。

總定——社會改良事業獎勵規定(大正十年九月五日縣令第五十八號)社會改善事業獎勵規定

- 第一條 市町村又ハ市町村ノ一部ニ對シ社會改良ノ目的ヲ以テ左ノ事業ヲ施設スル者ニハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ經費ノ二分ノ一以下ノ補助金ヲ交付ス但シ知事ニ於テ特ニ必要ト認ムルトキハ二分ノ一以上ノ補助金ヲ交付スルコトアルヘシ
- 一、教育ニ關スル特別ノ施設
- 二、兒童保護ニ關スル施設
- 三、生業ノ改良及副業獎勵ニ關スル施設
- 四、購買組合、販賣組合及小資本融通ニ關スル施設
- 五、住宅ノ共同改修
- 六、道路、橋梁、溝渠ノ新設又ハ改修
- 七、共同浴場ノ新設増築又ハ改築

第四章 府縣の施設事業

(四) 兵庫縣

【規程訓達】

訓示——(大正十二年七月二十七日於地方改善協議會)

今回地方改善に關する協議會を開催するに當りまして各郡市長を通じて出席者の推薦方を依頼致しました處皆さんには夫々公私の職務に御多忙の折柄殊に炎暑の際にも拘らず斯く多數御出席下さいましたことは洵に欣幸の至に存ずる次第であります。

地方改善の事に關しては政府を始め本縣に於ても從來各種の施設を講じ直接其の事務又は事業に御關係になつて居らるゝ皆さん方の御盡力と相俟つて今日まで相當の成果を収めて來たのであります。但し社會一般の人々には未だ此の問題に就て正當なる理解が出来て居らぬ様な傾きのあるのは甚だ遺憾の事と存じます。

抑も地方改善事業總局の目的は舊來の因襲的偏見を除去し舉國融和の實を擧ぐるに在るので各種の改善施設の如きも要するに此の域に達せしむるの手段方法と申しても差支なからうと思ひます。即ち融和親善を促進せしむるには一面各種の改善施設を講ずるは素より必要なことであるけれども之と同時に社會一般の人々の此の問題に對する正當なる理解を喚起することが更に緊切である。此の理解あつて始めて改善施設の効果も擧るべきものだと思ひます。

今日御出席になつた皆さんは此の問題に就て充分理解の有せらるゝ方々でありますから別に詳細なる説明を申上ぐるまでもない

八、衛生上ノ改良ニ關スル施設

九、貧困者救護ニ關スル施設

十、其ノ他知事ニ於テ社會改良上必要ト認ムル施設

第二條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ毎年四月三十日迄ニ知事ニ出願シ許可ヲ受クヘシ

一、事業計畫書及其ノ實行方法ヲ詳記シタル事業計畫書

二、施設ノ事業カ工事ノ施行ニ屬スルモノナルトキハ、設計書(口)圖面(ハ)工事ノ着手及成功豫定期並ニ其ノ見積計算書

三、收支豫算書

第三條 補助ヲ受ケタル者其ノ事業ニ着手シタルトキハ着手後一週間以内ニ其旨知事ニ申出ツヘシ

第四條 左ノ場合ニ於テハ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ
一、工事ノ着手及成功期限ノ延期ヲ要スルトキ
二、事業ノ計畫設計ニ大ナル變更ヲ要スルトキ
三、事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止スルトキ

第五條 補助ヲ受ケタル事業完成シタルトキハ其ノ成績及經費ノ精算書ヲ添へ速ニ知事ニ届出ツヘシ

第六條 補助金ハ精算終了ノ後之レヲ交付ス但シ特別ノ事情アルモノニ對シテハ精算終了前之レカ交付ヲ爲スコトアルヘシ

第六條 施設事業ノ成績豫定ノ效果ヲ舉タルコト能ハサルカ又ハ工事ノ出來形設計ニ違ヒ若ハ不完全ナリト認ムルトキハ事業ノ再施行ヲ命シ又ハ工作物ノ全部又ハ一部ノ改修ヲ命スルコトア

第四章 府縣の施設事業

ルヘシ

第八條 補助ヲ受ケテ講入シタル土地建物又ハ新設増築若クハ改修ヲ加ヘタル工作物ノ使用ヲ停止シ又ハ處分セントスルトキハ事由ヲ具シテ知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ事業ノ開始又ハ工事ノ完成後五ケ年ヲ経過シタルモノハ此ノ限ニアラス

第九條 積算不當ナリト認ムルトキ又ハ豫定ノ事業ヲ遂行セサルトキハ補助ノ指令ヲ取消シ又ハ變更シ若クハ既ニ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

第十條 本規程ニ依リ知事ニ差出ス願書及願書ハ所轄郡市役所及町村役場ヲ經由スヘシ

【通則】

兵社會第九八九號
昭和五年三月十日

各市町村長殿
各中等學校長殿
各警察署長殿

内務部長
學務部長
警察部長

(ロ) 昭和四年年度社會改良事業補助一覽表

事業種別	經費豫算	補助要求額	補助額	補助歩合	事業施行地	出願者
土木施設	二、六一五	一、二〇〇	七、八〇〇	三〇	神崎郡藏前村字下村	村長 金澤梅次
道路新設	四、六三三	二、三八一	一、三〇〇	三〇	明石郡魚住村西岡	同 橋本梅太郎
道路改修	二、〇二六	一、〇一九	六、一〇〇	三〇	揖保郡越前村段ノ上	同 富田勸治
同	五、六九九	二、八八四	一、七〇〇	三〇	有馬郡本庄村東山	同 田中愛之助
同	四、一〇一	二、〇三二	一、三〇〇	三〇	多紀郡南内村栗部	同 山本馬藏
同	六、二五	三、六九九	一、八〇〇	三〇	城崎郡奈佐村庄	同 今井正長
同	一、五二〇	七、五五	四、〇〇〇	三〇	多紀郡日置村上宿地	同 中西喜久馬
同	六、八六六	三、四九九	二、〇〇〇	三〇	多可郡日野村前島	同 藤井勇太郎
同	五、七三三	二、〇〇〇	七、〇〇〇	三〇	有馬郡貴志村池尻	同 前田松之助
同	三、五三〇	二、〇〇〇	一、七〇〇	三〇	水上郡春部村七日市	同 能勢宇之助
同	三、五三〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇	神崎郡川邊村保喜	同 山本重太郎
同	九、一三〇	五、八〇一	二、九〇〇	三〇	同 郡豊前村津藤	同 萩原慶治
同	七、三三七	三、三三〇	二、一〇〇	三〇	同 郡福崎町馬田	町長 柴田嘉藏
道路改修橋梁架設	六、三三三	二、四三三	一、一五〇	一九	加東郡中東條村釜地	村長 西野信太郎
同	七、一三〇	二、八六九	一、八〇〇	二六	水上郡久下村南島	同 中川幸之助
橋梁架設	三、三三三	一、六三三	八、八〇〇	二七	佐用郡中安村小山	同 和田享
衛生施設	五、〇〇〇	一、五〇〇	一、八〇〇	三〇	津名郡島飼村古池	村長 柳澤省吾
井戸新設	五、〇〇〇	一、五〇〇	一、八〇〇	三〇	飾磨郡城南村庄田	區長 西川常吉
共同浴場改築	一七、七三〇	八、八三〇	三、〇〇〇	一七		

第四章 府縣の施設事業

融和促進に關する件依命通牒
本件に關しては既に内務大臣の訓令の次第も有之從來屢々通牒指示相成候處近來公私各種の施設と各位の熱心なる努力とに依りて著しく効果を擧ぐるに至れるは邦家の爲め洵に慶賀に堪へざる所に有之候得共内閣の久しき今尙ほ舊來の陋習に起因せる差別的現象の根絶せざるものあるは眞に聖代の恨事に有之候而して之が禍根の絶滅を期するは素より國民一般の自覺に俟つべきも特に町村自治教育警察事務の局に在る者は深く自ら戒心し民衆の指導に當るの必要可有之と被存候昨年中央融和事業協會並全國各附屬融和團體に於ては五箇條御誓文の公布日たる三月十四日を以て「國民融和日」とし此日を以て毎年全國一齊に融和促進の運動を實施することに決定相成候に就ては我邦現下の世相に鑑み各位に於ては此際特に從來通牒の趣旨に則り融和促進に一層の努力を爲し以て八千萬國民を纏て赤子として撫育し給ふ洪大無邊なる皇恩の萬一に酬ひ奉らむことを期せられ度此段依命及通牒候也
追て來る三月十四日日本件に關し長官より職員一同に對し訓示可有之旨に有之候條爲念申添候

(イ) 昭和五年度豫算

- 總額—七五、〇〇〇圓
- 一、地方改善事業施設費補助 六〇、〇〇〇圓
 - 二、職業講習會補助 一〇、〇〇〇圓
 - 三、清和會補助 五、〇〇〇圓

第四章 府縣の施設事業

共同浴場改築	一四、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	二	川邊郡立花村上ノ島	同	山野庄太郎
同	三、二九九	五、〇〇〇	二、五〇〇	三	嘉古郡加古川町南備後	總代	小南兼松
住宅共同改修二五戸	二八、二〇〇	八、〇〇〇	一、五〇〇	一月當六圓	美父郡八鹿町下綱場	區長	植田常吉
住宅共同改修一五戸	一三、五〇〇	六、五〇〇	三、〇〇〇	同	城崎郡中竹野村和ノ田	代表者	上垣信三
同	七、八六六	三、九八八	三、〇〇〇	同	出石郡出石町寺町	同	山崎貞造
同	三、二六一	一、八〇〇	四、五〇〇	同	赤穂郡若狭野松上松	同	前坂千藏
同	三、〇一一	三、一〇〇	一、〇〇〇	同	明石郡玉津村上池	同	橋本貞次郎
同	二、四三三	一、一〇〇	四、〇〇〇	同	赤穂郡坂越村濱中	同	表田石松
同	四、九〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	同	加古郡野口村長砂	同	新屋秀次
同	一四、七七七	七、〇〇〇	一、五〇〇	同	宍粟郡千種村西山	同	尾崎貞太郎
住宅改修	七、七	三、五	一、五〇〇	同	佐用郡三日月村三日月兼谷	區長	美野敬造
轉住	一、六八	七、四	一、五〇	同	同 郡佐田町西山	同	山内敬治
下水溝改修	一、六〇〇	八、〇〇	四、〇〇	同	武庫郡武庫村守部新田	村長	田近勇藏
同 新設	五、六	二、八	一、五〇	同	水上郡佐治村澤野	町長	中島敏之助
火葬場附屬休憩所改築	六、七	三、〇	一、〇〇	同	津名郡鮎頂村三野畑	村長	高津雅雄
教育施設							
公會堂建設	二、六四	一、一〇	八、〇	同	宍粟郡城下村比地	代表者	山田徳平
公會堂建設	一、三三七	三、三	四、〇	同	美父郡高柳村八木	區長	渡邊寅雄
同	三、九九	一、九〇	一、一〇〇	同	水上郡美和村東勅使	同	早瀬徳治
同	四、一一	一、五〇〇	一、一〇〇	同	神崎郡栗賀村寺野	同	橋本常藏
公會堂圖書室建設	四、一一	一、五〇〇	一、一〇〇	同	宍粟郡安部村瀬川	代表者	南山卯作
俱樂部建設	六、〇八一	三、〇〇〇	一、八〇〇	同	加西郡富田村西谷	區長	石野定次
集會場建設	四、八七	一、〇〇〇	一、一〇〇	同			
其他ノ施設							

(五) 埼玉縣

共同作業場建設	一、四〇〇	七、〇〇	四、〇〇	同	揖保郡東栗栖村福橋	代表者	岸井正造
兒童保育所増築	四、〇〇〇	三、〇〇〇	一、四〇〇	同	神戶市楠町七丁目	戰役記念保育會理事	木村義吉
土地開墾	二、〇一〇	一、〇〇〇	六、〇〇	同	宍粟郡千種村西山	代表者	神田喜市郎
神社改築	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	同	多可郡中町高岸	代表者	山本要
電燈架設	二、六一	一、三三	六、〇	同	加古郡母里村草谷下草谷相野	同	福本嘉平次
同	一、〇〇一	七、〇〇	三、一〇	同	水上郡幸世村多田野	同	谷田愛治
合計	三三、一四三	一一〇、六七	五、〇〇〇	同			

【規程訓達】

改善事業獎勵規程 (埼玉縣告示第二百八十號) (大正十年八月十二日)

- 第一條 地方改善事業獎勵ノ爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
- 第二條 補助金ハ改善事業ニ要スル費用ニ對シ事業經營主體ニ之ヲ交付ス
- 補助金ノ額ハ前項費用ノ五割以内トス但シ知事ニ於テ特ニ緊切ナリト認メタル場合ニハ此ノ制限ニ依ラサルコトアルヘシ
- 第三條 前條ノ補助金ハ左ノ各號ニ該當スル事業ノ中ニ就キテ其ノ緩急適否ヲ査定シ之ヲ交付ス
 - 一、住宅ノ修理改善
 - 二、屋外室ノ廢止ニ伴フ仕事場ノ設備
 - 三、井戸下水及便所ノ改良

第四章 府縣の施設事業

- 四、共同浴場ノ設備
 - 五、生産用器具ノ購入
 - 六、トラホーム無料治療施設
 - 七、其他知事ニ於テ緊急改善ヲ要スルト認ムル事業
- 第四條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ事項ヲ具シ前年度七月末日限り提出スヘシ
- 一、經營豫算書
 - 二、事業計畫書
- 事業經營主體カ公共團體ニアラサル團體又ハ組合ナル場合ニ於テハ其ノ代表者タルコトヲ證明スル書類ヲ添付スルコトヲ要ス
- 第五條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者又ハ交付ヲ受ケタル者前條添付書類ノ記載事項ニ變更アリタル時ハ遅滞ナク其ノ旨報告スヘシ
- 第六條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ經費決算並ニ其ノ事業ノ成績ヲ翌年五月末日迄ニ報告スヘシ

第四章 府縣の施設事業

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ補助ノ指令ヲ取消シ又
既ニ交付シタル補助金ノ一部若ハ全部ノ還付ヲ命スルコトアル
ヘシ

- 一、事業ノ施行ヲ怠リ若ハ方法適當ナラザルトキ
- 二、第六條ノ經費決算額カ補助金交付當時ノ豫算額ニ違セサル
トキ
- 三、本規程ニ依ル報告ヲ怠リタルトキ

附 規

本規程ハ發布ノ日ヨリ施行ス

(イ) 昭和五年度豫算

豫算總額——一三、八六三圓

(内譯) 一、直營事業

二、改善施設補助費

三、融和團體補助費

一、九六三圓
八、九〇〇圓
三、〇〇〇圓

(ロ) 昭和五年度事業計畫

一、直營事業 主事補二人

二、補助事業

修養施設費補助、環境、地區整理等補助

(ハ) 昭和四年度施行事業

一、直營事業

講演會

會 名	開催月日	開催地	概況
社會思想講演會	五月三、二	北足立郡石戸村	矢吹博士の社會思想 下村春之助氏の融和 問題聴衆約七〇〇人
	五、三、八	大里郡妻沼町	矢吹博士の社會思想 松本幸氏の融和問題 聴衆約二〇〇人
	五、三、九	北埼玉郡太田村	矢吹博士の社會思想 松本幸氏の融和問題 聴衆約六〇〇人
	五、三、五	入間郡名細村	長井博士の社會思想 山本正雄氏の融和問 題聴衆一五〇人
	五、三、六	兒玉郡東兒玉村	長井博士の社會思想 山本正雄氏の融和問 題聴衆約二〇〇人

二、補助事業

施行事業

道路新設及改修

橋梁架設

共同井戸

厩及井戸改良室の撤廢

講演會

施行市町村	事業費	補助費
比企郡西吉見村外七ヶ町村	三、五七六	五、九七五
北埼玉郡下忍村	五九〇	三三〇
大里郡長井村外二村	一、五七五	四六三
北足立郡原市町外四村	三、六〇〇	六五三
北葛飾郡榎田村外三村	三、六〇〇	一三〇

(六) 群馬縣

【規定訓達】

規程——部落改善補助規程

(大正十一年三月十四日群馬縣令第十七號)

群馬縣令第十七號
部落改善補助規程左ノ通定ム

大正十一年三月十四日

群馬縣知事 大芝 愷吉

- 第一條 部落ノ改善發達ヲ圖ルノ目的ヲ以テ左ノ事業ヲ施設シタル公共團體又ハ其ノ他ノ團體及個人ニ對シ毎年豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ經費ノ二分ノ一以内ヲ補助ス但シ知事ニ於テ必要ト認メタルトキハ三分ノ二迄増額スルコトアルヘシ
 - 一、教育ニ對スル特別施設
 - 二、講習講話會ノ施設
 - 三、生業ノ獎勵及其ノ改良ニ關スル施設
 - 四、移住及出稼
 - 五、集會場ノ新築又ハ改築
 - 六、共同浴場ノ新設又ハ改良
 - 七、井戸及上水道及下水道又ハ便所ノ新設改良
 - 八、「トラホーム」其ノ他疾病治療ニ關スル設備
 - 九、居住地域ノ整理
 - 一〇、道路ノ改良
 - 一一、住宅ノ新築又ハ改築
 - 一二、其他部落改善上必要ト認ムル施設
- 第二條 補助ヲ受ケムトスルモノハ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル申請書ニ左ノ書類ヲ添付シ前年六月三十日迄ニ知事ニ差出ス
ヘシ
- 一、事業計畫及其實行方法ヲ詳記シタル圖書

第四章 府縣の施設事業

第四章 府縣の施設事業

第十條 郡市長ニ於テ第二條ノ補助申請書及第五條ノ事業成績届出ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及效果ヲ調査シ意見ヲ附シテ之ヲ通達スヘシ

附 則

本規程ハ大正十一年四月二日ヨリ之ヲ施行ス
大正十一年度ニ於テ補助ヲ受ケムトスル者ハ大正十一年五月三十一日限リ第二條ノ申請ヲ爲スヘシ
訓令—乙第二六八號

郡	役 所
警 察 署	
警 察 分 署	
市 役 所	
町 村 役 場	

今や世界平和の思想旺盛にして世界的同胞觀念の漸く向上せむとするの時に當り一部の同胞と一般同胞との間往々情意の疎隔を來し融和の實を缺くが如きものあるは實に明治の初年明に差別撤廢を宣せられたる 宗旨に悖るのみならず時代錯誤も亦甚しく果ては洵に國家の深憂と云はざる可からず是固より一部同胞中結息因循に慣れ向上發展の氣概に乏しき者あるに因るべしと雖も亦一般民に往時の困窮なる差別的感情の尙ほ未だ除去せられざるに因る故に改善の實績を擧げむとせば前者に對して特に其の自覺を促して向上發展を策せしめ其の弊害の存するところを改善せしむる

習會を開催す。

七、指導員等を設置し改善を圖らんとす。

部落改善要項

一、普通民の覺醒

イ、市町村吏員其他公職にあるものは努めて部落民に接近し公會其他の席上無差別の待遇をなし卒先人格球重の模範を示すこと。

ロ、宗教家教育家等講演説教をなす場合に同胞觀念を懇切に説示すること。

ハ、小學校にありては一般兒童との融和を圖り遊戯の際は勿論其他凡ての機會に於て兩者の親善接近に留意すること。

ニ、入退營者に對しては一般と待遇に差別なからしめ陸軍演習等の際に於て其の宿舍割當に關し特に部落を除外するが如きことなからしむること。

ホ、軍人會青年會處女會等の諸會合に於て差別的取扱をなさない様留意すること。

ヘ、住居又は職業に付一般と疎隔の風習を除き各其の志望を遂げ生活の向上に協力すべき様留意すること。

ト、俵紳採用につきても差別的取扱をなさない様留意すること
チ、諸種の教育的又は經濟的目的を有する團體を組織し彼此共助共濟の實を擧げ既存の諸團體は特に此點に於て其の活動を旺にすること。

リ、神社寺院を中心とし敬神崇祖の念を高め又一般教化事業を

第四章 府縣の施設事業

四〇

と共に後者に對しては人道の示す所に從ひ因襲的偏狹なる思想の打破を熱望せざるを得ず近時此種の事業は大に世人の注目する處となり漸次改善の歩を進めつゝありと雖も未だ以て遺憾とすべきもの尠しとせず市町村自治の當局者は勿論一般の指導に任ず可き者宜しく思を致し致し協心戮力大體左の方針に則り愈改善の實績を擧げむことを期すべし。

大正十一年三月二十九日

群馬縣知事 大 芝 愷 吉

部落改善上緊切なりと認むる施設の概要

一、代表者懇談會

部落中の有志家其他篤志家を一堂に會せしめ懇談を爲し意志の疎通を圖り改善方策に資せむとす。

二、部落表彰

部落中改善の成績顯著なるもの及功勞者を表彰す。

三、縣外視察

部内の中堅人物中より希望者を募り旅費を補助して視察をなさしめ其の自覺々醒を促す。

四、講話會開催

部落改善講話會を開催す。

五、部落改善補助規程實施

改善事業の補助、衛生其他部落改善上適切なりと認むる事業に對し補助をなし其向上を期せしむ。

六、講習會の開催

部落改善の爲め教育産業衛生裁量其他各般の事項に付短期講習會を開催す。

旺にすること。

マ、祭典等の場合一般の氏子と差別ある取扱をなさないこと。

二、部落民の改善

(一) 教育的方面

イ、義務教育の普及

部落兒童の就學出席未だ一般に比し良好ならず學業上に於ても不良なり故に學齡兒童保護會の活動を促し又學校職員村當局者駐在巡查等互に協力して其の就學出席を督勵すること。

教員自ら部落内に居住し改善指導の衝に當り或は家庭訪問をなし又特に父兄母姉會等を利用し家庭と學校と連絡して改良を圖ること。

訓練上つきては部落民の特殊心理たる僻み根性猜疑心無分別復讐心等を除去し信義を守り公德を念とする等専ら諸徳性を調致し體操作法に注意し又清潔の習慣を養ひ品性の向上に留意すること。

ロ、補習教育

高等小學校入學者を多からしめ特に女子の入學を奨励すること及晝間夜間補習教育を施し殊に精神教育に力を盡し又女子の裁縫教育等に特に留意すること。

ハ、高等教育

中等教育より進んでは益々高等教育の修業に志さしめ代表的人物指導的人物の養成に努むること。

第四章 府縣の施設事業

一、附種の社會的會合
戶主會主婦會軍人會青年會處女會の活動を盛にし自治自治
社會奉仕の精神を熾烈ならしめ改善上の研究施設を備す事

二、宗教教育
宗教教育其の他一般有志の修養講話會の開催を策し
諸同心公共心を開發し又有益なる娯樂に親ましめ高尚なる
趣味を養成し犯罪の防遏賭博の惡風飲酒浪費の惡癖卑猥の
風俗等の除去を圖ること。

(三) 經濟的方面
イ、自由に産業を選擇し勤勉力行して生計及品性の向上を圖
リ又職業に關する智識を増進し副業の收利を増進せしむ。
ロ、移住出稼等なり。

(イ) 昭和五年度豫算

總額一七、一五〇圓

- 一、直營事業費 八五〇圓
二、改善施設補助費 四、〇五〇圓
三、融和團體補助費 二、二五〇圓
四、〇五〇圓
五、融和團體補助費 二、二五〇圓

(ロ) 昭和五年度事業計畫

一、直營事業

部落有志及篤志家懇談會、竹細工傳習會、眞綿傳習會

二、補助事業

道路橋梁、新設改修、火防用井戸新設、飲用水井戸新設

(ハ) 昭和四年度施行事業

一、直營事業

Table with columns: 會名, 開催月日, 開催地, 概況. Lists various meetings and their details.

二、補助事業

Table with columns: 施行市町村, 事業費總額, 補助費. Lists municipalities and their respective budget amounts.

(七) 千葉縣

【規程調書】

編纂一 社會事業助成獎勵規程

(縣令第八七號大正十年四月一日)

第一條 公共團體、其ノ他ノ法人、組合若ハ個人ニシテ公益ノ爲
左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ヲ經營シ之カ助成獎勵ヲ必要トス
ルトキハ本令ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成
金若ハ獎勵金ヲ交付ス
一、部落改善 一、託兒所

第四章 府縣の施設事業

一、免囚保護
一、感化教育
一、官啞教育
一、貧民救助
一、徒弟教育
一、市場
一、職業紹介
一、授産場
一、前各號ノ外知事ニ於テ必要ト認ムルモノ
前項ノ外市町村ニ於テ社會事業資金ヲ蓄積シ又ハ社會事業ノ
助成獎勵ヲ爲ストキ亦同シ
第二條 助成金若ハ獎勵金ハ事業費、創業費、又ハ資金蓄積額若
ハ助成獎勵費ノ十分ノ五以内トス但シ市町村ニ在リテハ第一條
ノ經費又ハ資金蓄積額ニシテ從前ノ資金及其ノ利子ヨリ支出ス
ルモノアルトキハ之ヲ控除シタル殘額ニ付査定ス
第三條 助成金若ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケムルトキハ設立者又
ハ其ノ代表者ヨリ毎年四月三十日限左ノ事項ヲ具シ知事ニ申請
スヘシ
一、第一條第一項ニ依ル場合ハ設立者氏名又ハ名稱、事務所
在地、當該年度豫算、前年度決算、事業概要、維持經營方法
事業施行ニ關スル規則定款、寄附行爲若ハ組合規約書、資産
設備、調書
二、同條第二項ニ依リ資金ヲ蓄積スルトキハ當該年度豫算並若

第四章 府縣の施設事業

積内課書、助成奨励ヲ爲ストキハ當該年度算並被助成奨励ノ事業概要

第四條 助成金若ハ奨励金ヲ交付スル場合ニ於テハ條件ヲ附スルコトアルヘシ

第五條 助成金若ハ奨励金ノ交付ヲ受ケタル者ハ毎六箇月毎ニ事業成績及收支精算ノ要領ヲ知事ニ報告スヘシ

第六條 第三條各款ニ異動ヲ生シタルトキハ設立者又ハ其ノ代表者ハ事由ヲ具シ直ニ知事ニ届出ツヘシ

第七條 助成金若ハ奨励金ノ交付ヲ受ケタル市町村社會事業資金ノ管理ニ付テハ市町村罹災救済基金補助方法施行細則第二條乃至第四條又ハ第六條ヲ準用ス

第八條 知事ニ於テ必要アル場合ハ事業ニ關シ報告ヲ爲サシメ書類帳簿ヲ徴シ及實地ニ就キ事業ヲ視察シ又出納ヲ檢閲スルコトアルヘシ

第九條 助成金若ハ奨励金ノ交付ヲ受ケタル者本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違背シ又ハ事業ノ成績不良ナルトキ其ノ他必要ト認ムルトキハ助成金若ハ奨励金ノ一部又ハ全部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

第十條 本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ文書ハ市ニ在リテハ市長其ノ他ニ在リテハ町村長及郡長ヲ經由スヘシ前項ノ文書ヲ收受シタルトキハ意見ヲ附シ之ヲ進達スヘシ

第十一條 本令ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 大正六年二月千葉縣令第七號ハ之ヲ廢ス

附 則

二、補助事業

施行事業

施行市町村

事業費 補助費 府縣費 國費

作業場修繕新築三戸
共同井戸改築五戸
井戸開及流溝新設
下水池路新設
貯水池新設
廢物捨場新設

印旛郡酒々井町 二〇〇〇 三〇〇 五〇〇

(八) 茨城縣

【規定調達】

規定一 (1) 部落改善事業助成規程(茨城縣令第十六號)

第一條 部落ノ改善發達ヲ圖ルノ目的ヲ以テ施設スル事業ニ對シ

縣ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス

第二條 助成金ハ事業終了後其ノ精算額ニ對シ之ヲ交付スルモノトス

第三條 助成金ハ其ノ精算額ニ對スル百分ノ五十以内トス但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 助成金ヲ受ケムトスル者ハ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ毎年二月末日迄ニ知事ニ差出シ豫メ

其ノ承認ヲ受クヘシ但シ特別ノ事由アルモノハ本條ノ期日以後ニ於テ其ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第五條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六條 助成金交付出願ノ期日ハ大正十年年度ニ限第四條ノ規程ニ依ラサルコトヲ得

第七條 (2) 茨城縣社會事業委員設置規程

第一條 社會事業ニ關スル調査並改善指導ノ事務ニ從事セシムル

第四章 府縣の施設事業

四五

第十三條 大正十年年度ニ限リ第三條ノ申請期間ヲ大正十年五月三十一日トス

(イ) 昭和五年度豫算

總額一、〇五〇圓

(内譯) 一、直營事業費

二、改善施設補助費

內 文化的施設補助費

三、融和團體補助費

(ロ) 昭和五年度事業計畫

一、直營事業 ナシ

二、補助事業

イ、井戸及下水ノ改造

ロ、住宅及作業室ノ移轉改築

ハ、公會堂建設基礎工事

(ハ) 昭和四年度施行事業

一、直營事業

一、講演會

會 名 開催月日 開催地 概 況

社會事業講演會 昭和四年十月十二日 東葛飾郡七福村 講師三好伊平次外一名 聴講二百名

融和事業講演會 同五年三月十四日 印旛郡酒々井町 昭和會と合同主催聴講二百名講師三好伊平次外一名

第四章 府縣の施設事業

- 爲社會事業委員ヲ置ク
- 第二條 社會事業委員ハ社會事業ニ智識經驗ヲ有シ其ノ地方ニ於ケル調査並改善指導上適當ト認ムル者ノ中ヨリ知事之ヲ囑託ス
- 第三條 社會事業委員ハ名譽職トス
- 第四條 社會事業委員ノ擔當スヘキ區域並事務ニ付テハ委員ノ囑託ノトキ之ヲ定ム
- (3) 部落改善ノ事務ニ從事スル社會事業委員執務心得
- 第一條 社會事業委員ハ常ニ擔當部落内ニ於ケル狀況ヲ調査研究シ住宅ノ改良教育産業衛生並ニ矯風等ノ社會事業ノ指導ニ當ルモノトス
- 第二條 社會事業委員ハ知事ノ臨時委囑スル事項ニ付實施ノ術ニ當リ又ハ調査報告ヲ爲スモノトス
- 第三條 社會事業委員ハ部落改善上施設ノ必要アリト認メタル事項ニシテ重要ナルモノニ付テハ知事ニ開申シ指揮ヲ受クルモノトス
- 第四條 社會事業委員ハ町村長、學校長、警察官、篤志家等ト常ニ聯絡ヲ保テ一般社會ト部落民トノ融和親善ヲ圖ルモノトス
- 第五條 社會事業委員ハ事務執行ニ關シ取扱ヒタル書類ヲ編纂保存スルモノトス
- 第六條 社會事業委員ヨリ知事ニ提出スル文書ハ總テ町村長及ヒ郡長ヲ經由スルモノトス
- (4) 生活狀態調査ノ事務ニ從事スル社會事業委員執務心得
- 第一條 社會事業委員ハ知事ノ委囑ニヨリ都會農村並漁業地ニ於

ケル無民及農村ニ於ケル小作農ノ生活狀態ノ調査ニ當ルモノトス

第二條 社會事業委員ハ其ノ分擔區域内ニ於ケル家計調査掛ノ諸帳簿ヲ檢閲シ指導ニ當ルモノトス

(イ) 昭和五年度豫算

總額 二、四四二圓

- (内譯) 一、講習會費 三九二圓
- 二、改善施設補助費 二、〇〇〇圓
- 三、社會事業委員費 五〇圓

(ロ) 昭和五年度事業計畫

一、直營事業

講習會 關係市町村融和事務擔當者、方面委員、學校職員並改善地區に於ける一般青年幹部等を講習員とし、其の豫定人員五十人を召集し本年八月頃筑波町に開催し二日間寢食を共にし融和思想の養成並に融和親善を圖らんとす。

二、補助事業

少數同胞の文化的施設殊に作業場便所井戸等の新設又は改修に對し其の工事費の百分の五十以内を補助せんとす。

(ハ) 昭和四年度施行事業

一、直營事業

一、調査 昭和五年一月十四日付の中央融和事業協會長の照會に基き本縣對此の融和事業に從事する社會事業委員に依頼し

て融和事業調査をなす。

二、講習會

會名	開催月日	開催地	概況
融和事業講習會	昭和四年八月十三日	眞壁郡下館町	講習生は社會事業委員方面委員少數同胞等四十五名講師中央融和事業協會の赤堀都太郎山本正男、新務省の江越信三氏に於て講習生は三日間寢食を共にして講習は三日間寢食を共にして講習會は活
第二回関東融和事業協同會	昭和四年八月十六日	眞壁郡下館町	茨城縣主催となり群馬縣埼玉縣神奈川縣栃木縣山梨縣長野縣千葉縣の縣吏員社會事業協會の職員等十六名相會し融和事業に關する協議をなし宣言並請願を決定す

三、委員制度に關する事項

本縣に於ける融和事業に從事する社會事業委員は合計五十名にして縣にて毎年之に對して平均一圓の手當を送付して居る該委員は一般融和事務のみならず地方改善事務に斡旋助力しつゝあり。

二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費
作業場改造	筑波郡高道町村	三、七〇〇	三、八〇〇
作業場新設	北相馬郡守谷町	四、〇〇〇	三、三〇〇
共同使用古井戸改修	行方郡香澄村	一、三〇〇	六、〇〇〇
作業場新設	猿島郡五箇村	一、八〇〇	九、〇〇〇

第四章 府縣の施設事業

(九) 栃木縣

【規定調査】

調査 一、(昭和三年一月縣下小學校長會議)

明治四年八月太政官布告第六十一號を以て四民平等の令を發し給ひしより五十有八年を経たるも未だ一部國民に對し賤視的偏見を固守する者ありて往々差別事象を聞知するは洵に遺憾とする所なり。

各位は一層同胞の融和促進に關し留意せられんことを望む。

調査 一、(於昭和三年三月二十六日地方改善懇談會)

一、改善實行團體設置獎勵の件
融和促進の實績を擧ぐるには地方に改善實行團體を組織し是が活動を促進するを以て捷徑なりとす各位は宜しく未設町村に在りては此が設置を促し既設町村に在りては之を援助し其の創立の趣旨に副ふ様努力せられんことを望む。

二、育英獎勵に關する件

内務省に於て人格成績優秀なるに拘らず貧困の爲中等學校程度以上の學校に入學し得ざる者に對し學費を給與し成業せしむるの途を講じつゝあり各位は右該當者を調査探究し以て本業の目

第四章 府縣の施設事業

的達成に助力せられんことを望む。

- 三、講演會並講習會開催の件
融和促進の思想を徹底せしむる爲講演會並講習會を開催することとは尙に適切なる施設なりとす各位は適宜各種の會合を開催せられ本事業の促進に努力せられんことを望む。
- 四、融和促進資料調査の件
歴史的文献に據り事實の真相を究明することは相互の理解を早め融和に貢献すること尙からず各位に於て郷土に關する口碑、傳説、記録等信憑するに足るものあらば調査の上報告せられんことを望む。

(イ) 昭和五年度豫算

總額—二、〇〇〇圓

(内譯) 一、改善施設補助費 一、〇〇〇圓

文化的施設補助費

二、融和團體補助費 一、〇〇〇圓

(ロ) 昭和五年度事業計畫

補助事業 事業種類 事業費總額 補助費
改善地區五ヶ所 住宅及井戸便所等 三、六五〇圓 一、〇〇〇圓
等の改善道路改修

(ハ) 昭和四年度施行事業

一、部落現況調査

戸數人口、産業、名譽職、職業等。

一心盡忠報效の至誠を捧げ舉國一致君民同和世々其美を濟せるは是我國體の精華にして宇内萬邦に卓立する所以亦實に此に存す長くも明治四年仰出されたる四民平等の制は先帝陛下が我等黎民を子視し給ふの大御心に基くところにして當時下し賜りたる五箇條の御誓文と共に盛徳炳として日星の如し加之今上陛下實許を踐ませ給ふに臨み祖訓を祖述し給ふことを明にせられ殊に義は則ち君臣にして情は獨ほ父子のごとく以て萬邦無比の國體を成せることを宣示し給へり聖慮宏遠盛徳深厚洵に感激措く能はざる所なり

縣は夙に聖旨を奉體して之が徹底に努め閭閻一致協心戮力して諸和輯睦の實を擧げむことを期し人道の本義に基き俱に共に相率ゐて國運の振興を企圖し各般の施設に銳意し一方識者間に於ても互に相倚り相扶け以て漸次融和の曙光を見るに至れり然りと雖因襲の弊猶ほ全く脱せず稍もすれば縣民の自覺未だ充分ならず爲に不知不識の間に長くも聖旨に悖るの恐ある者なしとせざるのみならず最近磯城郡に勃發したる不祥事の如き眞に微々たる些事に端を發し兄弟相闘き同胞相争ひ終に流血の慘を見るに至る豈長嘆大息せざるべけむや思ふに方今宇内の大勢に鑑み日新の世局に處し協同諸和の實を擧げ共存共榮の慶澤を借にせむとする固より縣民一般の自覺自醒に須たざるべからず、庶幾は積年の陋習を破り無意義なる差別的觀念を一掃すると共に居常互に相誠めて其の言行を慎み郷黨隣里相率ゐて智徳の研磨に努め切磋砥礪相鼓うて人格の陶冶と地位の向上とを圖り和衷協同以て國運の進展に貢獻せむ

第四章 府縣の施設事業

二、講習會

社會事業講習會中左の科目を添入。

會名 開催月日 開催地 備考
社會事業講習會 昭和五年四月十八日 宇都宮市 中央融和事業協會赤堀都太郎氏の講演、講習員、市町村吏員、指導委員等約八十名

二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費總額	補助費	備考
下野昭和會	栃木縣鹿沼市	一、〇〇〇圓	一〇〇圓	
井戸及便所	下都賀郡中井村	一、〇〇七圓	一〇七圓	井戸九戸 便所十三戸
住宅便所	安蘇郡旗川村	九六六圓	一〇〇圓	住宅一、便所六、室改築二
井戸	同 並木	八〇八圓	一〇〇圓	井戸六
住宅	下都賀郡栃木町	一、〇一一圓	一〇〇圓	住宅五
共同井戸	足利郡山前村	八〇〇圓	一〇〇圓	十二月共同井
計	五件	三、六五〇圓	四〇〇圓	

(一〇) 奈良縣

【規定調査】

告諭—奈良縣告諭第一號(大正十二年三月二十四日)

謹て惟みるに萬世一系の皇室を戴き一視同仁の惠澤に浴し億兆

ことを要す若夫一朝不幸にして誤解を生ずるが如きことあるも斷じて輕過妄作を避け虚心坦懐互に赤心を披瀝して極力之が諒解に努め交際妥協事を談笑の間に決して益々諸和融和の實を擧げ以て聖恩に副ひ奉らむことを期せざるべからず縣民宜しく日夕此に三思し其の歸趨を誤ることなく着々地方改善の實を擧げ其の効果を歎むるに於て毫も遺憾なからむことを望む。

社會第一二九一號

昭和四年六月四日

學務部長 奈良縣書記官 安井章一

各市長村長殿 各小學校長殿

地方改善男女青年修養會開設に關する件依命遵履

男女青年の指導に關しては豫て貴職の御配慮相煩し居り候處要改善地の男女青年を指導し其の情採の涵養を計るは現下の實情に鑑み特に緊要と被認候に就ては今回別紙要項の施設を講ぜられ候向に對しては成績考慮の上豫算の範圍内に於て相等獎勵金(一枚に付月額五圓以内)交付可相成見込に有之候條可然御協議の上如上の目的達成上一段の御考慮相煩度此段依命及通牒候也
追而該施設を計畫せられ候節は別紙第一號様式に依り御回報相成度尙又獎勵金交付は毎年三月十日限り第二號様式に依り申請相成度候

(一) 地方改善地男女青年修養會開設要項

地方改善地の男女青年をして毎月一回以上會合せしめ讀書

第四章 府縣の施設事業

中心に適切なる指導をなすこと

- (一) 會合は附近隣在の小範圍より全部落聯合の方法に及ぼす等特に利便と實行とに留意せらるべきこと
- (二) 毎月の會合日は定日に之をなし變更せざるを本體となすも萬不得止變更の場合は即時報告せられたきこと
- (三) 會合の時間は季節に依り適當に斟酌せられたきこと
- (四) 一、會員出席簿 二、指導者出席簿 三、指導日誌

第一號様式(開設報告様式)

地方改善地男女青年修養會開設報告

開催日時 會場所在地 會員數 指導者 指導方法 備考
及會場名 職氏名

右及報告候也

小學校長名

學務部長宛

第二號様式(奨励金交付申請書様式)

奨励金交付申請書
別紙の通り地方改善地男女青年修養會を開催致し候條奨励金交付相成度此段及申請候也

年月日

小學校長名

知事宛

五〇

開催回数 會員數 延人員 所要指導者 指導備考

〇回(男〇〇名 女〇〇名) 〇名(男〇〇名 女〇〇名) 〇名(男〇〇名 女〇〇名) 内課

男女合同にて開催の場合は特に備考に附記すること
本申請は市町村長を経由すること

(イ) 昭和五年度豫算

總額—三七、一八三圓

- (内課) 一、直營事業 一一、一〇三圓
- 二、改善施設補助費 二二、五八〇圓
- 内 一、經濟保護事業補助費 一、〇〇〇圓
- 二、文化的施設事業補助費 二一、五八〇圓
- 三、融和團體補助費 二、五〇〇圓

(ロ) 昭和五年度事業計畫

- 一、直營事業 講習講話、懇談會、移住並副業奨励、男女青年修養會、トラホム治療所等。
- 二、補助事業 市町村、地方改善施設事業をなす補助。

(ハ) 昭和四年度施行事業

- 一、直營事業
- 二、視察

月日	視察地	概要	概況
三月一日	三重縣津市常磐町 同 員辨郡松坂町	麻裏草履下駄表加工組合の状況及部落改善施設その他	戸主、青年團、村當局等二十六名出席生活改善に關し具體的に懇談す
同 二日	名古屋市中奥田町 同 瑞穂市下奥田町	産物加工組合、隣保館、實業診療所、農工同業組合、松樹表製造、スベ表栗表其の他部落改善事業	戸主、青年團、村當局等二十九名出席家庭の清潔整頓につき懇談す
同 三日	埼玉縣吉川町大家 村毛呂村	職業紹介所、公設賣場、共同宿泊所其の他社會施設	戸主、主婦、小學校職員等十九名出席懇談事項清潔整頓、貯蓄組合奨励
同 四日	神奈川縣横浜市 同 同 同	地方改善事業施設一般	同
同 五日	同 同 同	同	同
同 六日	同 同 同	同	同
同 七日	同 同 同	同	同
同 八日	同 同 同	同	同
同 九日	同 同 同	同	同
同 十日	同 同 同	同	同
同 十一日	同 同 同	同	同
同 十二日	同 同 同	同	同
同 十三日	同 同 同	同	同
同 十四日	同 同 同	同	同
同 十五日	同 同 同	同	同
同 十六日	同 同 同	同	同
同 十七日	同 同 同	同	同
同 十八日	同 同 同	同	同
同 十九日	同 同 同	同	同
同 二十日	同 同 同	同	同
同 二十一日	同 同 同	同	同
同 二十二日	同 同 同	同	同
同 二十三日	同 同 同	同	同
同 二十四日	同 同 同	同	同
同 二十五日	同 同 同	同	同
同 二十六日	同 同 同	同	同
同 二十七日	同 同 同	同	同
同 二十八日	同 同 同	同	同
同 二十九日	同 同 同	同	同
同 三十日	同 同 同	同	同

第四章 府縣の施設事業

月日	視察地	概要	概況
同 一	同 同 同	同	同
同 二	同 同 同	同	同
同 三	同 同 同	同	同
同 四	同 同 同	同	同
同 五	同 同 同	同	同
同 六	同 同 同	同	同
同 七	同 同 同	同	同
同 八	同 同 同	同	同
同 九	同 同 同	同	同
同 十	同 同 同	同	同
同 十一	同 同 同	同	同
同 十二	同 同 同	同	同
同 十三	同 同 同	同	同
同 十四	同 同 同	同	同
同 十五	同 同 同	同	同
同 十六	同 同 同	同	同
同 十七	同 同 同	同	同
同 十八	同 同 同	同	同
同 十九	同 同 同	同	同
同 二十	同 同 同	同	同
同 二十一	同 同 同	同	同
同 二十二	同 同 同	同	同
同 二十三	同 同 同	同	同
同 二十四	同 同 同	同	同
同 二十五	同 同 同	同	同
同 二十六	同 同 同	同	同
同 二十七	同 同 同	同	同
同 二十八	同 同 同	同	同
同 二十九	同 同 同	同	同
同 三十	同 同 同	同	同

五一

第四章 府縣の施設事業

會名	月日	開催地	概況
生活改善講演會	一二、一〇	吉野郡大淀町下淵	婦人會員、女子青年團、小學校職員約三〇〇名出席、高田主事補出席
同	同 一三	宇智郡野原町	同 約三五〇名出席
同	同 二二	磯城郡川西村下永	同 約七〇名出席
同	同 二五	北葛城郡上牧村	同 約二七〇名出席
同	同 二六	同 高田町	同 約三〇〇名出席
同	同 二六	同 山内	同 約三〇〇名出席
同	同 二六	同 高市郡船倉村丹生谷	同 約二〇〇名出席
同	同 二一、一三	山邊郡二階堂村	同 約三五〇名出席
同	同 二、一七	北葛城郡高田町山内	同 約三〇〇名出席

五、其他

(一) 地方改善地男女青年修養會
前掲地方改善地男女青年を指導し其の情操の涵養を計る目的を以て讀書中心の男女青年修養會の開設方を各市町村長並小學校長に獎勵の結果三十一小學校(集合の會場五十六ヶ所)開設し獎勵金、一小學校に對し月額五圓の割を以て交付す。

(二) 融和問題懇談茶話會
昭和四年五月地方長官會議の御
賜上陸下より縣下融和問題の現状に對し本縣知事に御下問

あり就ては同問題の重大性に鑑み益々融和促進の緊要なるを痛感し七月九日縣公會堂に當該市町村長融和事業功勞者者又は各新聞社員其の他關係者約百五十名に參集を求め融和問題懇談茶話會を開催す。因に當日 皇后宮御下賜の御茶 風苑を參集者一同に頒與す。

(三) 縣下佛教社會事業家大會

前記の通り磯城郡初瀬町長谷寺に於て開催の縣下宗教家社會事業講習會の開催を好機とし七月十四日午後五時同寺大講堂に於て縣下佛教社會事業家大會を開催す出席會員約三百名、長谷寺事務總長塚本實曉氏を座長に推し左記の決議をなすと共に今後毎年一回大會を開催し以て斯道のため活躍を期することの申合をなす。

宣言

一、佛教ノ根本精神ニ則リ人類愛ヲ高調シ社會淨化ノ完成ヲ期ス
一、吾等教徒ハ社會福祉ノ増進ヲ計ラムカタメ斯業施設ノ實現ヲ期ス
一、現下ノ社會狀勢ニ鑑ミ各既設團體ノ活躍ヲ促スト共ニ將來益々當局ノ援助ヲ望ム
右決議ス

昭和四年七月十四日

奈良縣佛教社會事業家大會

(四) 融和問題特別講話

左記の通り融和促進のため男女兩師範學校並縣下巡査講習所生徒に對し特別講話をなす。

月日	會場	生徒數	講話要項
昭和四、三、三、五日間	縣巡査講習所	六	イ、部落の歴史的考察 ロ、水戸運動に於て
昭和四、三、三、九日間	奈良縣女子師範學校	三	ハ、縣下融和事業の現状 ニ、縣下地方改善施設一般
昭和四、三、三、二日間	同師範學校	三	ホ、融和事業關係者の態度

二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	備考
共同浴場	磯城郡大福村大福	二、五〇〇圓	五〇〇圓	村共同浴場に汚澄なる用水を豊富に送水し衛生風紀に好影響を及ぼす
簡易水道	同 初瀬町	一、七五〇圓	三七五圓	飲料水に困難せる住民に其の不備を革めたる上防火上にも有なる設備となし成績良好
共同浴場	宇陀郡宇太村岩崎	七、七七七圓	一、五〇〇圓	清新なる浴場の改築に依り従來の不備を一掃し衛生風紀を向上する所不鮮
住宅改築	吉野郡大淀町下淵	九、四八一圓	一、三三二圓	住宅の供給を受けたるものは生活改善の促進となす

第四章 府縣の施設事業

道路改修	宇智郡五條町大島	一、五〇〇圓	三三〇圓	從來運輸上甚だしき支障ありたるも本事業施行後之を除き成績良好
溝渠改修	添上郡東市村横井	八〇〇圓 <td>三九圓</td> <td>道路溝渠の面目一新し汚水の停滞を革むる等成績良好</td>	三九圓	道路溝渠の面目一新し汚水の停滞を革むる等成績良好
共同浴場	添上郡辰市村杏	四、五〇〇圓 <td>五三七圓</td> <td>大破腐朽せる浴場は其の面目を革新し衛生風紀に資するのみならず延びて民風作興を促し成績良好なり</td>	五三七圓	大破腐朽せる浴場は其の面目を革新し衛生風紀に資するのみならず延びて民風作興を促し成績良好なり
共同浴場	磯城郡川東村金澤	三、五〇〇圓	一、〇〇八圓	既設の浴場は寬濶甚だしきものなりしが新築以來面目一新し成績良好
溝渠改修	生駒郡安堵村東安堵	二、三〇〇圓 <td>五三七圓</td> <td>道路を改善し溝渠を改修したる結果交通上將た衛生上効果多く成績良好</td>	五三七圓	道路を改善し溝渠を改修したる結果交通上將た衛生上効果多く成績良好
橋脚改修	磯城郡川西村下永	一、一〇〇圓 <td>二〇八圓</td> <td>橋梁を改修し橋脚を堅めし結果運輸上交通好成績を擧ぐ</td>	二〇八圓	橋梁を改修し橋脚を堅めし結果運輸上交通好成績を擧ぐ
溝渠改修	北葛城郡高田町山内	六〇〇圓 <td>一八八圓</td> <td>路面を整へ下水側を改修したるため風紀衛生上に資する所不鮮</td>	一八八圓	路面を整へ下水側を改修したるため風紀衛生上に資する所不鮮

第四章 府縣の施設事業

共同浴場	北葛城河合 村西穴間	六三	二二	二九	浴場用水の供給を完成したるを以て保衛衛生上裨補する所不尠
共同作業場設置	南葛城郡秋津村室	二、四三	五二	四四	本施設の成績は未だ知數に屬するを以て將來指導を加ふるを要す
溝渠道路改修	吉野郡中龍門村柳	一、五五	三九	三〇	施行區域大字全體に跨るを以て其の面に一新し交通上極めて成績良好
溝渠改修	奈良市畑中町	一、八〇〇	二七	三三	市内の一隅に偏し道路溝渠は非常に選色ありたるも近時非常に面目一新す
同	北葛城郡上牧村上牧	六〇〇	一四	一四	前年來の工事を完了したるを以て大字間の排水施設等面目を一新し交通上資する所不尠
計		一六件	三、八五八	九六七、八七	

(一一) 三重縣

【規定調書】

第一條 社會事業費補助規程(大正九年十二月三日縣令第七十號) 社會事業ノ改善ニ資スルノ目的ヲ以テ施行スル事業ニ對シ縣ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正八年四月三號縣令第三十八號部活改善費補助規程ハ之ヲ廢止ス

第二章 職業改善徒弟養成規程

(大正十三年七月十八日告示第三百五十二號)

第一章 徒 弟

- 第一條 徒弟ハ左ノ各號ニ該當スル者ノ中ニ就キ郡市長ノ推薦ニ依リ知事之ヲ決定ス
- 一、職業改善ノ必要アリト認ムル地方ノ者
 - 二、身體強健ニシテ品行方正ナル者
 - 三、年齢十六歳未満ニシテ義務教育ヲ終了シタル者
- 郡市長ハ徒弟推薦書ニ知事ノ指定シタル醫師ノ身體検査書(第一號様式)ヲ添付スヘシ
- 第二條 徒弟タルコトノ決定ヲ受ケタル者ハ誓約書(第二號様式)ヲ提出スヘシ
- 第三條 徒弟ノ修得スヘキ技藝ノ種類ハ本人ノ希望ヲ參酌シテ知事之ヲ定ム
- 第四條 徒弟ハ知事ノ選定シタル師匠ト同居シ其ノ指導ニ從ヒ滿五年間技藝ヲ修得スヘシ但シ獨立シテ職業ニ就キ難キ場合ニ在リテハ其ノ期間ヲ延長スルコトアルヘシ
- 徒弟ハ修得期間中故ナクシテ師匠ヲ變更シ若ハ徒弟ヲ辭スルコトヲ得ス

第四章 府縣の施設事業

五四

第二條 補助ヲ受ケムトスルモノハ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ毎年二月末日迄ニ差出シ豫メ補助ノ認可ヲ受ケヘシ

- 一、事業經營ノ狀況
 - 二、施設ノ事業力工事ノ施行ニ關スルモノナルトキハ設計又ハ仕様書圖面及工事ノ着手並其ノ竣工豫定期限
 - 三、收支豫算書及前年度決算書但シ豫算ノ設ケナキモノハ收支見積計算書
- 第三條 補助ヲ受ケタル事業ハ其施設ヲ變更シ又ハ之ヲ譲渡シ若クハ債務ノ擔保ニ供スルコトヲ得ス但シ豫メ知事ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第四條 知事ハ臨時吏員ヲシテ補助ノ認可ヲ爲シタルモノニ就キ實地調査ヲ爲サシメ其他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ
- 第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ其ノ既ニ受ケタル補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ
- 一、詐欺ノ所爲ヲ以テ補助金ヲ受ケタルモノ
 - 二、第三條ノ規定ニ違反シタルモノ
 - 三、第四條ノ臨檢ヲ拒ミ又ハ同條ニ依リ發シタル命令ニ從ハサルモノ
- 第六條 本規程ニ依リ知事ニ差出ス願書又ハ届書ハ所轄町村役場及郡市役所ヲ經由スヘシ
- 郡市長ハ第二條ノ補助請願ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及效果ヲ調査シ意見ヲ附シテ之ヲ進達スヘシ

第五條 徒弟ニハ初年度ノ被服費ノ一部及自宅ヨリ師匠ノ住宅ニ至ル迄ノ旅費ヲ支給ス

第六條 徒弟左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ徒弟ヲ取消シ前條支給額ノ一部又ハ全部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

- 一、成業ノ見込ナキモノ
- 二、知事又ハ師匠ノ指示ニ反スルトキ
- 三、不正ノ行爲アリタルトキ
- 四、正當ノ事由ナクシテ徒弟ヲ辭シタルトキ

第七條 技藝ヲ修得シタル徒弟ニシテ成績優良ナル者ニハ執業手當若ハ就業ニ必要ナル器具ヲ支給スルコトアルヘシ

第二章 師 匠

第八條 師匠ハ知事之ヲ選定ス

第九條 師匠ニハ徒弟養成費トシテ初年度及次年度ニ限り手當ヲ支給ス

第十條 師匠ハ徒弟ニ對シ被服食料其ノ他必要ナル金品ハ勿論其ノ技藝習熟ノ程度ニ應ジ相當ノ給與ヲ爲スヘシ

第十一條 師匠ハ徒弟ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項アルトキハ津市ニ在リテハ知事其ノ他ニ在リテハ當該郡市徒弟監護ニ報告スヘシ

- 一、疾病其ノ他ノ事故ニ依リ休業シタルトキハ其ノ日數
- 二、家庭ニ歸還セシメタルトキハ其ノ用件並日數
- 三、業行修ラス若ハ不正行爲アリタルトキハ其ノ事由
- 四、其ノ他養成上必要ト認ムル事項

第四章 府縣の施設事業

第十二條 師匠ハ徒弟ノ成績ノ概要並給與シタル金品ノ数量ヲ具シ毎年十二月三十一日限リ知事ニ報告スヘシ

第三章 徒弟監護

第十三條 郡市(津市ヲ除ク)ニ徒弟監護ヲ置キ郡市ノ官吏吏員中ヨリ知事之ヲ囑託ス

徒弟監護ニハ手當ヲ支給ス

第十四條 徒弟監護ノ知事又ハ郡市長ノ指示ヲ受ケ徒弟及師匠ノ保護監視ニ従事シ隨時其ノ狀況ヲ報告スヘシ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

(イ) 昭和五年度豫算
總額—一三五、六三〇圓

- (内譯) 一、直營事業 四九〇圓
- 二、改善施設補助費 一七一、四〇圓
- イ、經濟保護事業費 六、〇六〇圓
- ロ、文化的施設補助費 一一、〇八〇圓
- 三、融和團體補助費 二〇〇圓
- 四、其他 一七、八〇〇圓

(ロ) 昭和五年度事業計畫

- 一、直營事業
職業改善、徒弟養成
- 二、補助事業

河野郡玉垣村大垣内	同	共同浴場	三、三〇〇	六八	同四年十月起工 五年三月廿六日竣工
同	同	公會堂	二、二八〇	七〇	同四年十月十日竣工
安濃郡雲井院村北垣内	同	村營消防設備	一、二七六	三三	同五年三月二十八日完了
同村南山	同	道路改修	八三	三三	同三年三月十日完了
同長野村若林	同	木炭組合	一、二八一	二二	同五年三月完了
一志郡中川村見水	同	住宅改善	六〇〇	一〇〇	同五年一月六日竣工
同波瀬村垣内	同	地區	二、二八一	三三	同五年二月十日完了
同	同	同	二、六八六	三三	同
同川合村八太	同	公會堂	五、三三〇	七六	同四年五月完成
同	同	住宅改善	一、五五五	三六	同
同雲出村島貫	同	道路改修	三、六七八	四三	同十月完成
同中原村田村	同	住宅改善	二、四九九	三七〇	同八月完成
同田村新田	同	同	一、〇六六	一七	同五年一月完成
同豊田村新庄	同	同	三、三三九	四八	同三月完成

第四章 府縣の施設事業

住宅改善九件、道路改修五件、其他四件。

(ハ) 昭和四年度施行事業

一、直營事業

職業改善、徒弟養成(就學三名、成學五名)

二、補助事業

津市相生愛宕町	市	道路改修	六、九〇〇	二、四〇〇	昭五三年三月完成
飯南郡大石村武田田	地區	住宅改善	三、六〇〇	二、四〇〇	昭五五年五月完成
計			一〇、五〇〇	四、八〇〇	
所在 地業 經營 事業種別 經費 補助額 事業成績					
員井村北條	地區	消防設備	六八	三三〇	昭四四年六月完了
同	同	住宅改善	二、一〇〇	三〇〇	同四年十月竣工
同丹生川村	同	講演會	二〇〇	五〇	同四年四月竣工
同南垣内	同	同	二〇〇	五〇	同四年五月、八月
同三重郡保々村小牧	同	道路改修	三〇〇	六〇	同四年十二月竣工
同鈴鹿郡龜山町東町	同	養豚事業	三〇〇	一〇〇	同五年三月竣工

飯南郡花岡村貝鍋	同	同	八、四三三	一、二〇〇	同四年十二月完成
同山室新房	同	同	二、五三三	三三〇	同四月完成
同松尾村下出	同	同	二、九一九	四〇〇	同十二月完成
同下徳内	町營	同	一、〇七七	一六〇	同五年二月完成
同松坂町	地區	道路改修	一、〇〇〇	二、九〇〇	同三月完成
多氣郡西外城田村笠木	同	公會堂	一、〇〇〇	二七〇	同二月二十日完成
同阿山郡東拓植村前川	同	同	三、三九〇	九二〇	同三月完成
同城南村	村	住宅改善	四、八〇〇	九六〇	同二月完成
同名賀郡依奈古村下郡	地區	道路改修	一、八三三	四八〇	同三月完成
同北牟婁郡赤羽村池尾	同	同	六〇〇	一六〇	同四年十一月完成
同柴野	同	橋架架設	三〇〇	八三〇	同五年三月完成
同津市相生愛宕町	市	婦人講習	一、六五	四〇〇	同二月開催
同	同	少年團經	五〇〇	一六	同
同桑名郡深谷村下深谷部	地區	共同浴場	七三	一五	昭五五年三月竣工

第四章 府縣の施設事業

一志郡役村 同	同	一、五九二	三六	四年九月完了
安濃郡構形 同	共同構米	七四	一九	同十二月完了
飯南郡花岡 同	共同浴場	一、〇〇〇	二六	同十二月完成
一志郡川合 同	公會堂	一、五九二	四八	同十二月完成
村大廣 同	職業改善	一九	一九	
計	三三ヶ町村	三八件	八、六八五	一六、六一

(一一) 愛知縣

【規定調書】

第一條 地方改善事業獎勵規程

第一條 地方改善ヲ目的トスル事業ニシテ知事ニ於テ必要ト認めルトキハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

前項ノ獎勵金ハ其ノ事業豫算額ノ二分ノ一以内トス但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 前條ニ依リ獎勵金ヲ交付スヘキ事業ノ種類左ノ如シ

一、住宅ノ改良又ハ居住地域ノ擴張、整理、道路ノ改良等地區

ノ整備ヲ目的トスル事業

二、託兒所及慰安、娛樂救護機關ノ設置、就學獎勵、人材ノ養成、貯金組合ノ設置、講習、講話會ノ開設、篤行者ノ表彰、其ノ他風紀ノ改善、生活ノ改善及教化ヲ目的トスル事業

三、實業教育ノ獎勵、産業組合、公設質屋及授産場ノ設置等産業ノ改善ヲ目的トスル事業

四、飲料水、下水及消防設備ノ改良、共同浴場、診療所ノ設置等衛生施設ノ完備ヲ目的トスル事業

五、出稼及移住ノ獎勵ヲ目的トスル事業

第三條 本規程ニ依リ獎勵金ヲ受ケムトスルモノハ事業ノ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル申請書ニ左ノ書類ヲ添付シ所轄郡、市町村長ヲ經テ毎年六月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ

一、詳細ナル事業計畫書但シ事業カ工事ノ施行ヲ要スルモノナルトキハ設計書又ハ仕様書、圖面並工事ノ着手及其ノ竣工豫定期日ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ

二、事業收支豫算書

三、事業主體ノ現狀ヲ知ルニ足ルヘキ書類

第四條 郡、市、町、村長前條ノ申請書ヲ受ケタルトキハ該事業ノ適否、豫算金額ノ當否、其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ調査シ

總額——一〇、〇〇〇圓

(内譯) 一、直營事業

ナシ

二、改善施設補助費

一〇、〇〇〇圓

内 移轉事業費

二、六〇〇圓

墓地移轉事業費

一、〇〇〇圓

文化的施設補助費

二、三〇〇圓

隣保事業費

四、一〇〇圓

(イ) 昭和五年度事業計畫

一、直營事業

本年度は豫算緊縮の折柄なるに付従前の通融和事業の實行は愛知縣社會事業協會和部をして之に當らしめ極力之を指導機援するの方針にて特に直營事業を計畫せず

二、補助事業

左記事業に對し事業經費の二分の一以内の補助金を交付せむとす。

隣保事業	三
移轉事業	一
墓地移轉事業	一

之ニ副申スヘシ

第五條 工事ノ施行ヲ要スル事業ニシテ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノハ其ノ工事ニ着手シタルトキ及之ヲ完成シタルトキハ直ニ其ノ旨届出ツヘシ

第六條 獎勵金ハ工事ヲ要スルモノニ在リテハ特別ナル場合ヲ除ク外工事完了後、其ノ他ノモノニ在リテハ適當ト認めルトキ之ヲ交付ス

第七條 獎勵金下付ノ指令ヲ受ケタル事業ニシテ其ノ計畫ヲ變更シ或ハ建物其ノ他ヲ譲渡シ若クハ債務ノ擔保ニ供セムトスル場合ニハ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第八條 知事ハ獎勵金ヲ交付シタルモノニ就キ實地調査ヲ爲サシメ又ハ必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第九條 左ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

- 一、本規程ニ違背シタルトキ
- 二、事業ニ付違法又ハ不正ノ行爲アリト認めタルトキ
- 三、事業ヲ廢止シ又ハ停止シタルトキ
- 四、事業ヲ變更シ當初ノ豫算金額ニ達セザルトキ

(イ) 昭和五年度豫算

第四章 府縣の施設事業

第四章 府縣の施設事業

一、直營事業

(ハ) 昭和四年度旅行事業

昭和四年度に於ては愛知縣社會事業協會融和部をして指導活動せしめ本縣としては國民融和日其他各種事業施行に當りては共同主催或は後援の形式に於て之を助長したる次第なり。

二、補助事業

Table with columns: 施行事業, 施行市町村, 事業費, 補助費, 備考. Rows include 融和部新設, 融和部事業, 地區整理, 融和部設備, 融和部及經費.

Table with columns: 共同浴場改築, 基地移轉, 地區整理, 移轉獎勵, 診療所設置, 計. Rows include 南設樂郡千原町, 碧海郡知立町, etc.

(イ) 昭和五年度算

總額一七、四三〇圓 (内譯) 一、直營事業費 一、五三〇圓 二、改善施設補助費 一五、九〇〇圓

(二三) 静岡県

(ハ) 昭和四年度旅行事業

一、調査視察 一、調査 業工品調査の爲三月下旬十一日に嘱託して岐阜縣奈良縣、三重縣、大阪府、兵庫縣、岡山縣の状況を調査せしむ。視察 融和事業視察の爲三月下旬融和團體幹部三名に嘱託して奈良縣、兵庫縣、廣島縣の状況を視察せしむ。

Table with columns: 會名, 開催月日, 開催地, 概況. Rows include 融和事業講習會, 融和事業講習會, 融和事業講習會.

第四章 府縣の施設事業

三、講演會

Table with columns: 活動賞賞利, 活動賞賞利, 活動賞賞利, 活動賞賞利. Rows include 昭和四年八月二日, 昭和四年八月二十三日, etc.

第四章 府縣の施設事業

- 六、補助金又は奨励金を受けたる事業は之か施設を變更し又は譲渡し若くは債務の擔保に供することを得ず但し其の承認を受けたる場合は此の限に在らず。
- 七、本内規に違反し若くは命令の條項に違ひ又は不正行為ありと認めたるときは補助金の一部又は全部を返還せしむることあるべし。

(イ) 昭和五年度豫算

總額—二二、一一七圓

- (内譯) 一、直營事業費 六、四一七圓
- 二、改善施設補助費 一四、三一二圓
 - 内 一、經濟保護事業補助費 三、九三四圓
 - 二、文化的施設事業補助費 一〇、三七八圓
- 三、融和團體補助費 四五〇圓
- 四、其ノ他 九三八圓

(ロ) 昭和五年度事業計畫

- 一、直營事業
 - 一、善隣事業指導功績者表彰
 - 二、トラホーム治療施設
 - 三、視察旅行
 - 四、映画による融和宣傳等
- 二、補助事業

(ハ) 昭和四年度旅行事業

一、直營事業

一、視察

月 日 視察地
 昭和五年三月六日 群馬、神奈川、香川、愛媛、高松
 日より五日間

一 二 四 三 四 二

視察要項
 目的地方改善並融和事業の研究調査並に所視察地方面委員、市町村長、市町村代表者、市町村議員等二十一名、四月二十日八日大津市東浦善隣館に於て視察員研究懇談會を開催せり

二、諸會議

會名 月 日 開催地
 視察員研 四、二八 大津市東
 究懇談會 浦善隣館

視察上最参考となりし施設状況

- 1、視察上最参考となりし施設状況
 各部の意見を綜合するに際し、内閣の經濟並衛生の向上を期し、一般感情差別の撤廢に努むる要あり
- 2、副業施設の適切なりしも從來黨等を主材とせるもの多きも之等以外に於て選擇奨励指導せらるるの要あり
- 3、本縣の執るべき緊急施設なき

融和事業 五、一、八 大津市東 浦善隣館 研究懇談會

- 1、融和運動の障害となるべき事象が適切なる方法で講ぜられむ事を望む
- 2、福利保護施設に就て融和團體の職業紹介的斡旋をなすこと
- 3、婦人中心とする教化に就て婦人啓蒙運動を一段の力を致さしむ
- 4、青年男女の指導に依り内部の向上を計らるる農村娛樂の普及
- 5、國民融和日運動方法を了承他に留意なし
- 6、善隣館經營に就て指導者の選擧に留意し一層内容の充實に依り目的達成に努めしむ
- 7、各々自見の融和問題に就て各自意見の交換を成すの外左記

二、補助事業

郡市町村名	事業種別	事業費	補助金額
大上郡豊郷村	善隣館新築	四、三六八	九、〇〇〇
甲賀郡柏木村	道新設	三、三三七	八、六〇〇
野洲郡玉津村	道路橋梁新設	二、七〇〇	三、三〇〇
阪田郡息郷村	善隣館敷設地購入	二、〇〇〇	三、三〇〇
同	善隣館敷地整理井戸	一、三六八	三、三〇〇
同	排水溝新設暗渠改修	一、三六八	三、三〇〇
蒲生郡北比郡	輯睦會館新築	五、〇〇〇	一、〇〇〇
同	貯水池新設	一、〇〇〇	一、〇〇〇

修繕費 修繕の施事業

Table with columns for village names (e.g., 愛知郡日枝村, 同野洲郡野洲町), project types (e.g., 道路改良, 動力農具購入), amounts, and counts.

(一五) 岐阜県

(イ) 昭和五年歳費算

- 内譯) 一、直營事業費 二、八二二圓 七、四五〇圓 五、四五〇圓 二、〇〇〇圓 二、五〇〇圓 一、二、七六二圓

(ロ) 昭和五年年度事業計畫

- 一、直營事業 一、奉仕委員設置 三一名 二、衛生施設 四ヶ所 二、補助事業 一、轉居及住宅改良(一月五〇—三〇〇圓) 二、地區整理 三、井戸開鑿獎勵費

(ハ) 昭和四年年度施行事業

- 一、衛生

四月十一日 美老郡多磨村 二百六十戸の部落民全部に對し施行し毎日午前九時より午後七時迄開演す観衆者は全快する者頗る多し成績良好なり(虎胆検査)

Table with columns for dates (e.g., 三月十四日, 三月十七日), locations (e.g., 兵庫、岡山縣方面), and names of persons involved.

二、補助事業

Table with columns for project names (e.g., 施行事業, 住宅改良獎勵), amounts, and備考 (Remarks).

(一六) 長野縣

修繕費 修繕の施事業

- 【規定訓達】 第一條 長野縣社會事業補助獎勵規程(大正十二年九月十四日) 第一條 公共團體、其ノ他ノ團體又ハ個人ニシテ公益ノ爲左ノ各 第一條 該當スル事業ヲ補助スル者ニ對シテ之ヲ補助獎勵ヲ必ト認 ヲタルトキハ本規程ノ定ムル所ニ依リ毎年年度算ノ範圍內ニ於 テ補助金又ハ獎勵金ヲ交付ス

第四章 府縣の施設事業

六、審判行爲又は規則及事業施行ニ關スル規定
七、事業カ工事ノ施行ニ關スルトキハ設計書、圖面並起工及竣
工年月日

第三條 補助金又は獎勵金ヲ受ケタル事業ヲ廢止又ハ變更セムト
スルトキハ其ノ事由ヲ知事ニ届出ツヘシ

第四條 知事ニ於テ必要ト認メタルトキハ補助金又ハ獎勵金ヲ受
ケタル者ニ對シテ検査ヲ行ヒ又ハ必要ナル命令ヲ發スルコトア
ルヘシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ補助金若ハ獎勵金
ノ交付ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金若ハ獎勵金ノ全部又
ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

一、不正ノ手段ヲ以テ補助金又ハ獎勵金ヲ受ケタル者
三、第五條ノ検査ヲ拒ミ又ハ同條ニ基キ發シタル命令ニ從ハザ
ル者

三、事業費ノ決算額カ補助金額又ハ獎勵金額ノ二倍以内ナルト
キ

第六條 補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ年度終了後
直ニ其ノ事業成績及決算ヲ知事ニ報告スヘシ
第七條 本規程ニ依リ提出スル書類ハ總テ所轄郡市町村ヲ經由ス
ヘシ郡市長ニ於テ前項ノ書類ヲ受領シタルトキハ事業ノ適否及
其ノ實況ヲ調査シ意見ヲ附シテ之ヲ進達スヘシ

(イ) 昭和五年度豫算
總額—四、〇〇〇圓

上水内郡融和委員會へ五〇圓補助

(二七) 福井縣

(イ) 昭和五年度豫算

總額—一、八〇〇圓

(内譯) 一、直營事業費 ナシ

二、改善施設補助費 一、八〇〇圓

内 一、經濟保護事業補助費 八〇〇圓

二、文化的施設事業補助費 一、〇〇〇圓

三、融和團體補助費 ナシ

(ロ) 昭和五年度事業計畫

一、直營事業 ナシ

二、補助事業

託兒事業 二ヶ所

道路改修事業 一ヶ所

(ハ) 昭和四年度施行事業

一、直營事業

一、講習會

會 名 開催年月日 開催地 概況
活動委員會 昭和五年三月十四日 三方郡耳村 参加者一、二〇〇名
同 同 同 同 同 同 八〇〇名

第四章 府縣の施設事業

(内譯) 一、直營事業費 ナシ

二、改善施設補助費 文化的施設補助費

右に對しては豫算の範圍内に於て補助の豫定

三、融和團體補助費

右に對しては改善施設補助と相俟つて豫算の範圍内に於て補助の豫定

(ロ) 昭和五年度事業計畫

一、直營事業 ナシ

二、補助事業

住宅改善事業融和事業團體等に補助金を交付し事業の遂行を期せしむる計畫。

(ハ) 昭和四年度施行事業

一、直營事業

本縣に於ては信濃同仁會上水内郡融和委員會等民間事業團體に補助金を交付して活動をなさしめて居る關係上右直營事業なし

二、補助事業

施行事業 施行市町村 事業費總額 縣補助金 備考
住宅改善 北佐久郡岩村田町城下 七、四三五 一、二六五 五月
同 上田市豊原區 三、〇六七 四〇五 十一月
同 南佐久郡岡町東住吉 三、三三一 四八五 四月
計 三、六一一 二、〇五〇 二十月
右の外信濃同仁會に對し九四〇圓補助

右の外信濃同仁會に對し九四〇圓補助

同 同 同 十六日 遠敷郡遠敷村 同 一、〇〇〇名
同 同 同 十七日 大飯郡本郷村 同 一、〇〇〇名
同 同 同 十八日 同 青郷村 同 五〇〇名

二、文書宣傳

三月十四日國民融和日にポスター二千枚を印刷し之を三方、教賀、遠敷、大飯、各郡に配布せり。

二、補助事業

施行事業 施行市町村 事業費總額 縣補助金 備考
託兒事業 市町村 七〇 一八〇 一八〇 教賀町經營
同 耳村 一、〇〇〇 三三三 二二五 耳村經營
同 遠敷村 一、三三三 三三三 三三三 遠敷村經營
道路改修事業 遠敷村 六〇〇 一〇〇 一三〇 青郷村經營
防火貯水池構及 青郷村 三、六五五 九〇〇 九〇〇
水路整理事業 同 同 同 同 同 同

(一八) 富山縣

(イ) 昭和五年度豫算

總額—一、三三〇圓

(内譯) 一、改善施設補助費

内 文化的施設事業補助費 一、八九〇圓

二、融和團體補助費 四五〇圓

第四章 補給事業

(9) 昭和五年度事業計画

事業費	補助費
施行事業 道路改修 中新川郡滑川町 1,101 同 下新川郡石田村 466 同 東礪波郡井波町 1,830 同 高 岡 市 2,900 計 3,611	補助費 縣費 300 市費 125 町費 257 支 45 九 45 六 45

(10) 昭和五年度施行事業

昭和五年三月十四日昭和紀念日に際し宣傳ポスター二千枚宣傳ピラ十萬枚製縣下に廣く頒布したり。

事業費	補助費
施行事業 道路改修 中新川郡滑川町 1,200 同 宮川村 555 同 下段村 1,900 同 寺田村 1,680 同 下新川郡石田村 2,323 同 婦負郡保内村 1,300 同 杉原村 532 同 東礪波郡井波町 77	補助費 縣費 384 市費 45 町費 51 支 281 二 209 三 553 三 305 一 40 二 33 二 33 一 37

同	富山	二、八二	二、四三	三、一三
計	九	一〇、二二	四、四一	四、五五

(一九) 鳥取縣

地方改善要項(大正十二年九月一日)

地方改善に就ては大正六年九月鳥取縣訓令第三十三號を以て其の方針を指示したる以來漸次其の成果を得るものありと雖時勢の進退に伴ひ其の方針を補正するの要を認め茲に地方改善要項を定む能實の實踐を擧げんとす宜しく協心戮力以て其の趣旨の普及實現を期せらるべし。

- 地方改善要項
- 一、自治會戶主青年團婦人會其の他各種ノ團體ノ會合ニ於テ差別的偏見ヲ撤シ思想感情ヲ疏通シ改善的活動ヲ盛ナラシムルコト
 - 二、市町村吏員警察官吏學校職員等一致協同シテ地方ノ實情ニ適スル施設ヲ講究實行スルコト
 - 三、神事佛事ニ關シテハ待遇ヲ平等ニシ神佛尊崇ノ念ヲ厚カラシムルコト
 - 四、小學教育ハ地方改善上最モ必要ナルニ依リ教職ニ在ル者ト然ラサル者トニ拘ラス細心留意シ獻身ノ覺悟ヲ以テ之ニ當ルコト

- 五、學校ニ於テハ努メテ生徒間ノ感情ノ融和ヲ圖リ人類相愛ノ精神ヲ徹底セシムルコト
- 六、各家屬及各團體間ニ相提携シテ就學及出席會合ノ向上ニ努ムルコト
- 七、子女ノ服装ヲ質素清潔ナラシムルコト
- 八、兒童ノ能率増進ヲ圖ラムカ爲學用品ノ貸給與其ノ他適當ノ方法ヲ講スルコト
- 九、中等以上ノ教育ヲ受タルコトヲ獎勵シ補助ノ方法ヲ講スルコト
- 十、補習教育ヲ盛ナラシメ一般知識ノ向上ヲ圖ルト共ニ公民的訓練ト職業的修練ニ努メシムルコト
- 十一、衛生思想ノ普及ヲ圖ル爲メ衛生會通俗講演會等ヲ開催スルコト
- 十二、「トラホーム」其ノ他地方特有ノ疾患アル者ニ對シテハ特ニ其ノ原因ヲ探究シ有效ナル治療方法ヲ講スルコト
- 十三、清潔法ヲ勵行シ溝渠井戸便所ヲ改修シ其ノ他共同浴場ヲ新設シテ傳染病ノ廣ヲ去リ且清潔ノ美風ヲ養成スルコト
- 十四、地區ヲ整備シ交通ノ利便ヲ確立スルコト
- 十五、各種組合ノ新設、改善、自作農ノ獎勵、副業ノ開發ヲ圖リ勤儉着實ノ風ヲ作興シ經濟生活ノ基礎ヲ確立スルコト
- 十六、共同貯金ヲ獎勵シ貯蓄思想ノ涵養ヲ圖リ生産資本ノ増殖ヲ期スルコト
- 十七、地方中心人物ヲ擧ケテ諮會ノ委員トナシ成ルヘク市町村ノ修理事業 修練の施設事業

- 公職ニ參與セシメ自治思想ノ普及徹底ヲ圖ルコト
- 十八、納税ノ義務ノ觀念ヲ養成スル爲適切ナル方法ヲ講究シ共同進歩ノ精神ヲ發揮セシムルコト
 - 十九、講演會修養會等ヲ催シテ人格ノ向上ヲ圖リ世界ノ大勢ヲ知ラシメテ自覺發奮ヲ促スコト
 - 二十、結婚其ノ他ノ交際上ノ融和ヲ圖リ移住ノ獎勵ヲナスコト
 - 二十一、改善ニ盡瘁シタル者ハ之ヲ表彰シ益々發奮向上ノ意氣ヲ振興スルコト
 - 二十二、各種團體ヲシテ風俗ノ改善、犯罪ノ防止其ノ他社會的道德ノ觀念ヲ盛ナラシムルコト
- 總定——社會事業補助獎勵規程(大正十二年二月縣令第八號)
- 第一條 公共團體其ノ他法人組合若クハ個人ニシテ公共ノ爲左記各號ノ一ニ該當スル事業ヲ經營シ之カ補助獎勵ヲ必要トスルモノニハ本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金又ハ獎勵金ヲ交付ス
 - 一、部落改善
 - 二、感化教育
 - 三、盲啞教育
 - 四、兒童保護
 - 五、免因保護
 - 六、失業保護
 - 七、窮民救濟
 - 八、託兒所

第四章 府縣の施設事業

- 九、公設質屋
- 十、公設市場
- 十一、其ノ他社會事業トシテ適切ナルモノ
- 第十二條 補助金又ハ獎勵金ハ事業費ノ十分ノ五以内トス
- 第十三條 補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ左記事項ヲ具シ毎年四月三十日限リ知事ニ申請スヘシ
 - 一、設立者住所氏名又ハ名稱及事務所所在地
 - 二、事業概要及事業區域
 - 三、當該年度經費收支豫算
 - 四、事業ノ經營及維持方法
 - 五、事業ノ施行ニ關スル規定又ハ定款寄附行爲若ハ組合規約書
 - 六、資産
 - 七、事業カ工事ニ關スルトキハ設計書圖面及起竣工年月日
- 第十四條 補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル後事業ヲ廢止若ハ中止セムトスルトキ又ハ前條第二號第四號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受ケヘシ
- 第十五條 第一號第三號第五號乃至第七號ノ事項ヲ變更シタルトキハ其ノ都度知事ニ届出ツヘシ
- 第十六條 補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ年度終了後直ニ事業成績及決算ヲ知事ニ報告スヘシ
- 第十七條 知事ニ於テ必要ト認ムル場合ハ事業ニ關シ報告ヲナサシメ書類、帳簿ノ検査ヲ行ヒ又ハ必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第七條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ、補助金又ハ獎勵金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

一、本規程又ハ本規程ニ基キテ發スル命令ニ違背シタルトキ

二、支出決算額カ補助金、獎勵金交付當時ノ豫算額ヨリ減シタルトキ

三、事業ヲ廢止若ハ中止シ又ハ事業ノ成績舉カラサルトキ

第八條 本規程ニ依リ提出スヘキ文書ハ郡市役所町村役場ヲ經由スヘシ

郡市町村長前項ノ文書ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及其ノ實況ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ

附 則

本規程ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年六月鳥取縣令第三十四號郡落改善縣費補助規則ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢ス

(イ) 昭和五年度豫算

總額——五、一九六圓

(內譯) 一、直營事業費

二、改善施設補助費

三、融和團體補助費

四、七四六圓

ナシ

四、七四六圓

四五〇圓

(ロ) 昭和五年度事業計劃

- 一、直營事業
 - 目下具體的計畫なし。
- 二、補助事業
 - イ、改善施設補助費四、七四六圓は道路橋梁飲料水の改善、裁縫作法講習會等の施設に對し國庫の補助を合して補助するものとす。
 - ロ、融和團體補助費四五〇圓は鳥取縣一心會の事業に補助す。

(ハ) 昭和四年度施行事業

一、直營事業

宣傳 昭和五年三月十四日國民讀報日に當リ知事の意見を各新聞紙に寄稿す。

二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	國費
道路排水路改修	鳥取市	二、三三六	八〇一	八〇一
用水路新設	日野郡日野上村	一、三三六	三三六	三三六
浴場新設	岩美郡美保村	八五二	一八八	一八八
道路橋梁改修	西伯郡所方村	一、〇三三	一八〇	一八〇
用水路新設	日野郡江尾村	一、三三六	三三六	三三六
排水路新設	八頭郡散岐村	七〇	三三	三三
飲用水新設	岩美郡本庄村	四八二	九三	九三
消防放水管購入	氣高郡大正村	四〇〇	八〇	八〇
消防機購入	東伯郡小鴨村	九〇〇	一七〇	一七〇
裁縫作法講習會	鳥取市	〇	〇	〇

第四章 府縣の施設事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	國費
米子市	同	〇	〇	〇
岩美郡倉田村	同	〇	〇	〇
同本庄村	同	〇	〇	〇
八頭郡智頭町	同	〇	〇	〇
同若櫻町	同	〇	〇	〇
散岐村	同	〇	〇	〇
八上村	同	〇	〇	〇
丹比村	同	〇	〇	〇
佐治村	同	〇	〇	〇
氣高郡美穂村	同	〇	〇	〇
同大正村	同	〇	〇	〇
同寶木村	同	〇	〇	〇
同高城村	同	〇	〇	〇
東伯郡東郷村	同	〇	〇	〇
同東郷村	同	〇	〇	〇
西伯郡所方村	同	〇	〇	〇
同庄内村	同	〇	〇	〇
同手間村	同	〇	〇	〇
同縣村	同	〇	〇	〇
日野郡日野村	同	〇	〇	〇
同二部村	同	〇	〇	〇
日野上村	同	〇	〇	〇
計	十件	三、二二六	一、〇〇〇	一、〇〇〇

(二〇) 鳥根縣

【規定訓達】

改善事業補助規程

第四章 府縣の施設事業

(鳥根縣令第三十五號 大正十年八月九日)

- 第一條 府縣改善ヲ圖ル爲本規程ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ事業費ニ對シ補助金ヲ交付ス
- 第二條 補助金ハ部落ノ改善ニ關シ左ノ各號ノ一ニ該當スル施設ヲ行フモノニ交付シ其ノ額ハ事業費豫算額ノ二分ノ一以内ニ於テ之ヲ定ム
- 一、住宅ノ改良又ハ居住地域ノ擴張整理、道路ノ改良等地區ノ整備ヲ目的トスル事業
- 二、託兒所及慰安娛樂機關ノ設置就學ノ獎勵人材ノ養成貯金組合ノ設置其ノ他風紀ノ改善、生活ノ改善及教化ノ普及ヲ目的トスル各種ノ事業
- 三、實業教育獎勵産業組合、公設質屋及授産場ノ設置等産業ノ改善ヲ目的トスル事業
- 四、飲水及下水設備ノ改良、共同市場、診療所ノ設置等衛生ノ施設ヲ目的トスル事業
- 五、出稼及移住ノ獎勵ヲ目的トスル事業
- 六、其ノ他適當ノ事業
- 第三條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ申請書ニ左ノ書類ヲ添付シ前年度六月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ
- 一、願書式ニ依ル事業費定書
- 二、計畫及其ノ實行方法ヲ知ルニ足ルヘキ書類圖表類
- 三、其ノ他參考トナルヘキ書類
- 第四條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル後前條ノ添付書類ニ記載シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受ケ

七四

- 第五條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタルモノハ事業ニ着手シタルトキ及事業完了シタルトキハ直ニ之ヲ知事ニ届出ツヘシ但シ事業完了届出ノ場合ニハ事業ノ経過並成績狀況書及支出精算書ヲ添フルヲ要ス
- 第六條 知事ハ隨時官吏ヲ派シテ實地調査ヲ爲サシメ其ノ結果要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ
- 第七條 補助金ヲ受ケタルモノハ本規程ニ違背シ及事業費豫算額ニ比シ精算額ノ著シク減額シ又ハ事業ノ遂行著ハ成績良好ナラスト認メタルトキハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ其金額ヲ減少シ既ニ交付シタル補助金ハ之ヲ返還セシムルコトアルヘシ
- 第八條 本規程ニ依リ提出スル書類ハ總テ鳥司郡市町村長ヲ經由スヘシ
- 鳥司郡市長ハ第三條ニ依ル申請書及第五條ニ依ル事業完了届書ヲ受理シタルトキハ事業ノ進否及成績等ニ關シ意見ヲ附シテ之ヲ進達スヘシ
- 附 則
- 第九條 大正十一年度施行ノ事業ニ關スルモノニ限リ第三條規定ノ期日ヲ大正十年八月二十日トス
- (別記様式)
- 昭和何年何郡市町村何々部落改善事業費定書(部落毎ニ記載ヲ要ス)

一、當年度ノ計畫
事業ノ種類 所要經費 縣費補助以外 事業經營主體
イ、住宅改良
ロ、何々
ハ、何々

二、右事業計畫ノ説明(左ノ例ニ依リ記載)
イ、住宅改良本部落ノ戸數ハ……月、歳々茅葺葺屋根ニシテ腐朽ニ瀕セルモノ多ク衛生上何々……昭和……年度何年間ニ之カ改良ヲ計リ改良ヲ成サムトス要改良戸數……月、一月改良 平均……圓、此經費……圓ヲ要スルヲ以テ大正……年度ニ於テ……月ノ改良ヲ爲シ此經費……圓ノ約……割ノ補助ヲ受ケムトス着手期決定大正……年 月 日、完了期決定大正……年 月 日
ロ、何々……
ハ、何々……
(事業ノ種類ニヨリテハ將來ノ維持方法ニ付テモ記載スルヲ要ス)

(イ) 昭和五年年度豫算
總額—三、〇〇〇圓

(内譯) 一、直營事業費 ナシ
二、改善施設補助事業費 二、〇〇〇圓
内 一、經濟保護事業補助費 ナシ
第四章 府縣の施設事業

二、文化的施設事業補助費 二、〇〇〇圓
三、融和團體補助費 一、〇〇〇圓

(ロ) 昭和五年年度事業計畫
一、直營事業 ナシ
二、補助事業 地方改善事業

(ハ) 昭和四年度施行事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	備考
道路改善	邑智郡川本町	一、六〇〇	〇〇〇	四、二五三圓を二ヶ年繼續事業として昭和四年度に係る分
家屋改修	鏡川郡平田町	二、八八一	三六五	
同	那賀郡治村	八六八	六〇	
墓地改良	邑智郡那賀行村	一、四〇〇	一五〇	
ポンプ修繕	八東郡持田村	一〇〇	三三	

(一一) 岡山縣

(イ) 昭和五年度豫算
七五

第四章 府縣の施設事業

橋梁架設	都濃郡夜市村	三六	九二	同
住宅改善	同、徳山町	二四	三、一九六	同
同	佐波郡右田村	一七、二四	二、三、四九	同
道路改修	原狭郡船木町	四、六、九	一、六、〇九	同
計 八件		五二、六四	八、七〇九	

(二四) 和歌山縣

【規定訓達】

規程——社會事業補助規程

第一條 社會改善ニ資スル目的ヲ以テ左ノ事業ヲ施設經營スル團體又ハ個人ニ對シテ縣ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

- 一、救貧事業
 - 二、防貧事業
 - 三、兒童保護事業
 - 四、社會教化事業
 - 五、其他適當ト認ムル事業
- 第二條 補助ヲ受ケムトスル者ハ補助申請書ニ左ノ事項ヲ具シテ事業施設ノ前年度六月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ
- 一、事業計畫書
 - 二、事業ノ收支概算書
 - 三、定款規約會則等ノ寫
 - 四、事業ノ施行スル規則又ハ事業ノ施行方法書

五、施行事業ニシテ工事ヲ要スルモノナルトキハ之カ設計書仕様書圖面各二通

六、資産及設備ノ調査

七、施設ヲ要スル事由

申請書提出後第一項各號ニ掲ケル事項ニ變更アリタルトキハ申請者ヨリ直ニ其旨報告スヘシ但シ補助指令ヲ受ケタル後ニ有リテハ變更前豫算其事由ヲ具シ知事ノ承認ヲ受ケルヲ要ス

第二條ノ一 知事ハ前條ノ申請ニ對シ概定補助率ヲ通知ス

第二條ノ二 補助申請ヲ爲シタルモノ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ豫算ヲ調整シ左ノ事項ヲ具シテ三月十日迄ニ知事ニ提出スヘシ

一、事業ノ收支豫算但シ市町村其ノ他團體ニ在リテハ事業施行年度ノ一般豫算添付ヲ要ス

二、議決書及會議錄謄本但シ個人ノ事業ニ在リテハ此限ニ在ラズ

三、第一條第一項各號ト掲ケタル事項ニ變更アリタルトキハ其變更書第三條本規程ニ依ル補助ノ歩合ハ事業費ニ對スル百分ノ五十以内トス但シ特別ノ事由アルトキハ歩合ヲ増加スルコトアルヘシ

第四條 補助指令ヲ受ケタル者事業ニ着手シタルトキハ其旨報告ヲ爲シ事業完成シタルトキハ事業成績及收支概算書ヲ提出スヘシ

第五條 結算ノ結果事業費減額シタルトキハ補助金ヲ減ス其ノ増

額アリタルトキハ其額ニ對シテハ補助セズ

第五條ノ一 事業ハ必ス年度内ニ完成スヘシ若シ已ムヲ得サル事由ニヨリ次年度ニ繰越サムトスルトキハ關係市町村會其ノ他ノ議決ヲ經テ三月二十日迄ニ届出ツヘシ但シ次年度ニ繰越シタル事業ハ再度繰越ヲ許サズ

第六條 知事ニ於テ必要アリト認ムルトキハ補助ヲ受ケタルモノニ對シ隨時官吏吏員ヲシテ實地調査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第七條 補助ヲ受ケタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補助ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付セル補助金ノ返還ヲ命シ若ハ工事ノ補修改造ヲ命スルコトアルヘシ

- 一、事業ノ經營若ハ施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
- 二、施行後緩慢ニシテ完成シ難シト認メタルトキ
- 三、不正ノ手數ヲ以テ補助ヲ受ケタルトキ
- 四、前各號ノ外本規定ニ違反シタルトキ

第八條 本規定ニ依リ知事ニ提出スヘキ文書ハ總テ市町村及警察官署ヲ經由スヘシ但シ支廳管轄區域内ニ在リテハ支廳長ヲモ經由スルヲ要ス

市町村長支廳長及警察官署長前項ノ文書ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及效果ヲ調査シ意見ヲ附シテ進達スヘシ

第九條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ部落改善事業ニ關スル施行期日ハ大正十一年四月一日トス

第十條 大正九年八月縣令第五六號部落改善費縣補助規程ハ大正

第四章 府縣の施設事業

(イ) 昭和五年度豫算

總額——五九、二一四圓

- 備考
- 一、規程第二條第一項各號ノ書類ニシテ該當ノモノナキトキハ其旨附記スルコト
 - 一、收支豫算書ニハ計算ノ基ク所ヲ詳記スルコト
 - 一、資産ノ内不動産ニ在リテハ其ノ現在高以外時價ヲモ附記スルコト
 - 一、施行ヲ要スル事由ハ詳細ニ記載スヘキハ勿論補助ヲ受ケルノ必要アル事情其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ詳記スルコト

知事宛

市町村長 氏 名(印)

(何々會代表者 氏 名(印))

(若ハ個人)

年月日

十一年三月三十一日限り之ヲ廢止ス

第十一條 大正十六年度ニ屬スル補助申請ニ限り第二條ノ期限ヲ十月末日トス

社會事業補助申請書

本市町村(何々團體、私儀)ハ何々ノ事業實施致度候ニ付 縣費ヨリ相當額補助相成度別紙關係書類相添ヘ此段申請候也

- (内譯) 一、直營事業費
- 二、改善施設補助費
- 三、融和團體補助費

五〇〇圓
一、一〇〇圓
七〇〇圓

(ロ) 昭和五年度事業計劃

一、直營事業

- 一、融和事業講演會 五ヶ所
- 二、融和事業從事者講習會 一回
- 三、融和事業懇談會 五ヶ所

二、補助事業

地方融和團體施設改善事業補助道路改修三ヶ所

(ハ) 昭和四年度施行事業

一、直營事業

施行事業	開催月日	開催地
融和事業講習會	自一月十六日 至同 十八日	徳島市

融和事業懇談會

開催地	概況
板西町高川	千秋閣に於て開催 出席者六十名
原村中野島	教員俥六名 等にて好成绩
村徳島市	四ヶ所に開催 吏員警友青年團 部の地方有志地 代表者等にて目 達成に努む
萬壽町上八	八ヶ所に開き、教 員軍人青年團員 人神官等にて費 以上の成績を擧ぐ
生比奈村	
神村小島	
町板西町新	

融和事業講演會

融和日宣傳 三月十四日 縣下一般

リーフレット一萬
枚ボスター三千枚
繪はがき五百組を
調製し配布す

(二二六) 香川縣

【規程調達】

規程——地方改善補助規程

(大正十四年十月十日香川縣令第四七號發布)

- 第一條 地方改善ノ目的ヲ以テ左ノ事業ヲ施設經營スル市町村其ノ他ノ團體ニ對シ必要アリト認ムルトキハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ本規程ノ定ムル所ニ依リ補助金ヲ交付ス
- 一、住宅ノ改良、居住地域ノ擴張整理、道路ノ改良等地區ノ整備ヲ目的トスル事業
- 二、託兒所、慰安及娛樂機關、貯金組合ノ設置、風紀ノ改善等生活狀態ノ改善ヲ目的トスル事業
- 三、教育ノ獎勵、人材ノ養成、講習講話會ノ開設等教化ノ普及ヲ目的トスル事業
- 四、産業組合、公設質屋、授産場ノ設置、産業ノ改良、副業ノ獎勵等産業狀態ノ改善ヲ目的トスル事業
- 五、飲料水及下水設備ノ改良、共同浴場、診療所ノ設置等衛生ノ施設ノ完備ヲ目的トスル事業
- 六、出稼及移住ノ獎勵ヲ目的トスル事業

七、融和促進ヲ目的トスル事業

八、前各號ノ外地方改善上適切ナリト認ムル事業

第二條 補助ヲ受ケムトスルモノハ前年度十二月末日迄ニ各事業

毎ニ左記書類ヲ添ヘ知事ニ届出ツヘシ但シ事業カ工事ノ施行ニ關スルモノニアリテハ設計ノ概要並ニ圖面(建築工事ニ在リテハ平面圖其ノ他土木工事ニアリテハ施設地區ニ於ケル設置圖)各二通ヲ添附スルコトヲ要ス

一、施設ヲ要スル理由

二、事業計畫書

三、事業費收支ノ見積計算書

事業ヲ變更シ又ハ前項ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ豫メ其ノ理由ヲ具シ前項ノ例ニ依リ知事ニ願出ツヘシ

事業ヲ廢止シ又ハ中止シタルトキハ直ニ其ノ理由ヲ具シテ知事ニ届出ツヘシ

第三條 必要アリト認ムルトキハ隨時官吏吏員ヲ派遣シ事業ノ調査又ハ出納ノ検査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第四條 事業完了又ハ竣工シタルトキハ其ノ成績及納算書ヲ添ヘ直ニ届出ツヘシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

一、本規程ニ違背シ又ハ第二條ノ調査又ハ検査ヲ拒ミ若クハ同條ニ基キテ發スル命令ニ從ハサルトキ

第四章 府縣の施設事業

第六條 本規程ニ基ク願届書ハ總テ所轄町村役場及郡市役所ヲ經由スヘシ

郡市長前項ノ願届書ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及效果等ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

總 則

一、社會事業調査規程

第一條 社會事業調査會ハ知事ノ諮問ニ應ジ社會事業ニ關スル事項ヲ調査審議シ意見ヲ開申ス

第二條 社會事業調査會ハ會長一名副會長一名及委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ知事副會長ハ學務部長ヲ以テ之ニ充ツ

會長ハ會務ヲ總理シ會長事故アルトキハ副會長其ノ職ヲ代理ス

第四條 委員ハ官吏吏員又ハ學識經驗アル者ヨリ知事之ヲ任命又ハ囑託ス

第五條 調査會ニ幹事若干名ヲ置キ委員ノ中ヨリ知事之ヲ命ス幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ處理ス

第六條 調査會ニ書記若干名ヲ置ク書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承

第四章 府縣の施設事業

ケ庶務ニ従事ス

(イ) 昭和五年度豫算
 總額—八、五〇〇圓

- 一、直營事業費
- 二、改善施設補助費
- 三、融和團體補助費

八、五〇〇圓ノ内
 ナシ
 未定

(ロ) 昭和五年度事業計劃

- 一、直營事業
- 二、補助事業

改善費補助規程ニ依リ提出セル補助申請書ヲ査閲ノ上補助ヲ決定ス昭和五年度分ハ目下調査中。

(ハ) 昭和四年度施行事業

- 一、直營事業 ナシ
- 二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費
住宅改良三戸	大川郡相生村	一、四〇〇圓	府縣費 四〇〇圓 國費 二、五〇〇圓
共同井戸修築二ヶ所	同	一、八〇〇圓	同
公會堂便所附設二ヶ所	春水村	二、〇〇〇圓	同
道路改修	同	一、〇〇〇圓	同
修築事業	同	二、〇〇〇圓	同
副業獎勵	木田郡下高岡村	三、五〇〇圓	同

(二七) 愛媛縣

(イ) 昭和五年度豫算

總額—七、七〇〇圓

- 一、直營事業費
- 二、改善施設補助費
- 三、融和團體補助費

(ロ) 昭和五年度事業計劃

事業名	市町村	事業費	補助費
便所改築八ヶ所	同	三〇〇圓	同
火葬場及墓地移轉	香川郡鷺田村	三、六〇〇圓	同
道路改修	同	四、六〇〇圓	同
共同井戸新設二ヶ所	同	一、六〇〇圓	同
便所改築八ヶ所	同	三、〇〇〇圓	同
火葬場屋形及納屋建築	由佐村	四、〇〇〇圓	同
補習夜學獎勵	同	四、八〇〇圓	同
修築講習會	綾歌郡西庄村	一、八〇〇圓	同
共同井戸新設一ヶ所	同	二、〇〇〇圓	同
住宅移轉二戸	羽床村	一、五〇〇圓	同
公會堂及遙拜殿	川西村	一、五〇〇圓	同
新築	仲多度津郡四箇村	一、八〇〇圓	同
墓地燒香堂新設	同	三、〇〇〇圓	同
住宅移轉	本島村	三、〇〇〇圓	同
計	三郷郡七尾村	八、〇〇〇圓	同
計	二十ヶ所 十二ヶ町村	三、五、〇〇〇圓	同

八八

一、直營事業

融和事業懇談會 縣下概要の地に於て開催。
 部落婦女教育指導部落の婦女に裁縫及禮儀作法等の教授。
 講習講話會 縣下各地に於て開催。
 社會教化 民衆の啓蒙運動。

二、補助事業

市町村の融和促進事業、住宅改善、道路橋梁の改築、共同浴場の設置其他。

(ハ) 昭和四年度施行事業

一、直營事業

- イ、國費獎勵に屬する育英事業成果調査
- ロ、部落状態調査

二、諸會談

會名	開催月日	開催地	概況
愛媛縣町村長會	八月二十三日	松山市	縣下町村長出席者二百餘名、知事より融和問題に關する訓示をなし協議せり
同 警察署長會	九月三日	同	縣下警察署長十五名協議會を催したり
同 講習會	同	同	同
同 講習會	同	同	同
思想善導講習會	五月二十五日	松山市	講師東京高等師範學校教授編貫哲雄、講習生三一五名

第四章 府縣の施設事業

婦人幹部講習會

八月二十六日 越智郡津倉村 講師日本聯合女子青年團講師鈴木珠講習員五十四名

同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

融和事業講習會

一月自 至 十日 松山市 講師廣島高等師範學校長十時彌、中央融和事業協會副託下村春之助講習員三十八名

同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

四、講演會

融和問題講演會 九月二十六日 宇摩郡 講師社會事業主事菅誠、松柏村 講師其他聽講者六〇〇名、同中之庄村 講師同、外十七ヶ所 聽講者九、四四一人

二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費
水道設備	新居郡泉川村	四、〇〇〇圓	縣費 六、〇〇〇圓 國費 三、〇〇〇圓 團體經營
住宅改善	越智郡龜岡村	一、〇〇〇圓	同
青年會堂	同	七、〇〇〇圓	同
住宅改善	同	三、〇〇〇圓	同
道路橋梁	菊間町	三、七〇〇圓	同
改修	同	五、三〇〇圓	同
文庫其他	同	一、〇〇〇圓	同
融和促進事業	清水村	五、二〇〇圓	同

八九

第四章 府縣の施設事業

二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	
		總額	補助費
道	羽根村	一、五〇〇	三、二〇〇
同	安城町	一、〇〇〇	三、九〇〇
同	前宮村	一、九〇〇	三、三〇〇
同	山田村	一、〇〇〇	三、八〇〇
同	山奈村	六〇〇	二、八〇〇
井	山原村	一、〇〇〇	二、六〇〇
井	三原村	一、〇〇〇	二、七〇〇
道	室戸町	八、五〇〇	二、〇〇〇
浴	奈半利町	二、五〇〇	三、五〇〇
計	九ヶ町村	一、一、〇〇〇	二、三、三〇〇

(二九) 福岡縣

【規程訓達】

續編——地方改善獎勵規程

(大正十三年八月二十三日告示第六百七十號)

第一條 地方ノ改善發達ヲ圖ルタメ其費用ヲ支出スル市町村ニ對シ毎年豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
 第二條 補助金ハ市町村費支出豫算額ノ二分ノ一以內トス但シ特別ノ事情アリト認ムルトキハ其歩合ニ依ラサルコトアルヘシ
 第三條 精算ノ結果其金額ニ超過スルコトアルモ補助金ハ増額セス

第三條 補助金ヲ以テ獎勵スヘキ事業ノ種類左ノ如シ

- 一、居住地域ノ整理道路ノ改良
 - 二、託兒所授産所共同浴場診療所公會堂ノ設置飲料水及下水ノ改良
 - 三、出稼及移住ノ獎勵ヲ目的トスル事業
 - 四、教師ヲ常任セシメテ補習教育裁縫教授等ヲナシムル場合ノ教師手當並ニ教授用備品又ハ貧困兒學用品給與等教育獎勵ニ關スル事業
 - 五、其他地方改善上特ニ必要ナル事業
- 第四條 補助ヲ受ケントスル市町村ハ其事業ニ關スル議決書ニ左記事項ヲ具シ前年度六月末日迄ニ知事ニ申請スヘシ
 一、事業ノ種類計畫(工事ヲ要スルモノハ設計ノ大要並ニ其位置圖面等)
 二、經費概算書
 三、事業ノ着手及豫定期
 前項申請ヲ爲シタル市町村ニシテ豫算議決ヲ經タル場合ハ直チニ其關係部分ヲ抄記報告スヘシ
 第五條 補助申請後ニ於テ事業ノ種類計畫豫算等ヲ變更セムトスル時ハ更ニ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ
 第六條 事業終了シタルトキハ其成績(工事概況、起工竣工、年月日共)及精算書ヲ添へ補助金ノ交付ヲ知事ニ請求スヘシ
 第七條 事業ノ成績不良ナルトキ若クハ補助ノ目的ニ合ハサルトキハ補助ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助ノ一部若クハ全部ヲ

(イ) 昭和五年度豫算

總額——一、二、四〇五圓

(内譯) 一、直營事業費

二、改善施設補助費

内 一、經濟保護事業補助費

二、文化的施設事業補助費

三、融和團體補助費

四、其ノ他(専務吏員費)

(ロ) 昭和五年度事業計劃

一、直營事業

イ、地方改善授産講習會

ロ、地方改善裁縫講習會

二、補助事業

イ、地方改善施設事業

ロ、管外優良地方視察

(ハ) 昭和四年度施行事業

一、直營事業

一、講習會

會名	開催月日	開催地	概況
地方改善授産講習會	自昭和四年六月三十日至七月五日六日間	浮羽郡川會村	講習員 三八名 八八四九四名

第四章 府縣の施設事業

地方改善講習會	開催月日	開催地	講習員
同	自同九月廿五日十日間	八女郡上庄川村	一、二七〇名
同	自同九月廿五日十日間	福岡市	六、三三名
同	自同九月廿五日十日間	小倉市	三、四四名
同	自同九月廿五日十日間	福岡市	八、六七八名
同	自同九月廿五日十日間	同	二、一〇〇名
同	自同九月廿五日十日間	同	五、六四〇名
同	自同九月廿五日十日間	同	八、〇〇〇名
同	自同九月廿五日十日間	同	六、九〇八名
同	自同九月廿五日十日間	同	二、四四名
同	自同九月廿五日十日間	同	八、六八五名
同	自同九月廿五日十日間	同	二、二一名
同	自同九月廿五日十日間	同	八、二一七名
同	自同九月廿五日十日間	同	五、七七〇名
同	自同九月廿五日十日間	同	三、四四名
同	自同九月廿五日十日間	同	八、七六一名
同	自同九月廿五日十日間	同	九、三〇七名
同	自同九月廿五日十日間	同	七、四三三名
同	自同九月廿五日十日間	同	三、三三名
同	自同九月廿五日十日間	同	八、〇五七名
同	自同九月廿五日十日間	同	三、三七七名
同	自同九月廿五日十日間	同	六、三三〇名
同	自同九月廿五日十日間	同	九、三〇七名

第四章 府縣の施設事業

附 則

第十條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第十一條 大正十年度ニ限り第三條ノ申請期限ヲ大正十年九月三十日トス

(イ) 昭和四年度豫算

總額——一、〇〇〇圓

- (内譯) 一、直營事業費 ナシ
二、改善施設補助費 一、〇〇〇圓
内 一、經濟保護事業補助費 七一六圓
二、文化的施設事業補助費 二八四圓
三、融和團體補助費 ナシ

(ロ) 昭和五年度事業計畫

(一) 授産場建設補助 (二) 井戸掘鑿金補助

(ハ) 昭和四年度施行事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費
基地改修	久里村	一、〇〇〇圓	府縣費 二五〇圓
住宅改善	巨勢村	五〇〇圓	國費 一五〇圓
同	本庄村	一、〇〇〇圓	府縣費 一〇〇圓
計(三)		二、五〇〇圓	國費 二七〇圓

(三二) 熊本縣

九六

【訓令】

熊本縣令第十五號

支廳、警察署、市役所、町村役場、公私立學校
共存共榮は人間生活の理想にして協調諸和は國家發展の源泉たり
而して同胞融和の精神は炳として明治維新の洪謨に明かなり爾來
六十有餘年公私の施設と國民の自覺とは相俟つて漸次其の實績を
擧げつゝありと雖も尙偏狹固陋の舊習に泥み差別の事象率乎とし
て其の跡を絶たず延いて國運の進長と社會の繁榮を阻礙するは誠
に聖代の痛恨事たり然も純近時代の趨勢は益々融和促進の急務な
るを痛感せしむるものあり舉國一致適切有效の方途を講じ以て國
民融和の目的を達成せざんばある可らず。

此の際に當り特に國民融和日の設定せらるゝに會す國民は明治
大帝の聖訓を感銘すると共に協力一致奮然奮起して國民融和の
大理想を實現するに全幅の共鳴と努力とを傾倒して幸に此の舉國
的運動をして充分の力と効果とを齎らしめんことを望む。

昭和五年三月十四日

熊本縣知事 大森吉五郎

(イ) 昭和五年度豫算

總額——二、八八〇圓

- (内譯) 一、直營事業費 三四五圓
内 一、縣外講習員派遣 一〇〇圓

(ロ) 昭和五年度事業計畫

一、直營事業

- 一、講習員派遣 中央融和事業協會講習員二名派遣 一五〇圓
二、視察員派遣 改善地區の優良なる縣の視察を行ふ 九五圓
岡山、廣島、和歌山、靜岡縣等へ三名派遣

二、補助事業

- 一、融和團體助成——熊本縣融和會助成 二、臺所改善——三ヶ町村中通村、宮岡町、伊倉町 三、便所改善 四、井戸改善 五、排水設備 六、トラホーム治療 七、共同作業場設置 八、竹細工技術指導 九、調査研究
事業計畫及經費内譯

第四章 府縣の施設事業

二、施設改善補助費

- 一、臺所改善費 一二五圓
二、便所改善費 一五〇圓
三、井戸改善費 七五圓
四、排水設備費 七五圓
五、共同作業場設置費 三六〇圓
六、トラホーム治療費 一五〇圓
七、竹細工技術指導員費 一五〇圓
三、融和事業團體助成費 一、三五〇圓

区分	事業種別	經費	補助金額	備考
直營	講習員派遣費	一〇〇圓	府縣費 一〇〇圓	計
同	視察員派遣費	九五圓	府縣費 九五圓	
同	一般事務費	一五〇圓	府縣費 一五〇圓	
補助	臺所改善費	一二五圓	府縣費 一二五圓	
同	便所改善費	一五〇圓	府縣費 一五〇圓	
同	井戸改善費	七五圓	府縣費 七五圓	
同	排水設備費	七五圓	府縣費 七五圓	
同	トラホーム治療費	一五〇圓	府縣費 一五〇圓	
同	共同作業場設置費	一八〇圓	府縣費 一八〇圓	
同	竹細工技術指導員費	一五〇圓	府縣費 一五〇圓	
計		二、八八〇圓	府縣費 二、八八〇圓	

(ハ) 昭和四年度施行事業

一、直營事業

- 一、調査研究視察 改善事業施行に當り適切恰當を期して萬遺漏なからしむる

九七

第四章 府縣の施設事業

務必經濟事情、融和状況及び副業等に就てそれ／＼調査研究をなせり就中鹿本郡米町上益城郡廣安村八代郡宮地村に就ては優良部落として精進なる調査研究を行へり。

八、講習會
中央融和事業協會主催の融和事業長期講習會に對し熊本縣昭和會書記一名を派遣せり。

三、講演會
融和事業講演會 四月三日
(自治會) 同 上益城郡白旗村

(三三三) 鹿兒島縣

(1) 昭和五年度豫算

Table of activities and budgets for Kagoshima Prefecture. Includes rows for '融和事業講演會' (Social Service Lecture), '融和問題講演會' (Social Problem Lecture), and '講習會' (Seminar).

(内譯) 一、改善施設補助費

(ロ) 昭和五年度事業計畫

- 一、道路改修工事
二、家屋改築工事
三、家屋移轉工事
四、居住地擴張整理工事
五、共同井戸(三)

(ハ) 昭和四年度施行事業

Table of implemented projects for the 4th year of the Showa era. Includes sections for '一、直營事業' and '二、補助事業'. Lists activities like '融和事業協談' and '講習會' with dates and locations.

第四章 府縣の施設事業

四、活動寫眞會

Table for '活動寫眞會' (Photography Activity). Lists dates, locations (e.g., 薩摩郡川内町), and participant counts.

融和事業並に生活改善活動寫眞會
三月十四日
三月十五日

二、補助事業

Table of '補助事業' (Subsidized Activities). Lists various social service activities and their budgets.

第四章 府縣の施設事業

施設事業	施行市町村	事業費	補助額	
			縣費	國費
道路改修工事	出水郡西長島村	六,010	一,115.50	一,115.50
家庭移轉工事	响吟郡財部町	四,000	三,000.00	三,000.00
道路改修工事	藤原郡榑麻村	三,200	2,010.00	2,010.00
同	入來村	一,470	三,750.00	三,750.00
道路改修工事	同	同	同	同

(一) 昭和三十五年執行事業

一、道路事業

(甲) 昭和三十五年執行事業

(乙) 昭和三十五年執行事業

(丙) 昭和三十五年執行事業

(丁) 昭和三十五年執行事業

(戊) 昭和三十五年執行事業

(己) 昭和三十五年執行事業

(庚) 昭和三十五年執行事業

(辛) 昭和三十五年執行事業

(壬) 昭和三十五年執行事業

(癸) 昭和三十五年執行事業

(十一) 昭和三十五年執行事業

(十二) 昭和三十五年執行事業

(十三) 昭和三十五年執行事業

(十四) 昭和三十五年執行事業

(十五) 昭和三十五年執行事業

(十六) 昭和三十五年執行事業

(十七) 昭和三十五年執行事業

(十八) 昭和三十五年執行事業

(十九) 昭和三十五年執行事業

(二十) 昭和三十五年執行事業

(二十一) 昭和三十五年執行事業

(二十二) 昭和三十五年執行事業

(二十三) 昭和三十五年執行事業

(二十四) 昭和三十五年執行事業

(二十五) 昭和三十五年執行事業

(二十六) 昭和三十五年執行事業

(二十七) 昭和三十五年執行事業

(二十八) 昭和三十五年執行事業

(二十九) 昭和三十五年執行事業

(三十) 昭和三十五年執行事業

(三十一) 昭和三十五年執行事業

(三十二) 昭和三十五年執行事業

(三十三) 昭和三十五年執行事業

(三十四) 昭和三十五年執行事業

(三十五) 昭和三十五年執行事業

(三十六) 昭和三十五年執行事業

(三十七) 昭和三十五年執行事業

(三十八) 昭和三十五年執行事業

(三十九) 昭和三十五年執行事業

(四十) 昭和三十五年執行事業

(四十一) 昭和三十五年執行事業

(四十二) 昭和三十五年執行事業

(四十三) 昭和三十五年執行事業

(四十四) 昭和三十五年執行事業

(四十五) 昭和三十五年執行事業

(四十六) 昭和三十五年執行事業

(四十七) 昭和三十五年執行事業

(四十八) 昭和三十五年執行事業

(四十九) 昭和三十五年執行事業

(五十) 昭和三十五年執行事業

第二編 融和運動

一、昭和三十五年執行事業

(甲) 昭和三十五年執行事業

(乙) 昭和三十五年執行事業

(丙) 昭和三十五年執行事業

(丁) 昭和三十五年執行事業

(戊) 昭和三十五年執行事業

(己) 昭和三十五年執行事業

(庚) 昭和三十五年執行事業

(辛) 昭和三十五年執行事業

(壬) 昭和三十五年執行事業

(癸) 昭和三十五年執行事業

(十一) 昭和三十五年執行事業

(十二) 昭和三十五年執行事業

(十三) 昭和三十五年執行事業

(十四) 昭和三十五年執行事業

(十五) 昭和三十五年執行事業

(十六) 昭和三十五年執行事業

(十七) 昭和三十五年執行事業

(十八) 昭和三十五年執行事業

(十九) 昭和三十五年執行事業

(二十) 昭和三十五年執行事業

(二十一) 昭和三十五年執行事業

(二十二) 昭和三十五年執行事業

(二十三) 昭和三十五年執行事業

(二十四) 昭和三十五年執行事業

(二十五) 昭和三十五年執行事業

(二十六) 昭和三十五年執行事業

(二十七) 昭和三十五年執行事業

(二十八) 昭和三十五年執行事業

(二十九) 昭和三十五年執行事業

(三十) 昭和三十五年執行事業

(三十一) 昭和三十五年執行事業

(三十二) 昭和三十五年執行事業

(三十三) 昭和三十五年執行事業

(三十四) 昭和三十五年執行事業

(三十五) 昭和三十五年執行事業

(三十六) 昭和三十五年執行事業

(三十七) 昭和三十五年執行事業

(三十八) 昭和三十五年執行事業

(三十九) 昭和三十五年執行事業

(四十) 昭和三十五年執行事業

(四十一) 昭和三十五年執行事業

(四十二) 昭和三十五年執行事業

(四十三) 昭和三十五年執行事業

(四十四) 昭和三十五年執行事業

(四十五) 昭和三十五年執行事業

(四十六) 昭和三十五年執行事業

(四十七) 昭和三十五年執行事業

(四十八) 昭和三十五年執行事業

(四十九) 昭和三十五年執行事業

(五十) 昭和三十五年執行事業

第二編 融和運動

第一章 總說..... (101)	第二章 全國的融和運動..... (103)	第一節 協議會..... (103)	1、全國融和事業協議會..... (103)	2、近畿府縣融和團體協議會..... (103)	3、四國四縣融和事業協議會..... (103)	4、關東融和事業協議會..... (104)	5、第五回大日本聯合青年團大會に於ける融和問題..... (105)	6、第六回全國教化事業關係者代表大會に於ける融和問題..... (106)	7、第二回全國方面委員會に於ける融和問題..... (106)	第二章 國民融和日運動..... (108)	第三章 融和團體の組織と活動..... (108)	第一節 融和團體要覽..... (108)	1、融和團體一覽..... (108)	2、昭和四年度融和團體施行事業一覽..... (110)	3、昭和四年中新設都市町村融和團體一覽..... (110)	第二節 全國的融和團體..... (110)	一、中央融和事業協會..... (110)	二、聖調率旨會..... (110)	三、本派本願寺一如會..... (110)	四、大谷派本願寺眞身會..... (110)	第三節 地方的融和團體..... (110)	一、京都府親和會..... (110)	二、大阪府公道會..... (110)	三、神奈川縣青和會..... (110)	四、兵庫縣濟和會..... (110)	五、埼玉縣社會事業協會事業部..... (110)	六、群馬縣融和會..... (110)	七、千葉縣社會事業協會融和部..... (110)	八、下野昭和會..... (110)	九、大和同志會..... (110)	一〇、三重縣社會事業協會融和部..... (110)	一一、愛知縣社會事業協會融和部..... (110)	一二、靜岡縣社會事業協會融和部..... (110)	一三、山梨縣共愛會..... (110)	一四、滋賀縣昭和會..... (110)	一五、岐阜縣社會事業協會..... (110)	一六、信濃同仁會..... (110)	一七、富山縣融和會..... (110)	一八、鳥取縣一心會..... (110)	一九、島根縣和敬會..... (110)	二〇、岡山縣協和會..... (110)	二一、廣島縣共鳴會..... (110)	二二、山口縣一心會..... (110)	二三、和歌山縣同和會..... (110)	二四、德島縣融和團體聯合會..... (110)	二五、讚岐昭和會..... (110)	二六、愛媛縣善鄰會..... (110)	二七、高知縣公道會..... (110)	二八、福岡縣親善會..... (110)	二九、大分縣親和會..... (110)	三〇、佐賀縣社會事業協會融和部..... (110)	三一、熊本縣昭和會..... (110)	三二、鹿兒島縣社會事業協會融和部..... (110)
-------------------	------------------------	--------------------	------------------------	--------------------------	--------------------------	------------------------	------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------	------------------------	---------------------------	-----------------------	---------------------	------------------------------	--------------------------------	------------------------	-----------------------	--------------------	-----------------------	------------------------	------------------------	---------------------	---------------------	----------------------	---------------------	---------------------------	---------------------	---------------------------	--------------------	--------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------	----------------------	-------------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	--------------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------------	----------------------	-----------------------------

第一章 總說

不合理なる差別を除去し、國民融和の實を擧げんとする融和運動は、明治三十年頃より、民間より唱導されて、或は「備作平民會」が創立され、或は「大日本同胞融和會」が創立され、奈良縣に「大和同志會」が、福岡に「鎮西公明會」が、島根縣に「出雲同志會」が、岡山縣に「岡山縣同志會」が、東京に「帝國公道會」等が相續いて組織されて部分的に爲されて來たが、大正九年政府が始めて融和事業に關する經費を支出し、ついで大正十二年に基礎的の地方改善經費を支出し融和機關の設置獎勵を爲すに至りて、融和綱は全國的に張られるに至り、融和運動は今や全國的に強大なる力の下に爲されつゝある。

即ち先づ中央機關としては、大正十一年頃までは帝國公道會及同愛會の二團體があつたが、十二年八月には財團法人中央社會事業協會に地方改善部が設けられて、中央地方の聯絡を密にし、全國的活動を爲すに至つた。これと前後して地方にも亦同年發布の内務大臣の訓令に基き多くの團體が設立せられた。而して十四年二月にこれ等各地方の團體を橫斷的に結びつけた全國融和聯盟が設立せられ、又同年九月中央社會事業協會の地方改善部は廢止せられて、新に内務省社會

局構内に中央融和事業協會が設立せられ、地方融和團體と聯絡して全國的の融和事業施設を講ずることとなつた。

然るに中央には同協會と全國融和聯盟並に同愛會、帝國公道會とが相並立し、地方團體との聯絡上支障ともなり延いては全國的活動の統一をも損ふ處があつたので、融和問題研究會——大正十五年五月貴衆兩院議員二百六十五名を以て組織せられたるもの——の斡旋に依り昭和二年七月を以て中央融和團體の合同統一を見るに至つたのである。次に地方團體としては比較的早くから活動を續けてきたものは大和同志會、岡山縣協和會、高知縣公道會、信濃同仁會、廣島縣共鳴會等の民間的色彩を有する四五の團體があつたが、大正十二年政府の融和機關設置獎勵により、官民合同の融和團體が相續いで設立せらるゝに至り、本年四月設立せられたる千葉縣社會事業協會融和部を加へて實に三十二の府縣單位の融和團體が組織されたのである。

かくて此等中央地方の融和團體は年を遂ふて益々其の聯絡提携を密にし、或は全國的協議會、地方的協議會を開き、或は全國融和團體聯合大會を開き、或は三月十四日五ヶ條御誓文發布紀念日を期して全國融和デーを開催する等、全國的共通運動を爲し、差別撤廢の爲に強大なる戦線を布いて居るのである。

而して昭和四年度に於ける融和運動は、融和團體が從來消極的であつた差別事象の撤廢、差別事件の調停、内部自覺等に積極的に活動せること、社會事業團體や教化團體等の全國的會議に於て融和問題が積極的に論議されたこと等が特色あるものであつた。

第二章 全國的融和運動

第一節 協議會

(1) 全國融和事業協議會

中央融和事業協會主催、全國融和事業協議會は昭和四年五月三十、三十一兩日左記の如く全國府縣主務職員、融和團體代表者其他七十餘名の出席の下に社會局大會議室に於て開會された。

東京府	社會事業主事補	内田親雄
大阪府公道會	常任幹事	奥正三郎
兵庫縣清和會	囑託	内海正名
新潟縣	同	福島正雄
群馬縣及同融和會	社會事業主事	高井潤一郎

茨城縣	社會事業主事補	伊藤藤次郎
奈良縣	副會長	松野貞夫
同大同志會	同	吉川吉治郎
愛知縣	同	豊島貞樹
同社會事業協會	同	四通
山梨縣	社會事業主事補	相山重香
岐阜縣	同	國枝利一
福井縣	同	酒井利一
鳥取縣同一心會	社會事業主事	岩本松樹
京都府親和會	主務	坂口眞道
神奈川縣	同	泊瀬川功
同清和會	常務理事	中村無外
長崎縣	社會事業主事	坂田眞英
埼玉縣	同	三浦精翁
千葉縣	社會事業協會 囑託	松島熊太郎
同	社會事業主事	安田龜一
栃木縣	社會事業主事	見戸浩鏡
同下野昭和會	社會事業主事	福富善壽
三重縣同社會事業協會	同	鈴木信恭
靜岡縣	社會事業主事	安藤寛
同社會事業協會	幹事	鈴木正吉
滋賀縣同昭和會	社會事業主事補	平井豊重
長野縣	同	栗林藤松

信濃同仁會	主事	成澤英雄
富山縣	社會事業主事補	盛田靜男
同融和會	同	山本源次
鳥根縣同和敬會副會長	社會課長	中谷昌左
岡山縣	社會課長	原保雄
同協和會	囑託	守屋茂
同鳥縣	社會事業主事	大畑忠一
愛媛縣善隣會	融和團體聯合會理事	菅誠壽
同	幹事	眞鍋博愛
同	地方改善事務囑託	青木定吉
同	親善會書記	江口清彦
佐賀縣社會事業主事同社會事業協會主事	同	山口信才
鹿兒島縣	社會事業主事補	原田慶範
一如會	録事	三田村文雄
廣島縣	社會事業主事補	河野龜市
同共鳴會	幹事	加藤仁
香川縣	社會事業主事	中村惠
高知縣公道會	主事	小野由之丞
大分縣社會事業主事	同親和會幹事	山田新三郎
熊本縣	社會課長	金森茂太郎
同昭和會	理事	伊藤末尾
愛媛縣協會	常務理事	萬澤誠澄
眞身會	理事	平沼麒一郎
中央融和事業協會	會長	同

同	理事	大野謙一郎
同	同	宮城長五郎
同	同	宮地久衛
同	同	赤堀都太郎
同	同	藤野惠
同	同	三好伊平次
同	同	植竹與作
同	同	松本幸
同	同	小林伊三郎
同	同	下村春之助
同	同	河上正雄
同	同	山本正男
同	同	阿部彝徳
同	同	土屋政一
同	同	井上哲男
同	同	酒田吉太郎
同	同	平間莊太郎
同	同	芝田徹心
同	同	稻村大尉
同	同	大渡少將
同	同	酒井少佐
同	同	中村至道
同	同	石清水一雄

第一日(三十日)

午前十時、赤堀常務理事開會を宣し、平沼會長は議長席に着きて左の挨拶をなした。

會長挨拶

本日より二日間に亘り融和事業協議會を開催するに方り關係各府縣並各融和團體よりかく多數の御出席を得ましたことは開催者として深く感謝する所であります。融和問題が現下の社會事情より觀て極めて重大であり且又之れが解決の急を要するものであることは申すまでもないこととあります。幸にして官公の施設融和團體の活動其の他各方面の努力によりまして近來漸々として事業の進展を觀つゝあることは御同慶の至りであります。

併しなごら仔細に問題の内面を窺ふときは表面的には著しく差別の減退を來しつゝあるも其反面に於て内稱的數種の殘存せることは融和事業に従事するものゝ怨にすることのできない要點でありまして之れが根柢に力を竭さねばならぬことと思ひます。協議廳として提出しました案件は本會提出のもの五件地方團體より御提出のもの三件計八件でありまして何れも融和促進上重要なものと存じます。勿論地方の實情により劃一的に論議することの出來ないものもありませうが、其の大部分は各地共通のものと思ひます。案の説明は夫れ／＼理事者より致させます。何卒事業達成の爲め充分御審議相成りますやう冀望致します。開會の初めに方り以上を述べて御挨拶と致します。次で協議に入る。

一、今後融和團體の執るべき指導方針如何(協會提案)

説明——赤堀常務理事

近時融和運動は益々盛になり融和綱は全國的に布かれ融和運動は全盛期にありと云はれて居るが、又一方には現在の融和團體の方針では行き詰るとも云はれて居る。此に於て今や融和團體の執るべき指導方針を確立する要があると思ひまして本案を提出したのである。何卒腹藏なき御意見の御發表を願ひたい。

東郷府顧問會 差別撤廢の事業としての水平運動が衰へ、之に反して融和運動は盛んになつた時であるから、此の融和運動に威力を持たしむる様に事業執行機關を組織し、又自主的解放運動を取り容れてやるべきである。

農取縣一心會 從來の融和團體の方針には三あつたと思ふ。即ち(一)融和精神的普及(二)差別事象の撤廢(三)内部の向上の爲の經濟施設の三である。此の項目以外に増す必要はないと思ふ。要は此の方針を徹底する様方法を強めることを研究すればよいと思ふ。即ち融和精神的普及に就ては融和運動を組織組織にせなければならぬと思ふ。こゝにいふ點を研究したら如何か。

獨島縣融和會 現在の融和運動を力あらしむる様にするには、自主的解放運動をやつて居る人を融和團體の中に取り入れ、その人々を活躍せしむることが最も効果があると思ふ。

神奈川縣青年會 神奈川縣の如きは未問題地が多くて一般に本問題の重要性を知らず、本運動は其必要ないと思ふものが兩者に

多い。これを如何に指導するかに就て悩みを持つて居る。それで山梨、千葉、茨城等の未開地の縣の方から御考へを承りたい。

これに對して山梨、千葉兩縣より各々の方針、施設に就て陳述があつた。

埼玉縣 水平運動と融和運動との相違點は、水平社が(一)部落のみの力によりて解放を期すること、(二)差別の徹底的糾弾をやることの二點か違つて居る。今融和運動に之を取り入れるとせば如何なる形によつてなされるべきかこれが問題であると思ふ。吾々は融和運動は(一)一般に理解さすには如何にするか(二)部落の自覺向上を圖るには如何にすべきか(三)差別事件及事象の解決方策は如何、此の三つの問題のみであると思ふ。此れは既にやつて居ることである。但これをやるに力が足りないから融和運動に威力をつける様にするを考へるが急務と思ふ。それに就ては例へば差別事件の解決に當つては社會的制裁を加へるといふことと又は差別言論取締法を設けるといふこと等に就て研究するが今の問題ではないかと思はれる。

富山縣融和會 融和運動に威力あらしむる様にする一方法として(一)融和團體の名稱を全國的に統一し眞の國民運動たらしむること(二)人間性の尊嚴確立といふ點に運動の精神をおくこと(三)組織組織の運動にすることである。

兵庫縣經濟會 新しい指導方針を考へる必要はないと思ふ從來の差別觀念の撤廢これ一つをやつたらよいと思ふ。融和運動に水平社の如き威力を持たしめるといふことは現在の融和團體の組織

では不可能ではないか、力あらしむるには現在の融和團體の組織を大改造しなければならぬ。

鳥取縣融和會 私の方では縣下全部が融和運動に参加すべきものであることを示す爲に、縣下二百九十ヶ町村より平均三團を和敬會に支出せしむることにした。

徳島縣 水平社創設當時の氣分を融和運動の從來の指導精神に加へるといふことは同感であるが、更に「融和事業研究」の第四輯の巻頭言の「より高き社會良心へ」の論說、あゝいふ精神を融和運動に取り容れるべきだと思ふ。

高知縣公債會 融和團體は將來、融和事業をなすべきか融和運動をなすべきかを先づ考へねばならぬ。若し融和團體は融和事業を爲すものとせば第三者の立場に立脚して公平な而も整備した事業をやらねばならぬ。而して融和團體は融和運動を爲すべきものとせば之に威力を持たしめる爲に(一)警察官の力を加へること(二)社會的制裁をやることである。

愛媛縣會 融和運動の精神を全國民に徹底せしむる爲には、融和團體の範圍のみでは駄目であるから、之を教化團體の中に入れてやる方がよいと思ふ。

廣島縣共鳴會 現在の融和團體の組織で此の運動をやつて行けば早晩行き詰ると思ふ。それは融和團體に缺陷があるからである。——吾々の運動の主旨は要するに「差別觀念を除去する」ことにある。今更ら指導精神を別に考へる必要はない。この大目的を如何にして達するか問題ではないか。それには融和團體のみでや

つたのでは駄目だから教化團體等の諸團體の活動を促す必要があると思ふ。

愛護善隣會 私も「差別觀念を除去する」以外に方針はないと思ふ。それで此の方針を如何にして實現するかの方法を研究するのが今の問題ではないか。

平沼會長 他にいろいろと御發議もありませうが、本案は委員會に附議して、その委員會にて更に充分研究して頂きたい。

二、未だ問題の起らざる地方に對し融和事業を積極的に實施すべき方針如何(協會提出)

説明——赤堀常務理事

未問題地とは(一)關係地區なきも賤視差別觀念の存する地方(二)關係地區あるも顯現的差別事象なき地方(三)顯現的差別事象あるも被差別者側に於て力弱き爲か或は無自覺なる爲か未だ問題になつて居ない地方をいふのである。此等の地方に對して融和事業を積極的に實施するには如何にせばよきかに就て御研究が願ひたい。本案に就ては、兵庫縣清和會、徳島縣、愛媛縣善隣會、京都府親和會、大阪府公道會、山梨縣等より實際施設しつゝある狀況や意見が出たが、本案も委員會に附託された。

三、内部同胞の自覺向上を實現すべき具體的方策如何(協會提出)

説明——赤堀常務理事

て平沼會長主催の懇談會が開催された。

第二日(三十一日)

午前九時開會。大野理事、議長のもとに前日に引き続き協議は進められた。

五、國民融和日に於ける適切なる施設如何(協會提案)

説明——三好参事

昨年開催せる十一月三日は體育デーの催しがあり又農繁期等の關係もあるのではよくないと思はれるので他に適當の日を定めたいと思ふ。それで先づ第一に日を決定して頂いて次に方策に就て御協議が願ひたい。

日に就ては十一月三日を可とするものと不可とするものと説出で方法に就ても種々意見が出たが本案も委員會にて研究することとなり、委員會に附託された。

六、融和問題に對する方面委員の活動を積極的ならしむる方法如何(信濃同仁會提案)

説明——信濃同仁會成澤主事

方面委員制度は社會事業機關の中で最も効果あるものであるが故に此の方面委員をして本問題に活動せしむる方法に就て研究が願ひたい。

差別を取り去り融和の完成を期するには一方に於て内部同胞の自覺向上を圖かることも必要と思はれるので本案を提出したのである。隔意なき御意見の發表を願ひたい。

大和同志會 部落民其のものが部落の實質を知らず自ら卑下して居るから此等に對して部落の本質を知らしめて人間的自覺と向上を圖ることが必要であると思ふ。

兵庫縣清和會 現在の融和團體で、内部の自覺向上を圖ることが出来るや否やが疑問である。又これを強調すると一般が「それ見たことか部落が向上しないから差別されるのだ」と、差別原因を部落に責任轉嫁をするやうになつて融和團體の使命とは反對の現象を生ずる様になる内部の自覺は内部自らがやらねば、眞の自覺向上はできないのである。

其他群馬縣、熊本縣、千葉縣、廣島縣共鳴會、京都府親和會、奈良縣、徳島縣等より種々意見が出たが本案も委員會に附託された。

四、青少年婦人に對し融和觀念を普及徹底せしむる具體的方策如何(協會提案)

説明——赤堀常務理事

本案に就ては、奈良縣、大分縣、一如會、山梨縣、大阪府、富山縣融和會、大和同志會、鳥取縣等より種々意見が出たが委員會に附託され、委員會にて成案を得ることに決した。

第一日は以上にて散會した。尙同夜、一ツ橋如水會館に於

本案に就て栃木縣、大和同志會、兵庫縣清和會、佐賀縣、信濃同仁會、眞身會、京都府親和會等より意見が出たが本案も委員會に附託された。

七、神社崇拜申込拒絶に對する方策如何(埼玉縣提案)

説明——埼玉縣三浦主事より實例を述べて各員の意見を求め座談的に意見の交換を爲した。

八、官吏に對し融和思想を普及徹底せしむる具體的方策(兵庫縣清和會提案)

説明——兵庫縣清和會内海正名氏 從來融和事業は内務省に於ては社會局の福利課の一仕事、府縣に於ては社會課の一仕事として考へられ融和に率先すべき一般官吏が全く本問題に無關心であるのは甚遺憾の點があるので本案を提出したのである。各位の忌憚なき御意見が承りたい。

本案に就ては、廣島縣共鳴會、京都府親和會、鳥取縣一心會、大和同志會、信濃同仁會、聖訓奉旨會、大阪府公道會等より種々意見が出たが結局委員會に附託された。

以上にて議案全部議了したので休憩し、休憩中、一、二、三を第一部委員會にて、四、五、六、八を第二部委員會にて研究成案して、午後三時半再開會し、左記の如く委員會案通り可決して午後五時、意義ある協議會は閉會された。

一、今後融和團體ノ軌ルヘキ指導方針如何

決定

- 一、融和運動ハ國民共同ノ責務ナルヲ以テ全國民ノ健全ナル向上發達ヲ期スル爲メ之ヲ國民運動トシテ進展セシム
- 二、人類相愛ノ精神ヲ振作シ同胞意識ヲ喚起ス
- 三、社會正義ノ觀念ニ基キ封建的觀念ヲ打破シ不合理ナル差別事象ノ絶滅ヲ期ス
- 四、内部同胞ノ自覺向上ヲ促シ共存共榮ノ實現ヲ期ス
- 五、未だ問題ノ起ラザル地方ニ對シ融和事業ヲ積極的ニ實施スヘキ方策如何

決定

- 一、内部同胞ノ自覺ヲ促スコト
- 二、其ノ地方ノ指導的地位ニアル人々ニ融和問題ヲ知悉セシムルコト
- 三、教育、教化機關ヲ通シテ融和促進ヲ圖ルコト
- 三、内部同胞ノ自覺向上ヲ實現スヘキ具體的方策如何

決定

- 一、講習會講演會等アラユル機會ニ於テ其ノ自覺ヲ圖ルコト
- 二、中心人物ヲ養成ニ努ムルコト
- 三、市町村融和團體ノ積極的活動ヲ促スコト

五、國民融和自ニ於ケル適切ナル施設如何

二、期日 三月十四日

二、施設

一、講習會の施設

- 一、パンフレット、リーフレット配布
- 二、融和促進ニ關スル標語懸賞募集
- 三、ボスター、圖案懸賞募集
- 四、活動寫真フィルム製作
- 五、融和促進歌レコード製作
- 六、講師派遣
- 七、ラヂオ放送
- 八、明怡神宮參拜

三、施設一覽

1 標語懸賞

- 一、講習會
 - 一、ラヂオ放送—講演—融和促進歌—ラヂオドラマ等
 - 一、官廳學校等ニ於テ講話
 - 一、寺院教會等ニ於テ説教講話
 - 一、會社工場等ニ於テ講話
 - 一、講演資料作成配布

2 宣傳宣傳

- 一、パンフレット配布
 - 一、リーフレット配布
 - 一、ボスター配布
 - 一、ピラ配布(各月配布新聞折込)
 - 一、電車ノ乗換標符利用
- 一、技術配布
 - 一、電報ノ乗換標符利用

第二章 全國的融和運動

四、帝國議會府縣會及町村會其他社會的進出ノ機會ヲ促進スルコト

五、經濟的充實ヲ圖ル様援助スルコト

四、青少年並婦人ニ對シ融和觀念ヲ普及徹底セシムル具體的方策如何

甲 兒童ニ對シテ

- 一、家庭教育ニ留意スルコト
- 二、差別的言動ニ對シテハ個人的ニ注意ヲ與フルコト
- 三、國定教科書ニ本問題ニ關スル徳目ヲ入ル、コト
- 四、修身科教授ニ際シテ留意スルコト
- 五、教育家ニ融和思想ヲ普及スルコト
- 六、融和促進歌映畫等ヲ利用スルコト
- 七、日曜學校ニ於テ融和觀念ヲ涵養スルコト
- 八、融和教育研究機關ヲ設置スルコト

乙 青年ニ對シ

- 一、對象ヲ青年トスル講習會講演會ノ開催
- 二、青年團體ト協力スルコト

丙 婦人ニ對シ

- 一、婦人ヲ對象トスル講習會講演會ヲ催スコト
- 二、婦人雜誌ニ融和記事ヲ記載スルコト
- 三、各種婦人團體ト協力スルコト

一、新聞雜誌宣傳

一、繪畫宣傳(融和促進ノ繪畫、標語等ヲ印刷セルハガキヲ配布スル)

二、機關誌特輯發行

三 其ノ他

- 一、活動寫真利用
 - 一、融和促進寫真映寫、字幕宣傳
 - 一、一分間默想
 - 一、自動車宣傳
 - 一、立看板宣傳
 - 一、訓令、告諭、通牒
 - 一、懇話會、協議會等ノ開催
- 一、故人物者表彰
- 一、提灯行列
- 一、神社參拜
- 一、講談聖書等ニヨル宣傳
- 一、會員募集

六、融和問題ニ關スル方面委員ノ活動ヲ積極的ナラシムル方法如何

- 一、方面委員ヲ成ルヘク融和團體ノ役員トスルコト
- 二、方面委員協議會ノ際融和問題ニ關スル事項ヲ協議シテノ取扱方ニ關スル研究調査ヲナスコト
- 三、方面委員機關雜誌ニ融和問題ニ關スル事項ヲ掲載スルコト
- 四、融和問題ニ關スル講習會講演會等ニハ成ルヘク方面委員ノ出席ヲ求ムルコト
- 五、融和團體發行ノ雜誌、其他ノ印刷物ヲ方面委員ニ配布スルコト
- 六、方面委員取扱事項中融和問題ニ關スル一項ヲ加フルコト

八、官公吏ニ對スル融和思想普及徹底ニ關スル方策如何

- 一、官公吏一般ニ對シ、融和思想ノ徹底ヲ圖ルヤウ關係部内ニ於テ適當ノ方法ヲ講スルコト
- 二、融和問題ニ關スル印刷物ヲ成ルヘク官公吏一般ニ配布スルコト

- 三、自治講習會、其他市町村吏員養成ヲ目的トスル講習會ノ際、融和問題ヲソノ科目ノ一ニ加フルコト

- 四、警察官ニ對シ適當ナル方法ニ依リ融和問題ニ關スル理解ヲ求ムルコト

(2)、近畿府縣融和團體協議會

近畿府縣融和團體協議會は五月五日、本派本願寺一如會が主催となつて、本願寺布教研究所に於て開催、本年は同協議會を擴張せしめて中國、四國の各團體の參加を勧誘し、爲に出席者は三十一名の多きに達した。

午前十時より開會、松原執行長の挨拶、座長の選舉、それから協議に移り、左記の通り各議題に關し熱心に附議せられた。

- 一、本問題に關して宗教家の活動に就いて御意見承度し
眞宗兩派の活動は最近見るべきものあれども、他宗派、殊に基督

教では全然爲すところがない、是等に對して適當なる方法を講ずべきこと。

- 二、差別觀念の内秘的傾向矯正方法如何(以上一如會提出)
直接的方法のみに依らず、社會思想を科學的に研究して、之れが對策を講ずべきこと。
一般と接觸せしむべき機會をつくること。

- 三、女子に融和觀念を促進せしむる具體的方法如何(徳島縣融和團體聯合會提出)

大阪、滋賀、和歌山の諸縣から本案に對し執リつゝある方法に就いて報告あり、意見としては、婦人雜誌に本問題に關する讀物を掲載することが出た。

- 四、融和の目的完成の爲内部の自覺向上を計る方策如何(兵庫縣清和會提出)

融和講座、婦人講座等を開き、内部同胞の自覺向上を計ること。教育の向上、職業の輔導に努めること、講習會を開き、青年、婦人、少年に對し夫々適當なる講義をなすこと。

和歌山縣から本件の對策としては座談會を開き内部同胞の不平を吐露せしめ、之が解決に就いて研究せしめてゐるとの報告。

- 五、融和團體關西聯盟組織に關する件(大和同志會)
趣旨は賛成するも事實上不可能との意見。

- 六、關西融和團體名稱統一に關する件
反對意見が多かつた。

五、地方改善事業費國費増額實現方法如何

各團體に於て適當なる方法を講ずること。

七、全國融和デー期日變更に就て(滋賀縣昭和會提出)

撤回。

近畿府縣融和團體協議會は更に大谷派本願寺眞身會が當番で十一月十六日京都高倉會館に於て開催せられた。出席者は

本會の三好、滋賀の松山、塚本、平井、和歌山の貴志、藤籠、岡本、三重の山下、大阪の南田、上妻、兵庫の内海、西本、浦元、船保、奈良の吉川、高田、聖調奉旨會の佐藤、公平會の本多、齋藤、一如會の山崎、岡山の岡崎、京都の森、阪口、平井、關河、尾瀬、和田、主催者として武内井上、河邊、高濱、細川、奥田代、松本、野間、宮部、西川、浦池、杉本、朝倉、豊田氏等四十餘名。

午前九時開會、主催者代表として眞身會長武内了温氏の挨拶ありて協議に移り、左記議題を順次に附議し、出席各員交々起ちて意見を述べたるが、協議題の多くが是れまで各方面に於て論議せられたる爲か、各員の意見も亦抽象的論議的のもの多く最後に京都府親和會より緊急動議として

本協議會を最も有効適切ならしむる方法如何の協議題出で、今後の協議會を實質的に導く方法を研究することとなり。内海正名、藤籠見誠、山崎精華、武内了温、森栗香の五氏を委員に挙げ、本年一月中旬に委員會を開きて對策を定むることとなつた。

かくて午後五時閉會、引續き萬養軒に於て懇談會を開き午後九時散會した。

協議事項

- 一、融和運動の新局面より見たる地方改善事業の現状に就て御意見承りたし(和歌山縣同和會提出)

- 二、目下少數同胞の經濟困難を善處するに適當なる方策如何(滋賀縣昭和會提出)

- 三、失業救済と内外融和の目的を以て地方工場に内部子女を雇はしむる件(親和會提出)

- 四、指導的地位にある宗教家の差別事件に對し當局の處置及方針に就て承りたし(兵庫縣清和會提出)

- 五、融和運動は宗教の現状に對して如何なる態度をとる可きか(大谷派本願寺眞身會)

- 六、融和運動そのものに對する敬遠主義者の覺醒を促す方策如何(同上)

- 七、融和團體のとりべき無産運動への方針如何(同上)

- 八、融和團體は解放運動に關し危険分子と見做さるゝ團體、又は個人に對し如何なる態度をとるべきか(同上)

- 九、將來の融和問題の重點を何處にをくべきか(三重縣社會事業協會提出)

(3) 四國四縣融和事業協議會

四國四縣融和事業協議會は、徳島縣が當番となつて、去る

第二章 全國的融和運動

五月二十三日、同二十四日の兩日間、徳尊市千秋閣に於て開催せられた。出席者は

本會の下村、香川の加藤、酒見、高知の汲田、中村、愛媛の松本、松澤、柴田、村上、徳島の川久保、楢崎、大畑、豊岡、岸田、高島、長谷部の諸氏。

川久保徳島縣事務部長議長となりて協議を纏め左記の事項に就いて順次附議した。

議案事項

- 一、四國融和聯盟に関する件
- 二、小學校として融和問題に對し如何なる對策を講ずべきか (香川縣提出)
- 三、育英奨勵、生産資金貸付等の奨勵に於ける指導方針に就いて
- 四、水平運動と融和運動との關係に就いて
- 五、融和日舉行につき最も適當と認むる時機及方法如何
- 六、本年中適當の時機に於て中央融和事業協會より講師の派遣を得て各縣順次に講習會を開催する可否(愛媛縣提出)
- 七、少數同胞の退學的的精神挽回策如何
- 八、一般民の道義的精神強健に對する方策如何
- 九、中央融和事業協會開催の融和事業協議會提出問題打合の件 (以上高知縣提出)
- 一〇、地區整理及住宅改善に関する件
- 一一、職業指導に関する件
- 一二、差別事業撤廢の實際的取扱に関する件

以上協議の末、本協會に講師の派遣を請ふ場合は、豫め通知し合ふことを申合せた外に、左記の規約を協定した。

四國四縣融和事業協議會規約

- 第一條 本會ハ四國四縣融和事業協議會ト稱ス
- 第二條 本會ハ四國四縣ノ縣職員、並愛媛縣善鄰會、讚岐昭和會、徳島縣融和團體聯合會、及高知縣公道會ノ役員員ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ融和事業ニ關スル協議、調査、研究ヲナシ、事業ノ促進ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ毎年一回以上各縣輪番ヲ以テ開催スルモノトス
- 第五條 本會ノ開催ニ關シテハ當番ノ縣ニ於テ事務ヲ處理スルモノトス

(4) 關東融和事業協議會

第二回關東融和事業協議會は、茨城縣が當番となつて、八月十六日同縣下下館町高等女學校に於て開催せられた。出席者は

- 埼玉縣 中村孝太郎 松島熊太郎
- 神奈川縣 中村 無外
- 群馬縣 雲山作太郎
- 栃木縣 梶山 幹三 長濱 庫一 小川寅之丞 戸崎 崇吉
- 千葉縣 増田 正直
- 茨城縣 八木 芳信 伊藤藤次郎
- 山梨縣 渡邊 久樹

長野縣 成澤 英雄
静岡縣 安藤 寛
愛媛縣 飯塚 巖
中央融和事業協會 山本正男
茨城縣社會課長八木芳信氏議長となつて左記協議題に就いて、協議を進めた。

- 一、差別事業撤廢に関する實際的方法如何
 - 二、融和の目的達成の爲被差別者の自覺向上を圖る具體的方策如何
 - 三、一般に對し融和問題の重大性を認識せしむる方法如何 (以上群馬縣提出)
 - 四、町村に於て行ふべき融和施設如何(埼玉縣社會事業協會提出)
 - 五、國民融和日に當り會社學校寺院等に協力を求むる具體的方法如何(愛媛縣提出)
 - 六、顯現的差別事件の起らざる町村に對し縣の採るべき方策如何 (茨城縣提出)
 - 七、普遍的に融和問題の重要性を認識せしむる方法如何(栃木縣提出)
 - 八、祭禮に関する差別事業撤廢に付良方策ありや(山梨縣提出)
 - 九、不用意なる差別的言辭に對し之が反省を促すに最も適切なる方策如何(神奈川縣融和會提出)
- 右に就き各自意見發表の後左の宣言を發表することに決定し

第二章 全國的融和運動

た。

宣言

融和問題の重要性の認識に對し比較的安易の觀を做すの傾向ある我が關東地方の事情を辭かに檢討考察するに其の意識的なる無意識的なるを問はず存外一般世人の心奥に潜在する封建的賤視觀念の濃厚なるものあることを認識す如此甚だ憂慮すべき融和事情に鑑み我等は宗教教育家等社會教化の任にある人々と協力して益々積極的の不合理なる差別觀念の撤廢に向つて努力し一日も速かに同胞諸和の明るき社會の實現を期す

第二回關東融和事業協議會

昭四年八月十六日 尙、左記請願を決定して午後五時盛會裡に散會した。

- 融和事業ノ目的達成上被差別者ノ自覺向上ヲ圖ルハ最も適切ナル方法ノ一ナリト認ム依ツテ政府並ニ中央融和事業協會ニ於テ左記ニ付最善ノ考慮ヲ拂ハレンコトヲ望ム
 - 一、育英資金豫算ヲ増額セラレ度キコト
 - 二、學校卒業後ニ於ケル被育英者ノ職業紹介並就職ノ保護ノ方法ヲ講セラレタキコト
- 昭四年八月十六日 第二回關東融和事業協議會

(5) 第五回大日本聯合青年團大會と融和促進の議決

四月十六日より三日間、日本青年館に於て開催された大日

本聯合青年團第五回大會に於て、融和問題に關して青年團の執るべき方策に就て種々協議し、次の如く決議した。

相互ノ人格ヲ尊重シ、舊來ノ陋習ニヨル差別觀念ヲ撤廢シ以テ融和共榮ノ實ヲ舉クルニ努ムルコト

(6) 第六回全國教化事業關係代表者大會に於ける融和問題

十一月十日、十一日の二日間、中央教化團體聯合會主催にて東京市一ツ橋教育會館に開催され、府縣教化聯合會提出協議事項中、香川縣教化團體聯合會より左記協議題が提出された。

國民偕和親善に關し教化團體として執るべき方策如何而して討議の結果左記の通り決議された。

決議

偕和親善に關する問題は現下重要なる社會問題にして教化團體として大に努力すべきものと認むるを以て中央教化團體聯合會に於ては中央融和事業協會と協議を遂げ適當なる方策を講ぜられたし

(7) 第二回全國方面委員會議に於ける融和問題

十一月十四日より三日間、日本青年館に於て開催され、融和問題に關して左記の協議並に決議があつた。

協議事項

方面委員として融和問題に關する適切なる事項如何決定事項

方面委員は融和問題に關して深甚なる注意を用ひ、自から融和の第一線に立ち、賤視觀念の排除、融和觀念の徹底に努むべきは勿論、特に左記の事項に努力するの要ありと認む。

イ、差別事件に付ては、進んで調停斡旋に努むること

ロ、融和の障害となるべき事相の排除に努むること

ハ、部落の經濟向上、環境の整理、文化の向上に努むること

ニ、方面委員協議會の際融和問題に關する事項を協議し、其取扱等に関する研究調査をなすこと

ホ、方面委員機關紙に融和問題に關する事項を掲載すること

決議

現下の思想問題に鑑み、方面委員は融和問題に、今一層努力すること

右決議す

第二回全國方面委員會議出席者一同

第二節 全國解放同盟の請願運動

昭和四年十月三十一日、東京において全國解放同盟が生れた。組織者は、本協會主催の融和事業指導者講習會の講習員である。従來、折角この種の講習會を開いてもその後は何等の聯絡もないことが多かつたが、こん度の全國解放同盟は請

習會の成果としても意義ある活動をなす目的の下に生れたものである。

この同盟の活動の中心點はどこにあるかといへば、一つの新しい運動を打立て、行かうとするところにある。運動の方法といふものは、誰がやつても餘り大差のあるものではないが、しかし、指導精神には大いに隔りがある。この現象は、融和運動においても見ることが出来るが、同盟の目的はこの點において同じ指導精神を以て活動すべく組織されたものである。従つて、この意味からいへば、わが部落解放運動を打ち立て、行かんとすることが、この同盟の持つ使命ともなる。

綱領

一、吾々は差別的偏見、差別的イデオロギイ及び其の反映としての差別事象を克服し部落解放の全精神の貫徹を期す

一、吾々は内部同胞の自覺意識を強調し以つて社會生活上自由の獲得を期す

一、吾々は人類平等の原理に立脚しよりよき社會の完成を期す

即ち、以上の綱領はこの精神に立脚せるものに他ならない。次に、この同盟の運動方針として決定せることは、指導者の開拓を主とし、實際運動は従となることである。部落問題解決の上、一つの指導精神の下に活動し得る指導者を全國的に作り、解放運動をその行詰りから脱却せしめんとするこ

とが主なる目的である。

勿論、實際運動も輕視するものではない。がしかし、實際運動はそれ／＼その地方の所屬團體でも相當やり得る。若しこの間地方の所屬團體でやられない運動がある場合はこの同盟でやらうといふのが、大體の方針である。

この意味において、この同盟は一種の解放運動上の教育機關として生れたものと見ることが出来る。

解放同盟の實行運動

而して全國解放同盟は、その第一着手の活動として、十月卅一日午後一時より、會員が二隊に分れ「國民融和の徹底」を期すべく實行運動を行つた。

一隊は、本協會の河上氏の案内にて、内務大臣(代理吉田社會局長官)小橋文部大臣を訪問し、一隊は、同山本氏の案内により、内閣總理大臣(代理鈴木内閣書記官長)大藏大臣(代理政務次官)を訪問し、種々陳情するところがあつた。

かくて、午後三時、二隊は日比谷公園に集合し、陳情委員遠里氏、北川氏、山田氏、林氏より、報告あり、終りに富山縣倉田氏の發聲にて全國解放同盟の萬歳を三唱して解散し、それ／＼歸國の途についた。

國民融和の徹底に関する請願

融和促進に關し従來政府の力を致さるゝところ尠からず民間の運

動と相まつて往時に比して一段の進境を示せるは事實なるもしかも尙ほ其現狀を觀るに顯現的差別の類々として跡を絶たざるのみならず内秘的には更に一層深刻なるの傾向あり
部落民の社會的進出極めて困難にして尙ほ今に經濟的機會均等を奪はれつゝあり

精神的解放に至りては更に見るべきもなく結婚問題の如き幾多同胞をして血涙を揮らしめつゝあり

しかも國民の大多數は自らの差別と被差別者の痛苦について全く知るところなく何等反省の態度あるを見ず所謂改善的施設の如きも極めて不徹底にして猶ほ大海一滴の憾みあり

如しは極めて明白なる事實にして實に現代の一大恨事たるのみならず國家將來のためにも洵に深憂に禁へざるものあり、とより之れが解決は一朝にして能くせらるべきにあらずと雖もさればこそ一層更に積極的に之が促進徹底を期するの要あり乃ち融和の現狀と問題の重大性に鑑み特に左記願望御採擇有之度及請願候也

昭和四年十月三十一日

全國解放同盟

内閣總理大臣
内務大臣
文部大臣
大藏大臣

請願事項

- 一、全國師範學校生徒に特に時間を設けて融和に関する系統的知識を興へられたきこと
- 二、國定教科書中融和を妨ぐる恐れある文字を抹消せらるゝと共

神宮に於て玉串を捧げて神前に参拜一同記念撮影を爲し、歸路途上に於て通行者にリーフレットを配布した。

一、講師派遣及映畫貸付 各地の要求に應じ講演會に講師を派遣し又備付の映畫を貸付く。

一、印刷物配布 リーフレット「國民に訴ふ」を十萬部を印刷し全国各地に配布し又東京府下に對し府廳を通じ、ポスター一千部を配布した。

一、ポスター、繪葉書作製 ポスター圖案を懸賞募集し、之に對し各府縣團體よりの依頼に應じポスター及繪葉書を作製送付した。

一、融和時報特輯 融和時報三月號を「融和日號」とし、總理大臣及内務文部兩大臣並に本會々長の祝文論文等を掲載し各方面に配布した。

一、ラヂオ放送 當日午後七時より約三十分間吉田社會局長官(本會理事)に依り融和促進に關する講演を中繼を以て全國に放送した。

聖國奉獻會

一、明治神宮並桃山御陵参拜 役員講師七名は中央融和事業協會と合同し明治神宮に参拜融和資料五十種一千八百部を神宮参拜者に配布當日尙京都に於て役員は京都府融和團體聯合會役員と共に御陵に参拜した。

一、講演會 二月十二日(京都市)十三日(伏見市)十四日(京都市)十五日(京都市)十六日(大阪市)に開催。

第二章 全國的融和運動

に小學校修身書中特に國民融和に關する徳目を加へられたきこと

三、男女青年團に國民融和の精神を徹底せしむべき施設を講ぜられたき事

四、全國教育者に融和問題に關する理解を徹底せしめられたきこと

五、地方長官に對し更に訓令を發して不合理なる差別差除の貫徹を圖らしめられたきこと

六、地方改善事業費を三百萬圓に増額せられたきこと

七、差別言動取締法令を制定せられたきこと

八、差別事件に關し暴力行爲取締法の適用の上に特に考慮を加へられたきこと

第三節 第二回國民融和日

第一回國民融和日は十一月三日の明治節を期して行つたが本年度は全國融和事業協議會の打合せに依つて三月十四日の五ヶ條の御誓文發當日を選むことになつた。各團體及各府縣の活動概況は左の通りである。

中央融和事業協會

一、明治神宮参拜 會長以下役員、社會局長、東京府知事、東京市長、融和事業研究會員及び聖國奉獻會會員と共に當日明治

本派本願寺一如會

一、文書宣傳 「執行長訓告」布教使各位へ三千五百部、パンフレット第七輯三千五百部を布教師三千五百名に配布。

一、講演會 十三日(田邊町)十四日(京都市)十五日(舞鶴町)同日(新舞鶴町)の四ヶ所に開催。

大谷派本願寺眞身會

一、講演會 十三日(龜岡町)十四日、京都市高倉會館同日(京都市第一社會館)十五日(國部町)の四ヶ所に開催。

一、映畫會 右の会場に於て開催。

一、繪畫發售 宗務總長繪畫を全國本願寺末寺一萬ヶ寺に記念日に關する講演開催及其他の催しを行ふべく達示す。

東京府

一、印刷物配布 中央融和事業協會送付のポスター、パンフレット各一千部を管内市町村に配布。

一、明治神宮参拜 知事代理中央融和事業協會會員と共に明治神宮参拜。

京都府融和會

一、文書宣傳 「融和時報特輯」一千五百部を協議員に配布、リーフレット四千部を縣下に小冊子「融和問題早わかり」一千部を町村長、小學校長に配布。

一、電車内宣傳 當日市電車内にポスターを掲げ、又乗換切符二十萬枚の裏に宣傳文を印刷す。

一、活動寫真宣傳 日活特製融和タイトル十本を講演會に映寫し又、京市興業協會に依頼して常設館に於て融和タイトルを映寫す。

京都府

一、ポスター配布 大型ポスター二千枚を印刷配布。
 一、繪葉書宣傳 繪葉書四種を婦人會長、青年會長に配布。
 一、パンフレット配布 京都府融和事業要覽一千部を小學校長、町村長に配布。

京都府融和運動會

一、府民の桃山御陵參拜 府民有志と共に當日御陵に參拜する。
 一、大講演會開催 十三日より三日間に亘り府下十七ヶ所に於て開催。

一、印刷物配布 講演會の募集に一枚刷を配布。

大阪府公道會、大阪府

一、公道會總會開催 當日午後開催。
 一、文書宣傳 「融和時報特輯」パンフレット「融和問題の歴史的考察」二千部を總會出席者に、會作製のリーフレット一萬枚中央融和事業協會のリーフレット四千枚並に記念繪葉書八百組を會員並に一般に配布。
 一、電車及宣傳 小型ポスター千八百枚を大阪市内電内に又標語を乗換券六十萬枚の裏面に印刷宣傳す。
 一、ポスター掲示 大型ポスター四千枚を町村、警察署の掲示板に貼付。

一、通牒 學務部長より各學校長に對し、又警察部長より各警察署長に對し通牒を發す。

一、新聞宣傳 各新聞社に記事掲載方を依頼し、全部掲載さる。

神奈川縣青和會

一、文書宣傳 「青和」特輯號一千七百部を會員縣下町村小學校中等學校其他各種團體に配布。

一、講演會 一回開催、向秦野支部は懇談會及電車並汽車乗客に印刷物配布。

一、役員聯合協議會 各役員融和日施行に關し協議す。

兵庫縣清和會

一、ポスター宣傳 五千枚を各市町村内に貼付。

一、活動寫真講演會 十二日より十七日に亘り縣下十一ヶ所に開催、參集人員九三五〇人に達す。

一、文書宣傳 「清和融和日號」一萬一千部を各市町村官公衙方面委員役員に配布尚ビラ五萬枚、リーフレット四千部を縣下各方面に配布。

一、對支部運動 支部長委員に對し會長より總督普及方通牒。

一、支部の活動 神戸支部はビラ十萬枚を以て自動車宣傳、水上那支部は講演會八ヶ所開催。

兵庫縣

一、通牒 内務、學務、警察部長より市町村長學校長警察署に對し通牒發す。

一、知事聲明書發表 縣下十數社新聞紙に對し聲明書發表。

一、知事訓示 職員全部を招集し知事より訓示す。

埼玉縣社會事業協會

一、文書宣傳 リーフレット「五ヶ條御書文發布の日を迎へて」三萬部を協和委員及市町村役場學校を通じて縣下に配布。

一、社會事業講習會 三月十四日より四日間融和問題を含む社會事業講習會を開催講習員一三三名。

一、映畫講演會 十一日より二十日迄六ヶ所に開催、聴衆計四八〇〇名。

一、ポスター配布 三千枚を縣下町村に配布。

埼玉縣

一、講演會 三月二日より十六日まで五ヶ所に開催、聴衆計一八〇〇名。

群馬縣融和會

一、ポスター、ビラ配布 ポスター二千枚を各町村に並にビラ二十三萬枚を縣下各月に配布。

一、講演會 當日六ヶ所に開催、聴衆計九八〇名。

千葉縣

一、文書宣傳 廳内官公吏及巡査教習所長に對しリーフレットを配布。

一、講演會 酒々井町昭和會と共同にて酒々井町に開催、聴講者二百名。

茨城縣

一、通牒 融和日の趣旨徹底方を關係町村長宛通牒。

第二章 全國的融和運動

一、文書宣傳 關係町村長、社會事業委員方面委員にリーフレットを送付し融和日の盡力方を依頼。

下野縣融和會

一、協議會開催 實施方法に付協議員會開催。

一、印刷物宣傳 リーフレット五千枚ポスター五百枚、會一覽冊圖書各五百部を各町村役場、中小學校に配布。

一、懇談會 縣下四ヶ所に開催、講師派遣及經費補助。

大和町志會

一、文書宣傳 融和時報融和日號二千五百部、リーフレット三千三百部を配布。

一、講演會 縣下主要地七ヶ所に縣と合同活動寫真及琵琶應用大講演會開催、聴衆計七、八〇〇名。

一、印刷物宣傳 ポスター五千五百枚を各市町村役場及警察署に標語入宣傳ビラ十三萬枚を學校生徒を通じて各家庭に配布。

一、支部活動 縣下百五十二市町村及會支部聯合にて夫々講演會又は懇談會開催。

奈良縣

一、通牒 學務部長より縣下市町村長及小學校長に對し融和日趣旨徹底方通牒。

一、講演會 同志會と聯合し七ヶ所に開催。

三重縣社會事業協會

一、講演會 津市に於て活動寫真講演會開催、聴衆千二百名。

一、新聞宣傳 各新聞に知事及社會課長談を掲載。

第二章 全國的融和運動

- 一、文書宣傳 融和時報特輯號一千部、三重新民特輯號二千數百部を關係者に配布。
- 一、ポスター、ビラ配布 ポスター一千枚ビラ八千五百枚を各方面に配布。

三 重 縣

- 一、通牒 各市町村長及各學校長に融和日徹底方通牒。
- 一、其他 縣下各方面にて直接各種の施設を講じたるもの市町村九、中等學校一五、小學校一九二。

愛知縣社會事業協會

- 一、講演會 五ヶ所に於て開催來聴者計二三五〇名。
- 一、印刷物宣傳 ポスター五百枚、リーフレット一千部を關係方面に配布。

- 一、活動寫眞會 一ヶ所開催。
- 一、娛樂會 縣社會課と共同一ヶ所開催。

- 一、新聞紙及雜誌宣傳 縣下各新聞紙及雜誌「共存」に記事寫眞等掲載。

愛 知 縣

- 一、諸團體に對する斡旋 地方公共團體に對し融和日施行の趣旨徹底方を依頼す。

靜岡縣社會事業協會

- 一、講演懇談活動寫眞會 十六ヶ町村に於て開催、參會者計一一、二〇名。
- 一、文書印刷物宣傳 パンフレットを縣下一般に又ポスター一千

- 一、印刷物宣傳 大型ポスター二千枚、小型ポスター二萬五千枚繪葉書三千三百部を官公署學校各市町村其他の方面に頒布。
- 一、差別事象の解決 從來未解決の債殘されし差別事象の解決。

長 野 縣

- 一、通牒 信濃同仁會、上水内融和委員會に對し融和日實施に關し通牒を發す。

福 井 縣

- 一、映畫講演會 十四日より十八日迄縣下五ヶ所に於て開催、來會者計三、三〇〇人。

- 一、印刷物宣傳 ポスター二千枚を各方面に配布。

富山縣融和會

- 一、印刷物宣傳 ビラ十萬枚を關係市町村各月に、ポスター三千枚を全市町村に配布。

富 山 縣

- 一、通牒 各市町村に對し各種團體と協力の上講演會懇談會の開催等趣旨普及の施設をなす様通牒。

鳥取縣一心會

- 一、印刷物宣傳 ポスター二千枚、ビラ十萬枚を市町村工場軍隊等に配布。
- 一、會員募集 當日を期し會員の入會勸誘を市町村に依頼。
- 一、文書宣傳 社會時報融和日號の特輯號發行。

鳥 取 縣

- 一、新聞紙に意見發表 縣下各新聞紙に知事の「今日の國民融和

第二章 全國的融和運動

枚を關係市町村に配布。

山梨縣共愛會

- 一、文書宣傳 パンフレットに會の意見を附し關係市町村を経て各戸へ配布。

滋賀縣融和會

- 一、講演並活動寫眞會 縣下二ヶ所に於て開催參會者は三百名乃至五百名。

- 一、講演資料其他文書宣傳 縣下の公衛學校へパンフレット「融和問題に關する歴史的考察」リーフレット「全國民に訴ふ」を配布。

- 一、印刷物宣傳 飛行第三聯隊に依頼し飛行機にて宣傳ビラ二萬枚を撒布、並にポスター二千枚を役場舞會社工場浴場等に頒布。
- 一、講演會及新聞記事斡旋 管下各中小學校に記念講話開催の依頼及縣下新聞紙に記事掲載の依頼。

岐阜縣社會事業協會

- 一、印刷物宣傳 飛行第二聯隊に依頼し飛行機二臺にて宣傳ビラ三萬五千五百枚を縣下十五ヶ町村を中心として撒布、並ポスターを縣下各町村に配布。

- 一、講演會懇談會 講演會一ヶ所、懇談會三ヶ所、參會者二十名乃至五十名。

信濃同仁會

- 一、文書宣傳 リーフレット三千三百部、機關誌融和日號、融和時報融和日號を各方面に頒布。

日に當りて」と題する意見發表。

島根縣融和會

- 一、講演會、映畫會 十四、十五兩日二ヶ所に講演會開催、尙三ヶ所に映畫會を開催來會者計一千七百名。
- 一、文書印刷物宣傳 パンフレット「國民諸和の基調」三千部、ポスター三千部を各地に配布。

- 一、自動車宣傳 松江市バスに融和標語を貼付運轉す。

鳥 根 縣

- 一、通牒 各市町村長に對し教化團體等を贊助して適切なる施設を圖る様通牒。

- 一、講演會、映畫會 和教會と合同にて前記の通り開催。

岡山縣融和會

- 一、講演及映畫會 二ヶ所に開催參會者計一千名。
- 一、文書宣傳 會のリーフレット四千枚、「全國民に訴ふ」四千部雜誌「美術教育融和日號」八百部ポスター五千枚を發行。

- 一、新聞宣傳 縣下五社に社説及論説を掲載。
- 一、懇談會 關係者一同會合懇談。

- 一、大幕利用 岡山、津山、倉敷各劇場へ融和強調を圖案化したる標語入りの大幕を寄贈。

岡 山 縣

- 一、通牒 學務部長より各中等學校長、小學校長、警察署長、青年訓練所主事、補習學校主事等へ融和日實施に關する通牒を發す。

- 一、新聞紙に意見發表 縣下各新聞紙に知事の「今日の國民融和

第二章 全國的融和運動

廣島縣共鳴會

- 一、講習會 縣下二ヶ所に開催、受講者計二百名。
- 一、講演會 十三日より三日間縣下四ヶ所に開催、聴衆計一千五百名。

- 一、文書宣傳 パンフレット三萬部、融和時報四千二百部配布。
- 一、印刷物宣傳 ポスター三千枚、繪葉書四百部を各方面に配布。
- 一、新聞宣傳 縣下三社に社説掲載方依頼。
- 一、融和委員會へ依頼 各町村融和事業委員會に對し諸施設開催方依頼。
- 一、町村長の意見聴取 融和促進に關する意見聴取。

廣島縣

- 一、講習會 共鳴會と合同主催にて前記の通り開催。
- 一、講演會 縣主催にて二ヶ所、聴衆計六百名、合同主催二ヶ所計四百五十名。
- 一、文書宣傳 右講演會開催地附近の町村に對し各戸に配布計四萬枚。

山口縣一心會

- 一、講演會 融和日を中心とする一週間を融和週間とし縣下三十三ヶ所に開催。
- 一、印刷物宣傳 ポスター三千枚を配布。
- 一、新聞宣傳 知事メッセヂを縣下各新聞に掲載。
- 一、職員講演會 職員全部に對し行へり。
- 一、差別事象の解決 三件。

- 一、關係者懇談會 縣下教化事業關係者、分區長、分區委員、水本社本部員、新聞記者、一心會本部職員等百二十名懇談。

和歌山縣同和會

- 一、總會開催 懇談會講演會をも併せ行ふ。
- 一、運動資料の作製 機關誌「同和」を運動資料として特刊し、支會々員に配布。
- 一、印刷物宣傳 臺所貼付用小ポスター十八萬五千枚を縣下各戸に配布、並團員用繪葉書四千枚配布。

和歌山縣

- 一、通牒 支廳長市町村長學校長に對し學務部長より融和日實施に關し通牒。

德島縣融和團體聯合會

- 一、功勞者表彰 會長より二名表彰。
- 一、印刷物宣傳 ポスター二千部配布。
- 一、講師派遣 講演會に講師派遣。
- 一、新聞宣傳 縣下新聞に融和日並に功勞者に關する記事掲載。

德島縣

- 一、文書印刷物 リーフレット三萬枚、ポスター二千枚を各市町村に配布。
- 一、講演會 融和團體聯合會と共同四ヶ所に開催。
- 一、講演會 七ヶ所に開催聴衆計一千三百八十名。
- 一、文書印刷物宣傳 パンフレット二百六十部、リーフレット二千枚、ポスター三千枚配布。

千枚、ポスター三千枚配布。

- 一、講習會 中堅青年一夜講習會を開催、講習員百五十名。

愛媛縣善美會

- 一、文書印刷物宣傳 雜誌「善鄰」に融和日記事掲載及融和日施設要項数千枚、ポスター二千枚、リーフレット等を市町村學校警察署其他に配布。
- 一、講演會 融和日前後に開催。
- 一、新聞宣傳 各社に記事掲載方依頼。

愛媛縣

- 一、通牒 支廳長市町村長警察署長に對し融和日舉行に關し通牒
- 一、文書印刷物宣傳 リーフレット二千五百部、ポスター一千枚繪葉書等を配布。
- 一、自動車利用勸導講演、五警察署委員長をして宣傳せしむ。
- 一、融和標語發表 豫て購買募集せる標語を發表。
- 一、新聞宣傳 縣婦人團體聯合會長(知事夫人)の「融和日に於ける婦人の協力」を各新聞に掲載。

福岡縣觀望會

- 一、講演會開催。
- 一、文書印刷物宣傳 リーフレット四千枚ポスター一千枚を市町村學校警察署等に配布。
- 一、新聞宣傳 縣下各新聞に記事掲載。

福岡縣

第二章 全國的融和運動

一、通牒 三部長の名を以て市町村長小學校長警察署長に通牒

大分縣融和會、大分縣

- 一、記念講演會 二ヶ所に開催。
- 一、文書印刷物宣傳 リーフレット千七百部、融和時報特輯、ポスター等を配布。
- 一、新聞宣傳 市内各新聞に掲載。
- 一、學校に於ける通俗普及 中等學校、小學校等に於て生徒に對し融和に關する講演をなせしむ。

佐賀縣社會事業協會

- 一、文書印刷物宣傳 リーフレット一千部、融和時報特輯一千部ポスター一千枚、繪葉書一千部を市町村中等學校警察署縣廳各課軍隊融和團體代表者に送付し、趣旨の普及方を依頼。
- 一、講演會懇談會 縣下五ヶ村に於て各村と共同にて講演會開催其他各町村に於て講演會懇談會等を開催せしむ。
- 一、宣傳物頒布 講演會出席者に福引景品として融和標語入の手拭、齒磨粉、マツテ、印刷物等を配布。

熊本縣融和會

- 一、講演會 三ヶ所に開催、聴講者計九五〇名。
- 一、映畫會 三ヶ所に開催、入場者數計八〇〇名。
- 一、文書宣傳 リーフレット三千三百部、パンフレット三百冊、融和時報二千部配布。
- 一、印刷物配布 融和日ポスター六千枚、講演會ポスター六百五十枚、ピラ一萬五千枚を電車、湯屋、床屋路傍等に貼付し市町村

第三章 融和團體の組織と活動

學校官衙會社工場等に配布。

- 一、自動車宣傳 小旗融和旗三百本を熊本市と郡部各地とを聯絡せる乗合自動車に委託掲揚せしむ。
- 一、新聞宣傳 各社に依頼趣旨を掲載す。
- 一、請會議 理事會、評議員會、發會式並第一回總會を開催。
- 一、調令 知事より支廳警察署市役所町村役場公立私學校に對し

- 融和促進に關する調令を發す。
- 鹿兒島縣社會事業協會、鹿兒島縣
- 一、文書宣傳 リーフレット及融和時報を配布。
 - 一、講演會 縣下三ヶ所に開催。
 - 一、活動寫眞會 縣下六ヶ所に開催。
 - 一、市町村に依頼 會長より各市町村に於て適當なる施設を講ずる様依頼す。

第三章 融和團體の組織と活動

第一節 融和團體要覽

(1) 融和團體一覽

府縣 融和團體名	所在地	代表者	設立年月	沿革	組織及執行機關	支會數又は郡市町村融和團體數	委員制	機關紙
東京 中央融和事業協會	社會局構内	平沼麒一郎	大正二四・九	大正十二年八月、中央社會事業協會に設置されたる地方改善部を同四年九月に改組して同年九月二十二日に新設の社會局構内に設置し昭和五年五月一日財團法人組織となす	財團法人 理事會			融和時報 融和事業 研究
東京 聖旨會	牛込區田町三ノ二	清岡長吉	大正二二・二	大正十二年十一月創立、大正八年三月七日本願寺教團の融和問題關係者を集めて同會を開き其の會の結果同會を設立す	社団法人會員組 理事會、總會 理事會			聖訓主義
京都 本願寺 如會	本願寺 本願寺	執行長	大正二三・〇	大正十二年七月、融和促進協議會を開き其の結果同年八月二十八日設立す	協議員會			
大阪 公道會	大阪府府内	知事	昭和二三・二	大阪府では郡單位の融和團體を先立し其の基礎となるや昭和三年二月本會を設立せり	會員組織 理事會			融和時報 近畿版
神奈川 青和會	神奈川縣 學務部長	大正二三・八	大正十二年八月の縣主催の社會教化講習會の講習生が自發的に發企して翌十三年八月の同講習會中に本會を設立したるものなり	會員組織 理事會				融和時報 神奈川版 融和時報 近畿版
兵庫 清和會	兵庫縣府内	知事	大正三三・〇	大正十二年十月創立、一市十三郡に支部を設置す	會員組織 理事會			融和時報 近畿版
埼玉 社會事業協	埼玉縣府内	知事	大正三三・三	大正十二年三月に創立したる社會事業協會に同十三年三月十八日事業部を設置して融和事業を積極的に進むるに至つた。	會員組織 評議員會			融和時報 埼玉版
群馬 融和會	群馬縣府内	知事	大正三三・二	大正十五年一月十九日、各郡市町村及有力者會同し融和團體設立の協議をなし同二年二月十二日、本會の發會式を舉ぐ	會員組織 理事會 評議員會			融和時報 群馬版
千葉 社會事業協會	千葉縣府内	知事	昭和三五・四	昭和五年四月社會事業協會内に融和部を設く	會員組織			
栃木 下野昭和會	栃木縣府内	知事	昭和二三・二	昭和二年二月十一日開催の融和促進懇談會に於て融和團體設立を可決本會を設立せり	會員組織 協議員會			融和時報 關東版

第三章 融和團體の組織と活動

第三章 融和團體の組織と活動

奈良 大和同志會	奈良縣内	淺田好太郎	大正一・八
三重 社會事業協	三重縣内	知	大正三・四
愛知 社會事業協	愛知縣内	知	大正三・七
静岡 社會事業協	静岡縣内	知	大正三・二
山梨 共愛會	山梨縣内	知	大正三・二
滋賀 昭和會	滋賀縣内	知	昭和三・九
岐阜 社會事業協	岐阜縣内	知	昭和二・二
長野 信濃同仁會	上田市役所内	成澤伍一郎	大正三・二
富山 融和會	富山縣内	知	大正三・四
鳥取 一心會	鳥取縣内	知	大正三・三

大正元年八月松井庄五郎等の有志によつて組織されたる融和團體なり。大正十二年四月に創立されたる社會事業協に同年十一月融和部を設置し同協會内に融和部を本會として漸次擴大せり。大正十三年十一月、社會事業協會内に融和部を執行委員制を設け、大正十二年自治協會内に融和部を設けしも、更に融和促進事業を積極的に爲すべしと昭和三年九月本會を創立せり。昭和二年二月、社會事業協會内に融和部を設置す。成澤伍一郎、小根澤義山、成澤勇等の有志發起により大正九年七月本會を創立す。大正十五年二月開催の講習會修了者が中心となり本會創立を計畫し同年四月十日創立する。大正十二年八月二十八日發行の内務大臣訓令の趣旨に據り同年十月三十日に創立す。

八	融和時報	奈良
五	融和時報	近畿
八	融和時報	中部
八	融和時報	世の爲
三	融和時報	近畿
五	融和時報	中部
三	融和時報	山陰

鳥根 和敬會	鳥根縣内	恒松於苑二	大正二・二
岡山 協和會	岡山縣内	大原孫三郎	大正三・六
廣島 共鳴會	廣島市西中 島新町	河野龜市	大正三・三
山口 一心會	山口縣内	知	大正三・三
和歌山 同和會	和歌山縣内	知	大正三・三
徳島 融和團體聯	徳島縣内	知	昭和三・六
香川 讀岐昭和會	香川縣内	知	昭和二・二
愛媛 善隣會	愛媛縣内	知	大正三・三
高知 公道會	高知縣内	知	大正三・二

大正十四年、恒松、馬場、會田、菅本、藤澤其他有志者相圖りて本會を創立す。大正九年六月岡山縣下の官公吏一般有志者、内部有志者相圖りて本會を創立す。前田三游、中村桂堂、河野龜市等の有志者により大正十年三月創立す。大正十二年五月十一日發行の内務大臣訓令の趣旨に據り本會創立の計畫を進め同十三年三月一日設立す。大正十三年一月十九日、本會創立協議會を開き、同年三月十六日第一回總會を開き、町村融和團體、縣下各地に設立され其の基礎固くなるを以て昭和三年五月九日、本聯合會設立協議會を開き、同年六月十八日創立す。兼に設立されたる香川縣一心會の規模を大にし昭和二年十月一日本會を創立す。市町村單位融和團體聯絡と縣下の融和事業促進の爲に大正十三年本會を創立す。大正八年十一月に本會を創立し同十四年五月會則を改正し全縣下に活動を進む。

八	融和時報	山陰
六	融和時報	同
一	融和時報	山口
九	融和時報	廣島
八	融和時報	岡山
七	融和時報	融和時報
七	融和時報	融和時報
七	融和時報	融和時報
三	融和時報	融和時報

第三章 融和團體の組織と活動

第三章 融和團體の組織と活動

融和團體名	設立年	事務所	職員	員人	教育	産業	團體	生業資	其他
鳥根縣和教會	七、六〇	一	一	一	一	一	一	一	一
岡山縣協和會	八、六〇	二	一	一	一	一	一	一	一
廣島縣共鳴會	一、〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一
山口縣一心會	五、〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一
和歌山縣同和會	二、四〇	一	一	一	一	一	一	一	一
德島縣聯合會	三、一〇	一	一	一	一	一	一	一	一
讚岐縣昭和會	四、四〇	一	一	一	一	一	一	一	一
愛媛縣善隣會	七、九〇	一	一	一	一	一	一	一	一
高知縣公道會	三、六三	一	一	一	一	一	一	一	一
福岡縣親善會	七、七〇	一	一	一	一	一	一	一	一
大分縣親和會	一、五二	一	一	一	一	一	一	一	一
佐賀縣協和會	二、三〇	一	一	一	一	一	一	一	一
熊本縣協和會	九、七〇	一	一	一	一	一	一	一	一
鹿兒島縣協和會	一、一〇	一	一	一	一	一	一	一	一
計三十四團體	三三、〇〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

其二

融和團體名

融和團體名	設立年	事務所	職員	員人	教育	産業	團體	生業資	其他
中央融和會	一	一	一	一	一	一	一	一	一
本派本願寺	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大谷派本願寺	一	一	一	一	一	一	一	一	一
京都府親和會	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大阪府公道會	一	一	一	一	一	一	一	一	一
神奈川縣青和會	一	一	一	一	一	一	一	一	一
兵庫縣清和會	一	一	一	一	一	一	一	一	一
埼玉縣協和會	一	一	一	一	一	一	一	一	一
群馬縣融和會	一	一	一	一	一	一	一	一	一
下野縣昭和會	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大和同志會	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三重縣協和會	一	一	一	一	一	一	一	一	一
社會事業協會	一	一	一	一	一	一	一	一	一
愛知縣協和會	一	一	一	一	一	一	一	一	一
社會事業協會	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第三章 融和團體の組織と活動

愛媛縣善隣會	讚岐昭和會	德島縣融和團體聯合會	和歌山縣同和會	山口縣一心會	廣島縣共鳴會	岡山縣協和會	鳥根縣和教會	鳥取縣一心會	富山縣融和會	信濃同仁會	岐阜縣融和會	滋賀縣昭和會	社會事業協會	融和時報	飛行宣傳ビブ	融和主任巡
善隣	融和時報	融和時報	融和時報	融和時報	融和時報	融和時報	融和時報	融和時報	融和時報	融和時報	融和時報	融和時報	融和時報	融和時報	融和主任巡	融和主任巡
四種一、二、三、四種	二種一、二種	二種一、二種	二種一、二種	二種一、二種	二種一、二種	二種一、二種	二種一、二種	二種一、二種	二種一、二種	二種一、二種	二種一、二種	二種一、二種	二種一、二種	二種一、二種	三〇〇	選出員三名
九	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	一〇〇	功勞者表彰
三〇〇	一、五〇〇	三〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	功勞者表彰
功勞者表彰	功勞者表彰	功勞者表彰	功勞者表彰	功勞者表彰	功勞者表彰	功勞者表彰	功勞者表彰	功勞者表彰	功勞者表彰	功勞者表彰	功勞者表彰	功勞者表彰	功勞者表彰	功勞者表彰	功勞者表彰	功勞者表彰

高知縣公道會	藤岡縣親善會	大分縣親善會	佐賀縣社會事業協會	熊本縣昭和會	鹿兒島縣社會事業協會	計三十四團體
融和時報	融和時報	融和時報	融和時報	融和時報	融和時報	融和時報
二種一、二種	二種一、二種	二種一、二種	二種一、二種	二種一、二種	二種一、二種	二種一、二種
九	八	八	八	八	八	八
三〇〇	一、五〇〇	三〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
功勞者表彰	功勞者表彰	功勞者表彰	功勞者表彰	功勞者表彰	功勞者表彰	功勞者表彰

(3) 新設郡市町村融和團體一覽

府縣	團體名	創立年月日	所在地	主なる事業
府縣	兒玉郡融和青年同盟	昭和五・四・三	兒玉郡北農村大字西宮田六〇	一、生活改善 二、農業普及 三、職業講習會 四、生業資金貸付 五、人事相談
府縣	元龜社村融和會	同・四・一	群馬郡元龜社村役場	同
府縣	倉田村融和會	同・五・二〇	同倉田村役場	同
府縣	酒々井町融和會	同・四・三〇	印旛郡酒々井町役場	同
府縣	下郷郡皆川村融和會	同・五・三	下郷郡皆川村役場	同
府縣	大和同志會	同・四・一	大和同志會	同
府縣	川東村支部	同・四・一	川東村支部	同
府縣	大和同志會	同・二・一八	大和同志會	同
府縣	川東村支部	同・二・一八	川東村支部	同

同	大和同志會	同・五・一	大和同志會	同
同	宇太村支部	同・四・一	宇太村支部	同
同	藤岡縣親善會	同・四・一	藤岡縣親善會	同
同	三重縣一宮村融和會	同・五・三・五	一宮村融和會	同
同	滋賀縣河瀬村融和會	同・四・九	河瀬村融和會	同
同	岡山縣五城村融和會	同・五・一・五	五城村融和會	同
同	岡山縣高野村報德會	同・五・四・三	高野村報德會	同
同	廣島縣共鳴會山縣郡東支部	同・五・三	共鳴會山縣郡東支部	同
同	山口縣高森町共和會	同・三・三〇	高森町共和會	同
同	香川縣平井町融和會	同・四・一	平井町融和會	同

同	瀧宮村昭和會	同	四・一〇・一	綾歌郡瀧宮村役場
同	羽床村昭和會	同	四・一〇・一	同 羽床村役場
同	羽庄上村昭和會	同	四・一〇・一	同 羽庄上村役場
同	草壁町協和會	同	四・一〇・一	草壁町役場
同	瀧崎村昭和會	同	四・一〇・一	瀧崎村役場
受授	田之筋村善	同	四・七・六	東宇和郡田之筋村役場
同	山田村善	同	四・七・七	同 山田村役場
同	中川村善	同	四・七・八	同 郡中川村役場
同	笠置村善	同	四・七・九	同 笠置村役場
同	菅田村善	同	四・七・七	喜多郡菅田村役場
同	五十崎町善	同	四・八・八	同 五十崎町役場
同	川之石町善	同	四・九・五	西宇和郡川之石町役場
同	横林村善	同	四・一〇・三	東宇和郡横林村役場
同	三島村善	同	四・一〇・一	北宇和郡三島村役場
同	磯津村善	同	四・一〇・一	西宇和郡磯津村役場
同	天満村善	同	四・一〇・二	宇摩郡天満村役場
同	愛治村善	同	四・一〇・三	北宇和郡愛治村役場
同	八幡濱町善	同	四・一〇・三	西宇和郡八幡濱町役場
同	羽根協和會	同	四・一〇・三	同 羽根村役場

同	赤岡融和會	同	四・五・四	赤岡町役場
同	入野融和會	同	四・八・三	入野村役場
同	與津融和會	同	四・三・三	與津村役場
同	日下融和會	同	四・二・五	日下村役場
同	福岡方城村親善會	同	四・四・三	田川村方城村役場
大分	東國東郡親和會	同	四・三・三	東國東郡東町役場

第二節 全國的融和團體

(一) 財團中央融和事業協會

國又は府縣を單位とする融和團體の數漸く増加し、大正十四年末現在に於て二十六團體を算するに至つたが、是等の團體は、何れも不合理なる差別觀念を排除し同胞融和の實現を目的として組織されたものであつて、今やそれ等共通の目的を貫徹する爲に、相互の連絡提携が無くてはならぬといふことが一大要件となつて來たので、そこに鑑みるところあつて大正十四年九月二十二日日本協會の創立を見るに至つた。

勿論同協會の使命はたゞ聯絡提携のみが目的でなくて、各團體と聯絡し提携して共に因襲的偏見の除去、融和事業の助成獎勵、講習講演、調査研究等の主要事業を遂行してゆくところにあつて、國民相互間の確執を除去し、延いては同胞

諧和の積極的理想を實現せんとして創立されたものである。同協會は事務所を内務省社會居構内に置き、會長に男爵平沼騏一郎博士を推戴し、創立以來講習會、講師派遣、各種の補助事業、印刷物發行、會議等々豫定の事業を進行してゐる。

而して、昭和五年五月其の組織を財團法人とした。

(イ) 創立趣意書

國運の伸長は必ず國民の協和に本づく、而して國民の協和は亦必ず善く全國民の人格を重んじ其の權義の均一なるを明瞭にし社會生活の平和を確保するを以て先務となす。

曩に 明治天皇深く此に夢念あらせられ長くも五箇條の御誓文を漢發し給ひ大て四民平等の制を布かせ給へり。爾來百有年目を新にし庶政亦歲を遷うて更張し僅々半世紀克く今日の盛運を致せりと雖も獨り差別の陋習尙其の痕を存し、時に同胞融和に關ぐの遺憾なきを得ず、延いて社會の平和を傷む文化の進展を妨ぐものは洵に痛嘆措く能はざる所なり。

夫れ國家協和の實を擧げ國家隆昌の基を築め以て社會共榮の目的を達成するは是れ近世に於ける國民運動の趨勢にして即ち現代思想の一大潮流たり。此の秋に當り尙偏僻固陋の舊習に蒙され同胞の間時に不合理なる差別の事相を見るは之を内に於て我國家の憂患たるのみならず之を外にして列強の間に在して能く國運の伸張を圖り文化の發達に寄與する所以にあらず、乃ち同胞相愛の義

に則り國民親和の實を擧ぐるは現下緊切の要務たらざんばあらず今や中央融和事業協會が奮然厥起して同胞相愛の大旗を掲げ斯業の大成を期する所以のもの實に已まかんと欲して已む能はざるものあるを以てなり。事固より積年の弊習に起因するを以て一朝の能く實績を収め得べき所にあらずと雖も各地既に斯業を目的とする團體少なからず故に主として其の相互間の聯絡提携密接を計圖し併せて廣く衆思群力を集め社會の共鳴と理解とを得赤誠を傾吐し勇往邁進以て此の大使命の遂行を期せむとす。

同愛の士實くは本會の趣旨を賛成せられ舉國衆民融和一致の實を擧ぐるに奮つて其の力を致されむことを是れ本會の切望して已まざる所なり。

口、會則

財團法人中央融和事業協會暫行會

第一章 名 稱

第一條 本法人ハ財團法人中央融和事業協會ト稱ス

第二章 目的及事業

第二條 本法人ハ同胞相愛ノ趣旨ニ則リ舊來ノ陋習ヲ改メ國民親和ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第三條 本法人ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、因襲的偏見ノ除去ニ努メ同胞相愛ノ觀念ヲ鼓吹スルコト
- 二、融和事業ノ聯絡提携ヲ圖ルコト
- 三、融和事業ノ獎勵助成ヲ爲スコト
- 四、融和事業ニ關スル講演又ハ講習ヲ爲スコト

第三章 融和團體の組織と活動

- 五、融和事業ニ關スル調査研究ヲ爲スコト
- 六、融和事業ニ關スル雜誌其他ノ印刷物ヲ發行スルコト
- 七、政府ノ諮問ニ應ジ若ハ建議ヲ爲スコト
- 八、生業資金ノ貸付ヲ爲スコト
- 九、其ノ他前條ノ目的達成上必要ナル事項

第三章 事務所

第四條 本法人ハ事務所ヲ東京市麹町區大手町一丁目七番地ニ置ク

第四章 資産及會計

第五條 本法人ノ資産ハ左ニ掲クルモノヨリ成立ス

- 一、從來ノ中央融和事業協會ヨリ寄附ヲ受ケタル別紙目錄ニ掲タル財産
- 二、資産ヨリ生スル果實
- 三、事業ニ伴フ收入
- 四、補助金
- 五、寄附金品
- 六、其ノ他ノ收入

第六條 本法人ノ資産ハ郵便官署若ハ確實ナル銀行ニ預入シ又ハ國債證券若ハ確實ナル有價證券ヲ買入ルモノトス但シ特別ノ事情アル場合ハ理事會ノ議決ヲ經テ信託會社ニ預入シ又ハ不動産ヲ買入ルルコトヲ得

第七條 本法人ニ基本財産ヲ置ク

基本財産ノ積立管理及處分ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム

第十六條 評議員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ會長之ヲ依

賴ス

一、會長ノ指定スル融和事業團體ニ於テ當該團體役員中ヨリ推薦シタル者

二、融和事業ニ關シ學識經驗アル者

第十七條 監事ハ事務執行及資産ノ狀況ヲ監査ス

第十八條 役員ノ任期ハ四年トス但シ再任ヲ妨ケス役員補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十九條 役員任期満了ノ場合ニ於テハ其ノ後任者ノ就職スル迄仍前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十條 本法人ニ顧問若干名ヲ置ク

顧問ハ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委嘱ス

第二十一條 本法人ニ職員若干名ヲ置ク

職員ノ委嘱任命ハ規則ノ定ムル所ニ依リ會長又ハ常務理事之ヲ行フ

第六章 理事會

第二十二條 理事會ノ職務權限左ノ如シ

- 一、評議員會ニ附議スヘキ事項ヲ議決スルコト
- 二、決算ヲ認定スルコト
- 三、不動産ノ買入又ハ處分ヲ議決スルコト
- 四、基本財産ノ處分ニ關シ議決スルコト
- 五、資産信託ニ付議決スルコト
- 六、生業資金貸付方法ヲ議決スルコト

第三章 融和團體の組織と活動

第八條 本法人ノ經費ハ左ノ資産ヲ以テ之ヲ支辨ス

- 一、基本財産以外ノ資産
- 二、其ノ他ノ收入

第九條 本法人ハ必要ニ應ジ理事會ノ議決ヲ經テ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第十條 本法人ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十一條 本法人ノ豫算ハ年度開始一ヶ月前迄ニ評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ當該年度終了後三月以内ニ理事會ノ認定ヲ經テ意見ヲ附シ翌年度内ニ評議員會ニ報告スルモノトス

第五章 役員

第十二條 本法人ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 一名
- 二、理事 二十名以内
- 三、評議員 若干名
- 四、監事 二名

第十三條 會長ハ理事會ニ於テ理事中ヨリ之ヲ推薦ス會長ハ會務ヲ統轄シ本法人ヲ代表ス

第十四條 理事及監事ハ會長ノ指名シタル理事其ノ職務ヲ代理ス

第十五條 理事中ニ常務理事一名ヲ置キ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム

常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理ス

七、寄附行爲ヲ變更シ及規則ヲ議決スルコト

八、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ理事會ニ附議シタル事項ヲ議決スルコト

第二十三條 理事會ハ毎年二回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ隨時之ヲ招集スルコトヲ得理事三分ノ一以上又ハ監事ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ理事會ヲ招集スルコトヲ要ス

第二十四條 理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長故障アルトキハ會長代理者之ニ當ル

第二十五條 理事會ハ理事三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得但シ同一事項ニ付キ招集二回ニ及フトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十六條 理事會ノ議事ハ出席理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第七章 評議員會

第二十七條 評議員會ノ職務權限左ノ如シ

- 一、歳入歳出豫算ヲ議決スルコト
- 二、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ評議員會ニ諮問又ハ附議シタル事項ヲ議決スルコト
- 三、決算及事業執行狀況ノ報告ヲ受クルコト

第二十八條 評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ隨時之ヲ招集シ又ハ書面ヲ以テ表決ヲ求ムルコトヲ得

第三章 融和團體の組織と活動

第二十九條 第二十四條乃至第二十六條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第八章 附則

第三十條 本會附行爲ノ施行ニ關シ必要ナル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 將來此ノ會附行爲ヲ變更セントスルトキハ理事會三分ノ二以上ノ同意ヲ經テ主務官廳ノ認可ヲ受ケタルコトヲ要ス

第三十二條 本法人設立當時ノ役員左ノ如シ

- 理事 會長理事 男爵 平沼 駿一郎
- 理事 吉田 茂
- 理事 蓮沼 門三
- 理事 桑田 熊藏
- 理事 男爵 穂積 重遠
- 理事 有馬 頼寧
- 理事 男爵 伯爵 留岡 幸助
- 理事 宮城 長五郎
- 理事 大原 昇
- 理事 宮地 久衛
- 理事 大塚 惟精
- 理事 推尾 辨匡
- 理事 大野 謙一郎
- 理事 藤原 英太郎
- 理事 關原 龍吉

監事 窪田 靜太郎
潮 惠之輔
赤堀 都太郎

第三十三條 中央融和事業協會ノ有スル權利義務ハ設立許可ノ日ヨリ本法人ニ於テ之ヲ繼承ス

附則 中央融和事業協會生業資金貸付規則

第一條 生業資金ニ關スル收支ハ之ヲ特別會計トシ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ貸付ヲ行フ、但一團體ニ貸付スル生業資金ノ金額ハ其ノ年度始ニ於ケル資金總額ノ十分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第二條 生業資金ハ府縣ヲ區域トスル融和團體又ハ之ニ準スヘキ團體ニ對シ之ヲ貸付ク

第三條 生業資金ノ貸付ヲ受ケタル團體ハ融和促進ノ爲メ生業ノ改善發達ニ要スル小資金ノ融通ヲ爲スコトヲ要ス

第四條 貸付ヲ受ケタル團體ハ貸付金ヲ受ケタル日ヨリ滿一箇年据置キ爾後五箇年ニ平分シ年賦ヲ以テ償還スヘシ

第五條 貸付金ノ利率ハ年四分八厘以内ニ於テ會長之ヲ定ム

第六條 利子ハ毎償還期ニ元金ト共ニ納付スルコトヲ要ス

第七條 生業資金ノ貸付ヲ受ケントスル團體ハ左ノ事項ヲ具シテ本會附行爲所屬地方長官ヲ經テ本會長宛提出スヘシ

一、生業資金融通ヲ必要トスル事由

二、生業資金融通方法

金 圓也 分

但シ利率一箇年

右ハ貴會生業資金貸付規程ニ依リ借付致候ニ付テハ右生業資金貸付規程ヲ遵守スルハ勿論元金償還並利子ノ納付左記ノ通り履行可致借付證書如斯候也

年月日

融和團體名

右代表者

役員 氏 名

名

記(例)

一、借入金額 金參千圓也但シ利率一箇年三分

一、借入年月日 昭和五年七月一日

一、壹箇年据置

元利金償還納付金額及期日

元金年賦	利息	合計	元利償還納付年月日
六〇〇	一八〇	七八〇	昭和七年六月三十日
六〇〇	一八〇	七八〇	八年六月三十日
六〇〇	一八〇	七八〇	九年六月三十日
六〇〇	一八〇	七八〇	十年六月三十日
六〇〇	一八〇	七八〇	十一年六月三十日

〔備考〕 一、融和團體名ノ中央部ニ其ノ團體ノ印章ヲ押捺スルコト

二、役員氏名ノ下ニ役印ノ職印其ノ下部ニ私印ヲ押捺スルコト

第三章 融和團體の組織と活動

三、生業資金ノ融通ヲ受ケタルモノノ資金利用方法

四、貸付ヲ受ケタル年度ノ團體歳入歳出豫算

五、其ノ他ノ参考事項

第八條 生業資金ノ貸付ヲ受ケタル團體ハ生業資金出納簿ヲ備付ケ其ノ出納ヲ記入スルコトヲ要ス

第九條 天災地變其ノ他止ムヲ得サル事由ニ依リ償還ノ延期ヲ申請セントスル場合ハ其ノ事情ヲ具シ所屬地方長官ヲ經テ本會長ニ申出ツヘシ

本會長ハ前項申請ノ事情ニ依リ償還ヲ延期スルコトアルヘシ

第十條 生業資金ノ貸付ヲ受ケタル團體ハ元金償還ノ都度左記ノ各項ヲ本會長ニ報告スヘシ

一、生業資金運用ニ關スル一般成績

二、生業資金利用者ノ近況及利用方法等ノ詳細

三、其ノ他ノ参考事項

第十一條 生業資金ノ貸付ヲ受ケタル團體ニ於テ第七條ノ申込書ニ記載シタル融通方法ニ違背シテ資金融通ヲ爲シタル場合ハ貸付金ノ全部又ハ一部ヲ一時ニ償還セシムルコトアルヘシ

第十二條 生業資金ノ貸付ヲ受ケタル團體ハ直ニ別記様式ノ借付證書ヲ提出スヘシ

收入 印紙

借用 證書

第三章 職制と活動

三、借用證書二葉以上ニ互ルトキハ各葉ニ互リ前二號ノ印章ヲ以テ封印ヲ爲スコト

八、役員

會長理事	平沼 一 郎
理事	蓮沼 門 三
東京帝國大學教授法學博士男爵	留岡 幸 助
司法大臣官房保護課長	大 原 昇
內務省警保局長	大塚 惟 精
社會局社會部長	大野 綠 一 郎
社會局長官	吉 田 茂
法學博士	桑 田 熊 藏
貴族院議員伯爵	有 馬 頼 寧
大審院檢事	宮 城 長 五 郎
陸軍騎兵大佐	宮 地 久 衛
文學博士	推 尾 辨 匡
文部省普通學務局長	藤 原 英 太 郎
文部省社會教育局長	關 屋 龍 吉
行政裁判所長官法學博士	赤 堀 郁 太 郎
內務次官	窪 田 靜 太 郎
福壽顧問官	潮 惠 之 輔
貴族院議員	岡 田 良 平
	若 槻 謙 次 郎

子爵	澁 澤 榮 一
貴族院議員法學博士	鈴木 喜 三 郎
貴族院議員法學博士	水 野 鍊 太 郎
衆議院議員	望 月 圭 介
貴族院議員	勝 田 主 計
內務大臣	安 達 謙 藏
文部大臣	田 中 隆 三
下野昭和會理事	見 戸 浩 藏
群馬縣融和會副會長	小 山 知 一
富山縣融和會副會長	中 川 松 次 郎
埼玉縣社會事業協會主事	三 浦 精 翁
靜岡縣社會事業協會常務理事	鈴木 雄 市
神奈川縣青和會常務理事	中 村 無 外
信濃同仁會理事長	成 澤 伍 一 郎
岐阜縣社會事業協會常務理事	高 瀬 五 郎
愛知縣社會事業協會常務理事	島 田 昌 福
三重縣社會事業協會理事	山 下 嘉 三 太
滋賀縣融和會理事	猪 股 啓 博
京都府親和會副會長	田 中 英
兵庫縣清和會副會長	戸 塚 九 一 郎
山梨縣共愛會副會長	三 枝 治 郎
大和同志會副會長	吉 川 吉 治 郎
和歌山縣融和會幹事	藤 範 晃 誠

鳥取縣一心會常務理事	高 島 資 吉
島根縣和敬會會長	恒 松 於 菟 二
岡山縣協和會幹事	原 澄 治
廣島縣共鳴會幹事	大 森 五 一
山口縣一心會常務委員	足 立 文 男
愛媛縣善隣會幹事	菅 誠 壽
高知縣公道會評議員	岡 田 音 吉
佐賀縣社會事業協會幹事	鈴木 宗 正
大分縣親和會會長	大 野 元
大阪府公道會常務理事	大 谷 繁 次 郎
德島縣融和團體聯合會常務理事	松 崎 善 一
廣島縣融和會常務理事	稻 内 清 二
福岡縣親和會主事兼理事	田 中 小 八 郎
熊本縣融和會理事	松 田 德 太 郎
鹿兒島縣社會事業協會理事	岡 本 三 良 助
社會局書記官	藤 野 惠
社會局事務官	川 合 章 知
	植 竹 與 作
	三 好 伊 平 次
	松 本 幸
	平 間 莊 太 郎
	下 村 春 之 助

河上 正 雄	山 本 正 男	阿 部 壽 德	土 屋 政 一	井 上 哲 男	酒 田 吉 太 郎
--------	---------	---------	---------	---------	-----------

(水) 昭和五年度豫算
(經常部)
總額—七三、九五〇圓
(內譯)
歳入—獎勵金五〇〇圓、補助金五八、五〇〇圓、寄附金一〇〇圓、雜收入九、三五〇圓、繰越金五、五〇〇圓
歳出—事務費一六、八〇〇圓、事業費五四、五一五圓(調査費二、四〇〇圓、講師派遣費五、一一〇圓、講習會費三、一〇〇圓、協議會費四〇〇圓、懇談會費三〇〇圓、講演會費五〇〇圓、研究會費一八〇圓、選獎費五〇〇圓、産業獎勵費三、六〇〇圓、教育獎勵費五、〇〇〇圓、印刷諸費一四、八〇〇圓、圖書費四〇〇圓、映畫備付費一、〇〇〇圓、國民融和日誌費二、〇〇〇圓、大會費二、〇〇〇圓)特別會計繰入金一、五〇〇圓、豫備費一、三五〇圓

(特別會計)

第三章 融和團體の組織と活動

第三章 融和團體の組織と活動

總額——一三、六五八圓七七錢

歳入——經常部繰入金一、五〇〇圓事業收入二二、二二八圓

一〇錢繰越金四四〇圓六七錢

歳出——生業資金一三、六五八圓七七錢

(ハ) 昭和五年度事業計畫

一、調査

部落の現状、融和事業の現況、融和運動の變遷、融和の事績、部落に關する史實、融和事業の理論及實際、其他専門學的方面よりの研究調査を爲す。

二、講師派遣

地方融和又は地方融和團體等の要求に應じ講習會講演會等に際し本協會より適當なる講師を派遣し以て融和促進に努む。

三、講習會

本協會主催を以て長期講習會を開催し融和事業に關し系統的に指導員の講習を爲す。

地方融和又は地方融和團體と共同主催の講習會を開催し融和事業に従事する者又は従事せんとする者に對し融和事業の精神及使命並に其の取扱方法を講習せしめ融和の進展を図る。

四、協議會

府縣の主務職員並に融和團體の幹部職員を合同し融和事業に關する協議を爲す。

五、懇談會

關係諸會議其他の機會に於て懇談會を開き隔意なき意見の交換

を爲す。

六、講演會

師範學校、巡查教習所、女學校等に於て融和に關する講演を爲す。

七、融和事業研究會

在京有志を以て組織し毎月一回會合融和事業に關する理論並に實際に就き攻究す。

八、功勞者選奨

融和事業功勞者の事績を調査し地方長官の推薦に依り感謝狀並に記念品を贈る。

九、産業奨励

産業の奨励及職業の紹介補助を爲す。

一〇、教育奨励

高等小學、徒弟教育、補助教育等に關する地方融和團體の施設を奨励助成す。

一一、印刷物發行

イ、月刊「融和時報」を發行す。

ロ、融和事業の研究雜誌「融和事業研究」を隔月發行す。

ハ、融和促進に資する小冊子を随時刊行す。

其他調査研究參考宣傳等の資料を随時刊行す。

一二、圖書購入

融和事業の參考となるべき圖書を購入す。

一三、映畫備附

融和促進に資する爲め映畫を作成し又は適當なる映畫を購入し一般に利用せしむ。

一四、國民融和日の宣傳

府縣及融和團體開催の融和日宣傳に講師を派遣し又印刷物を頒布し或はラヂオ放送等を爲す。

一五、融和事業大會

昭和三年十二月京都にて開きたる御大禮記念全國融和團體聯合大會後に於ける融和事業の成績に鑑み昭和五年度に於て第二回大會を開催せんとす。

開催の場所期日等は各團體との協議に依りて定む。

一六、生業資金貸付

特別會計を以て生業の改善發達に資する爲に小資の貸付を爲す

(ト) 昭和四年度施行事業

第一、調査研究

「融和問題の社會心理學的的研究」及「歐米に於ける少數民族の同化政策」に關し夫々専門家に委嘱し調査中なり。

史實及現況調査に關しては擔當者を定め其機會ある毎に資料を蒐集して調査研究中なり。

融和事業研究會は本年度に於て九回開會し差別事象解決の爲めの融和事業機關の組織、小學校修身書と融和問題關係に就て研究を重ねたり。

第二、講師派遣

各府縣又は地方融和團體の要求に應じ其の主催に係る講習會講

第三章 融和團體の組織と活動

演會等に講師を派遣したる府縣は延六十六府縣にして九十四ヶ所に及ぶ本會主催の講演會(主として師範學校)に講師を派遣したるは十四府縣にして二十七校に及び合計延八十府縣二百二十一ヶ所なり。

第三、講習會

本會の主催を以て昭和四年十月一日より一ヶ月間東京(小石川隣保館)に於て融和事業指導者講習會を開催す講習修了者四十一名にして本會創設以來累計二百五十四名に達せり。

本會と地方融和又は地方融和團體との共同主催の講習會は本年度に於て實施せず。

第四、協議會

昭和四年五月三十、三十一日の二日間府縣及融和團體の主務職員を合同し融和事業協議會を開催せり。

第五、懇談會

府縣學務部長會議の際特に本會に於て懇談會を開き隔意なき意見の交換を爲したり。

第六、講演會

本會の主催を以て府縣立の男女師範學校二十七校に於て講演會を開き融和問題の理解徹底に努む。

第七、功勞者選奨

例年の如く各地方長官の推薦者中功勞顯著なる者二十二名に對し紀元節の佳辰を以て感謝狀及記念品を贈呈せり。

第八、産業奨励

第三章 融和團體の組織と活動

本年度は産業奨励の基礎を確立する爲め二十六府縣に對し其の産業及經濟状態の實地調査を施行したり。

第九、教育奨励

全國十七融和團體より申請に係る高等小學、實業補習學校生徒八百十五名に對し助成金四千九百七十三圓を交付せり。

第十、印刷物刊行

一、融和時報

本會の機關紙たる融和時報は昭和四年八月より府縣融和團體の機關紙と合同し本會に於て其編輯を擔當することとし本紙及地方版と共に八種類十一、二頁毎月約五萬部を發行せり。

一、融和事業研究

融和事業研究は第四輯乃至第九輯迄六部各一千部宛を發行せり。

一、融和事業年鑑

融和事業年鑑は昭和四年版として一千部を發行せり。

一、小冊子

融和資料の小冊子として「融和團體の指導方針」「明治以後の解放運動」各三千部を刊行し必要と認むる向々へ寄贈せり。別に既刊の小冊子類二萬五百部を増刷せり。

本會の刊行物は定價を附せりと雖購求者は極めて僅少にして大部分は本會の使命遂行上無料を以て配付し居れり其の注文に依る有料配付の収入は九百八十圓なり但し本年度は特に融和日宣傳の爲め臨時に配付したるポスター及繪葉書代等の収入

入を併せ千二百三十餘圓に達せり。

第十一、圖書購入

參考書三十二部を購入し累計四百五十七部に達せり。

第十二、映畫備付

曩に購買募集せる映畫防書を映畫化し「村に照る陽」六卷「君萬歳の旗の下に」四卷「榮譽の歌者」三卷を備けたり。

第十三、標語及ポスター懸賞募集

融和に關する標語を懸賞にて募集したるに応募者三千四百九十九通に達し内當選者十三通を得たり。

更に其當選標語に依るポスター圖案を募集したるに応募者百七十五通の内十通の當選者を得たり。

當選標語は各府縣及融和團體に配付し當選ポスターは融和日の宣傳用に供したり。

第十五、戲曲懸賞募集

融和に關する戲曲を懸賞募集せるに応募者二十三通にして審査の結果二等二編三等三編を選定せり。

第十五、國民融和日

從來區々に亘りし國民融和日を協議會に於て三月十四日と定め左の施設を爲したり。

一、會長以下役員職員東京府知事東京市長融和事業研究會員及選擧會役員と共に當日午後二時明治神宮に於て玉串を捧げて神前に參拜一同記念撮影を爲し歸路途上に於て通行者に「リーフレット」を配付せり。

に於て益々本會基礎の鞏固を期する爲に本會を財團法人組織と爲すの件目下内務大臣に申請中(昭和五年五月許可済)

(二) 社團聖訓奉旨會

同會は大正二年十一月三日の創立にして、大正八年組織を改めて社團法人となし、同年大分神奈川兩縣に支部を設立し大正十三年には更に京都府下伏見桃山に關西支部を設立した同會は皇室の一視同仁の大御心に則り、關係各府縣に講演會並に懇談會を開催する事三千數百回に達し、尙昭和三年四月より機關紙聖訓主義を發行して其の趣旨宣傳に努めてゐる

一、趣意書

本會は 皇祖列聖の宏謀懿旨を遵奉し、専ら國民維徳の振興を圖り兼て神祇尊崇の氣風を涵養するを目的とし、大正二年 明治大帝降誕の吉辰を永遠に記念し奉る可き十一月三日を以て呱呱の聲を發せられたる下に擧ぐ、爾來常に時代の進運に伴ひ内外の情勢に鑑み民心の推移を察知し、或は教化の事業に従つて民風の作興人心の更張に努め或は融和の聖戰に起つて人格の尊重因襲の打破を期し東西に奔走し、時に講演講習に時に圖書の刊行新聞の發行に聊か微力を斯道の宣布に致すこと茲に年あり、是に於て漸次朝野の信望厚きを加ふ。

惟ふに本會事業の如き内は國家の盛衰に繫り外は國威の消長に

一、各地の要求に應じ講演會に講師を派遣し及備付の映畫を貸付けたり。

一、「リーフレット」十萬部を印刷し全国各地に配付せり。

一、「ポスター」一千部を東京府に交付し適當に宣傳を依頼し且府縣團體の依頼に應じ「ポスター」及繪葉書作成送付したり。

一、融和時報特輯號

融和時報三月號を「融和日號」とし總理大臣、内務文部兩大臣及會長の融和日に關する祝文論文書を掲載し各方面に配付せり。

一、ラヂオ放送

三月十四日午後七時より約三十分間吉田社會局長官(本會理事)に依り融和促進に關する講演を中繼を以て同時に全國に放送したり。

第十六、産業資金

本年度内貸付金額は七團體に對し一萬二千七百圓にして償還額は九團體より元金二千四百五十六圓餘其利子三百六十八圓餘を回収し現在貸付總額二萬八千七百七十圓(貸付團體十五團體)にして大體に於て償還成績佳良なり。

第十七、奨励金御下賜

本會事業奨励の思召に依り紀元節の佳辰に當り金五百圓御下賜の光榮に浴す。

第十八、財團法人組織

前項奨励御下賜金を特別會計として基本財産に編入し此の好機

第三章 融和團體の組織と活動

第三章 融和團體の組織と活動

開す、同人其の責任の重且つ大なるを痛感し、愈々浮腫の至誠を捧げ以て聖旨に對へ奉らんとす、實くは江湖同感の士、本會の微忱を諒せられ益々賛襄の榮を寄與せられんことを。

口、宣 言

明治天皇御即位の年三月十五日 畏くも五箇條の御誓文を漢發あらせられ「舊來の陋習を破り天地の公道に基く」べき旨を中外に宣布し給ひ、尋て明治四年八月二十八日太政官布告を以て更に四民平等の大義を昭示し給ふ。爾來茲に五十有餘年然も今尙舊調徹底せず依然として因襲的偏見に提はるゝものある憾なしとせず。

抑も共存共榮は國家存立の根本にして、同胞相愛は社會和平の眞諦なり今や内外の情勢は國民の一致協力によりて國運の進展を期せざるべからざるの秋、茲に第一回國民融和日を迎ふるに際し本會同人悉く奉調を奉戴して速に迷妄の裡より覺醒し敢然自ら差別觀念の陋習を打破し融和轉進以て立國の大義を明かにし國力の振興に寄與し隨て聖旨に副ひ奉らんことを期す。

社団法人 聖調奉旨會

ハ、綱 領

一、國體を闡明し敬神尊皇の信念を高め國民精神の作興を期す
一、聖調を奉戴し一視同仁の宣化を爲め人格觀念の徹底を期す
一、時運を明察し修身齊家の修養を努め人格文化の創造を期す

ニ、定款摘要

第一條 本會ハ皇祖列聖ノ宏謨ヲ奉戴シ國民道德ノ振興ヲ圖リ兼

テ神祇奉崇ノ氣風ヲ涵養スルヲ以テ目的トス
第五條 本會ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
一、本會ノ主義精神ヲ鼓吹スヘキ雜誌ヲ刊行シ且ツ新道ニ關スル圖書ヲ編纂刊行スル事

一、本會ノ主義精神ヲ鼓吹スル爲メ各地ニ講演會ヲ開キ又ハ依頼ニヨリ講師ヲ派遣シ之カ絶旨ヲ宣傳スル事
一、本會ノ目的ニ合致スル奨學勸業慈善等ノ事業ニ對シ時宜ニ應ジ金品ノ寄附ヲ爲ス事
一、本會ノ趣旨ニ合致スル特殊ノ功績アル者ヲ表彰スル事
一、前各號ノ外評議員會ノ決議ヲ經テ本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナリト認メタル事項

第十一條 本會ノ豫算ハ理事會之ヲ編成シ總會ノ承諾ヲ受クルヲ要ス
第十二條 決算ニ於テ剩餘ヲ生シタルトキハ三分ノ一ヲ基本金ニ編入シ殘餘ヲ翌年度ニ繰越ス
第十三條 本會ノ資産ハ一定ノ銀行ニ預入シ會長之カ保管ノ責ニ任ス

第十七條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス
第三十條 本會ノ會員ヲ分テ左ノ五種トス
一、名譽會員 德行高キモノ又ハ本會ニ顯著ナル功績アルモノヲ本會評議員會之ヲ推薦ス
一、維持會員 金五百圓以上納入スルモノ
一、特別會員 一時金百圓以上又ハ毎年五十圓宛ヲ三ヶ年間納入スルモノ

水、役 職 員

會 長(理事)	子爵 清岡長首
副 長	侯爵 蜂須賀正節
同 員	星野 錫
同 員	頭山 滿
同 員	松井 茂
同 員	伯爵 二茂芳徳
同 員	子爵 唐橋在正
同 員	伊藤實三郎
同 員	伊藤末尾
同 員	大谷嘉兵衛
同 員	齋藤 惇
同 員	櫻井稻麿
同 員	目黒 潔
同 員	伊藤萬助
評議員	補水茂助
講 師	飯塚 巖
主 事	佐藤 茂
同 員	

ハ、昭和五年度豫算

總額——一七、六〇〇圓
(内譯) 歳入——會費五、〇〇〇圓、寄附金三、五〇〇圓、

第三章 融和團體の組織と活動

入スルモノ

一、正會員 一時金百圓以上又ハ毎年十圓宛ヲ三ヶ年間納入スルモノ

一、準會員 一時金五圓以上ヲ納入シタルモノ

第三十一條 本會員ハ別ニ定ムルトコロノ待遇ヲ受ク

第三十二條 本會員ニハ會員章ヲ交付ス

第三十三條 本會員タラントスルモノハ其種別ヲ記載シ會費ヲ添ヘ會長宛申込ムモノトス

第三十四條 本會ヲ退會セントスルモノハ會員章ヲ添ヘ其旨會長ニ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テハ既ニ拂込ミタル會費ハ之ヲ返還セサルモノトス

第三十四條 本會員ニシテ其義務ヲ怠リ又ハ本會ノ主義目的ニ背反シ若クハ本會ノ名譽ヲ汚損スヘキ言動ヲ爲シタルトキハ會長ハ評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ除名スルコトアルヘシ

第三十六條 會議ヲ分テ總會評議員會及理事會ノ三種トス

第四十條 左ノ事項ハ總會ニ附議スルコトヲ要ス
一、定款ノ變更ニ關スル件
一、豫算決算ニ關スル件

一、其他會長ニ於テ必要アリト認メタル事項

第四十六條 本定款ヲ變更セントスルトキハ評議員會ノ同意ヲ經總會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ賛成ヲ得主務官廳ノ許可ヲ受クルヲ要ス

補助金四、〇〇〇圓、圖書賣上代三、〇〇〇圓、新
 販賣上代三、八〇〇圓、利子七、二〇〇圓、雜收入一、〇
 〇〇圓、備出—事業費八、八〇〇圓、事務費一、〇
 〇〇圓、俸給諸給四、六四〇圓、備品費二、〇〇〇圓、
 消耗費三、〇〇〇圓、印刷費二、五〇〇圓、旅費五、〇〇〇圓、
 交際費五、〇〇〇圓、賞與費二、二〇〇圓、會議費三、四〇
 〇圓、通信運搬費三、五〇〇圓、營繕費一、〇〇〇圓、雜費
 三、〇〇〇圓、豫備費一、〇〇〇圓

ト、昭和五年度事業計畫
 (一)講演會開催の開催、(二)新聞「國體主義」の發行、(三)忠孝
 著の普及(家庭の美化運動)、(四)教化團體、融和團體其他諸團體
 との連絡、(五)國民融和日参加、(六)其他

一、講演會開催

講演會開催のため本會長海岡子爵外二十餘名の講師により昭和四
 年度中に開催せし講演會並に活劇映畫會は四月十四回五月三十
 九回六月十八回七月四回八月二十四回九月十三回十月四十
 六回十一月二十五回十二月十五回一月二十三回二月二十三回三
 月二十五回合計三百三十六回にして本運動の進歩を徹底せしめ
 得たるものと信ず。

一、國民融和日

昭和五年三月十四日全國的大運動として國民融和日の事業を各

國の進歩徹底に努力せり。

(三) 本派本願寺一如會

本派本願寺では大正十三年七月、全國より融和問題關係者
 を集めて諮詢會を開催し、本問題に對して本願寺の執るべき
 態度と方針に就て協議した。その時本願寺としては専らその
 宗教的見地から一大懺悔運動を開始すべしとの痛烈な意見の
 一致と、時局の趨勢とに鑑み同年十月融和促進の運動機關と
 して本會の設立をみるに至つたのである。

最も自由なるべき宗教的立場にある宗門専立の融和團體は
 同會をもつて最初とする。

イ、創立趣意書

人類平等の精神は天地の公道にして國民融和の實は一國文化の
 源泉なり然るに古來の因襲は一部同胞に對する差別偏見の餘弊を
 醸成し同胞侮蔑の陋習漸く抜き難きものあり 明治天皇 親政の
 初、先此弊を認め給ひ國民平等の布達を發せしめ給ひてより茲に
 五十餘年時代の推移に伴ひ表面平等を叫び親善を唱ふる漸く其數
 を加へ奉りしも内心に於ける階級は存続に除去されず融和の實亦
 至らざるの憾あり及ち宗祖親愛聖人の高唱せられたる御同朋御同
 行の階級に基き一如會の名に於て其實動を進め宗教的信念に依り
 漸く人心の真處に接近して差別的偏見の根柢を斷り其在茲焉國民

第三卷 國體の維持と清華

融和團體一齊に舉行す、本會は各融和團體より送附し來れる國
 和資料三十餘種と本會發行の御製御歌の印刷物とを明治神宮に
 奉獻し運動奉賛諸團體の祈願をこめ神靈の感孚を祈願し表參
 道に於て飯塚本會主事外本會部員六名にて資料千八百餘部を有
 意義に参拜者に配付せり。

向本會常務理事は本會關西支部の行事に参列せんかため十一日
 夜行にて西下十二日京都市十三日伏見市九日京都市十五日京
 都府下綾部町十六日大阪市に於ける講演會に出席し十四日の記
 念日には佐藤本會主事と共に京都府融和團體聯合會役員二十餘
 名並に小學校生徒三十餘名と共に伏見桃山御陵に参拜、一同を
 代表して祝詞を奏上し運動奉賛の祈願をこむるところありたり

一、式年運宮祭祀記念事業

十月二日本會關西支部に於ては會員五百餘名を引率して大和權
 原神宮に参拜して奉祝の誠意を表し神苑に於て本會講師杉村少
 將並に高原神宮彌宜の講演あり多大の感奮を興へたり。

一、東郷元帥忠孝著の謹製頒布

東郷元帥の贊助を得て忠孝著を謹製頒布し家庭の美化運動に努
 力せり。

一、新聞「國體主義」の發行配布

本會進歩徹底のため新聞「國體主義」を發行配布せしこと前年と
 異ならず。

一、教化團體其他各種會合に於ける宣傳

本會幹部は教化團體其他各種の會合に出席し機會ある毎に本運

動の實を擧げんことを期す。

ロ、會 則

- 第一條 本會ヲ一如會ト稱シ事務所ヲ本派本願寺社會課内ニ置ク
- 第二條 本會ハ親睦聖人ノ教義ニ基キ專ラ人類相愛ノ精神ヲ普及シ社會ノ安寧ト文化ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一、文書、圖書、講演、映畫等ニ依ル宣傳
 - 一、文化ニ關スル講習會
 - 一、人物養成機關ノ設置
 - 一、事業施設ニ關スル研究會
 - 一、其他ノ必要ト認メタル施設
- 第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長一名、顧問若干名、理事七名、幹事二名
- 第五條 會長ハ理事會ノ決議ニ依リテ之ヲ定ム
- 第六條 幹事ハ會長之ヲ任命ス
- 第七條 會長ハ事務ヲ處理シ本會ヲ代表ス
- 第八條 理事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ處理ス
- 第九條 幹事ハ理事ノ指揮ニ依リ庶務ニ從事ス
- 第十條 本會ニ參與員若干名ヲ置ク
 - 參與員ハ會ノ諮問ニ對シ意見ヲ陳フルモノトス
- 第十一條 本會ニ顧問師若干名ヲ置ク
- 第十二條 本會ノ經費ハ各種補助金及寄附金等ニ依ル
- 第十三條 本會役員ノ任期ハ二ケ年トシ再任ヲ許セス

第三章 融和團體の組織と活動

第十一條 本會ノ會計ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

補則

本會設立當時ノ會長ハ發起人會ニ於テ之ヲ定ム。

ハ、役 員

會長	後藤 環
理事	新波 隆
常務理事	千葉 廣之
評議員	山崎 精華
	花田 宗城
	岡部 順靜
	武岳 眞隆
	梅原 眞隆
	藤田 眞隆
	藤田 眞隆
	北島 眞隆
	志津 眞隆
	山田 眞隆
	古川 眞隆
	眞田 眞隆

ニ、昭和五年度豫算
總額——一四、六〇〇圓

(内譯)

歳入——補助金九、〇〇〇圓(本願寺補助金五、〇〇〇圓、慈善財團補助金三、〇〇〇圓、内務省補助金一、〇〇〇圓)繰越金五、五〇〇圓、雑收入一〇〇圓
歳出——事務費二、九八〇圓、事業費一一、四二〇圓(講演會費一、五〇〇圓、文書宣傳費七〇〇圓、文化講習會費一、九八〇圓、講習會費二、五〇〇圓、懇談會費八〇〇圓、育英費一、八〇〇圓、補助費一、七四〇圓、調査費一〇〇圓、雜費三〇〇圓)豫備費二〇〇圓

水、昭和五年度事業計畫

(一)評議員會(年二回以上)、(二)參與員會(年數回)、(三)地方委員(第四回開催豫定)、(四)講演會、(五)文書宣傳(パンフレット年四回發行)、(六)夏期講習會に講師派遣、(七)本願寺立學校に於ける講習會、(八)社會事業講習會(三ヶ所四國、九州、北陸)、(九)婦人文化講習、(一〇)懇談會、(一一)育英事業(將來寺院住職となるべき者に對して學費補助)、(一二)支部事業費補助、(一三)餐會補助、(一四)ルンビニ學團補助、(一五)調査(少數部落の寺院其の他出身者等に關する調査用紙を制定し基本的調査を一層精密に行はんとす)

【昭和四年度施行事業】

一、獎勵事業
名 額 施行事業 施行市町村 事業費補助費 備考
養雲會 育英事業 京都市三條大橋 一、六三・七二 八〇 外に人事相談
東三丁目教業町 一、六三・七二 八〇

大東會館 地方改善 徳島縣麻郡那西

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

和歌山支部 同 和歌山縣下

第三章 融和團體の組織と活動

三、講演會——二府六縣下十七ヶ所に開催。聴衆總人員五、三〇〇名。

四、諸會議——近畿中國四國融和團體協議會一回、評議員會一回、懇談會三回、地方委員會二回開催す。

五、講師派遣——地方廳主催講習會講演會に四回派遣す。

六、文書宣傳——パンフレット「經濟的に見たる自由主義と平等主義」一〇〇〇部、「佛教に於ける融和運動の指導原理と其運動」三五〇〇部、國民融和日に執行長の「調査」並に「布教師各位へ」

(四) 大谷派本願寺眞身會

大谷派本願寺は、從來同派社會課に於て融和親善のため盡力するところがあつたが、大正十五年三月二十五日本會を設立し、眞に設立されてゐる本派本願寺一如會と相並んで眞宗教團に於ける融和運動に従事してゐる。

イ、趣 意 書

我國内に於ける少數同胞と多數同胞間の問題は現代に於ける最も重要な社會問題として、政府に於ても民間に於ても、諸種の事業運動の施設せられつゝある現状にあり。而して我派に於ては、既に大正十年社會課の設立以來、相當の豫算を計上して諸種の事務を起し、或は總長の訓示、社會課の指示等獎勵せられ来りしも、寺内諸種の事情は、これが遂行を期すること困難にして現在及び將來に於て、甚だ憂心すべきものあるを恨みとするところなり。

然るに該問題たるや、これを一日も等閑に附すべからずとして全国的に各自各々の立場より貢獻せられつゝあるも、實にこれ宗教信念に生きむとする團體の卒先して、鋭意専心これに當るべき

第三章 附帯團體の組織と活動

ものにして、殊に我が流の教義並に歴史的關係を顧る時、益々その責任の重大なるを知り、同時に如何なる困難を排しても徹底的運動の必要を認むべきなり。

こゝに従來の事情と期下の現狀に鑑み、新たに眞身會なる融和運動を目的とする團體を創立し教團としての眞實報謝の途を開き會則による諸種の事業を進め、以て宗憲に反かざらむことを期してやまず。

庶幾くば等しく一宗に流れを流し、同一信仰に生きむとする諸賢の衷心の熱誠と贊助とにより、本會所期の目的を達成し一日も早く近代の不祥事を根絶したまはものなり。

大正十五年三月二十五日

目 則

- 第一條 本會ハ大谷派本願寺眞身會ト稱シ事務所ヲ大谷派本願寺内ニ置ク
- 第二條 本會ハ親覺道人ノ信念ニ依リ御同朋ノ實ヲ舉クルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、講演文書其他ニ依ル宣傳
 - 二、協議會並研究會
 - 三、人物養成
 - 四、國民事業
 - 五、其他必要ト認メタル事項
- 第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會長 一名 副會長 一名
 - 理事 七名 協議員 若干名
 - 第五條 會長副會長ハ理事會ニ於テ理事ハ協議員會ニ於テ選舉シ協議員ハ會長之ヲ依頼ス役員ノ任期ハ二ヶ年トス
 - 第六條 會長ハ事務ヲ總理シ本會ヲ代表ス
 - 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
 - 理事ハ會務ヲ處理ス
 - 協議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ意見ヲ陳フルモノトス
 - 第七條 本會ニ囑託若干名ヲ置ク
 - 第八條 本會ノ經費ハ補助金並ニ寄附金ニ依ル
 - 本會ノ會計年度ハ七月一日ニ始マリ翌年六月三十日ニ終ルモノトス
 - 第九條 本會ハ必要ニ應ジ各地ニ支部ヲ設置スルコトヲ得但シ支部規則ハ支部ニ於テ作製シ會長ノ承認ヲ得ルモノトス
- ハ、役 員
- 會長 内 丁 澤
 - 副會長 栗 田 憲 成
 - 理事 河 邊 賢 雄
 - 同 竹 中 慧 照
 - 同 野 間 修 修
 - 同 武 田 祐 言
 - 同 本 田 智 學
 - 同 井 上 智 月

- 同 新 川 憲 壽
 - 同 福 島 哲 三 郎
 - 同 高 濱 哲 雄
 - 同 北 條 義 章
 - 同 欠 米 天 海
 - 同 奥 田 雲 靜
 - 同 朝 倉 一 道
- 囑 託(事務主任)

二、昭和五年度豫算

總額——三、九〇〇圓

(内譯) 收入——四、一五〇圓、本山補助二、〇〇〇圓、國庫補助一、五〇〇圓、寄附金五〇〇圓、繰越金一五〇圓

支出——三、九七〇圓、隣保事業費五〇〇圓、協議會費一六〇圓、宣傳懇談會費一、六六〇圓、パンフレット發行費一五〇圓、専任講師費六〇〇圓、事務費七〇〇圓、豫備費二〇〇圓

求、昭和四年度施行事業

一、附會費

第三章 附帯團體の組織と活動

- 協議會——第八回近畿府縣融和事業協議會及、地方協議會五回開催。
- 懇談會——七回開催。
- 二、講演會——二十五回開催。
- 三、講師派遣——奈良、京都、富山等の府縣主催の講習會に講師を派遣す。
- 四、文書宣傳
- 「融和日記念に際して」一、〇〇〇部「差別の罪人」一、〇〇〇部「會則」一、〇〇〇部を印刷配布す。
- 三月十四日の全國民融和日に際し、宗務總長勸進を全國東本願寺末寺一萬ヶ寺に發示す。
- 五、獎勵助成
- 施行事業 施行市町村 事業費 補助費 備 考
- 教化事業 滋賀縣長濱町を中心とする地方 一三〇〇〇 囑託官部要人を中心として融和思想の普及
- 同 京都府新舞鶴町 一八、二〇〇 公會堂建設につき佛具下附
- 教育獎勵事業 京都市東七條 一五、〇〇〇 崇仁校育英會補助
- 隣保事業 同 一〇〇、〇〇〇 共助會事業補助
- 教化事業 同 田中村 一〇、〇〇〇 四恩會補助
- 一五五

總額——一八、九八二圓

(內譯) 歳入——補助金一一、八五〇圓、雜收入一二三圓、貸付償還金二、三一九圓、借入金三、〇〇〇圓、前年度繰越金二、六九〇圓

歳出——事務費三、〇三六圓、會議費一、二〇〇圓、事業費四、六三八圓(講演會費八九五圓、懇談會費五二五圓、講習會費一、七〇〇圓、婦人文化講習會費六〇〇圓、調査費一〇〇圓、文書宣傳費八一八圓)補助費五、二〇〇圓(支會及町村補助二、〇〇〇圓、視察團補助五〇〇圓、育英補助一、七〇〇圓、商業獎勵補助一、〇〇〇圓)、借入金償還八一九圓、貸付金四、〇〇〇圓、準備費八九圓

水、昭和五年度事業計畫

一、直接經營事業

(一)協議員會、(二)理事會、(三)講演會、(四)懇談會、(五)講習會、(六)婦人文化講習會、(七)文書宣傳、(八)調査研究、(九)生業資金貸付

二、補助事業

(一)支會及町村補助、(二)視察團補助、(三)育英補助、(四)商業補助

ハ、昭和四年度施行事業

一、講習會

協議員總會一回、理事會一回、協議員會四回、支會長會議一回、支會發會式二回、懇談會十四回、研究會四回、京都府融和團體協議會四回。(以上諸會議參會者總數一、九八九名)

二、講習會

青年一夜講習會 一〇回 講習生延人員 七四九名
婦人講習會 二四回 講習生延人員 二、三八〇名
中堅融和事業講習會一回 講習生 一二〇名
内部覺醒講習會 一三回 講習生延人員 一、九四八名

三、講演會

融和問題講演會 二五回 聽講者延人員 一六、〇三五名
婦人講演會 七回 聽講者同 五二一名
映畫講演會 三一回 參聽者同 一八、六〇〇名
青年講演會 一回 同 五〇名
修養講演會 一回 同 三五名
敬老會講演 一回 同 八〇名
融和日講演會 一七ヶ所 同延人員 一〇、二一〇名

四、文書及其他の宣傳

1、文書宣傳 (一)パンフレット配布(融和問題概論)八〇部、「融和問題早わかり」一、〇〇〇部、(二)融和時報配布(毎月一、〇〇〇部宛)、(三)リーフレット配布(五、〇〇〇部)、(四)ポスター宣傳(二回)、(五)電車乗換券利用宣傳(八月二十八日及三月十四日二回)
2、タイトル宣傳——活動寫眞常設館に於て字幕宣傳をなす。

3、映畫宣傳——「まじりノ行方」五巻、購入、宣傳に利用す。
4、講習會利用宣傳——教化團體主催の講習會を利用して融和思想を宣傳す。
5、雑誌購読多拜——八月二十八日と三月十四日二回、多拜、講習普及を要す。
6、融和旅行——伊勢大洲に二回(六十八名、七十名)多拜。
7、調査——職員一名和歌山、廣島、兵庫縣下の融和事情を調査す。

五、差別事件の解決

場所	日時	事件名	概要
船井郡御部町	四年九月	轉籍拒絶	夫が出身地の故を以て、娘の除籍を承認せざる父母親族を説きて承認せしめ入籍手續を終了せしむ
加佐郡御部町	同	貸家拒絶	部落青年の故に商業用貸家を拒否せるを債家せしめた
船井郡竹野村	五年三月	共同講習	婦人講習會に共同作業を繰り出す差別觀念の不當を反省陳謝せしめたり
久世郡宇治町	同	警官差別事件	部落民の取調に差別稱呼を用ひたる不當を反省せしめ自ら道退何を提出せしめて解決せり

六、教育獎勵

獎勵者數 一四六名(高等小學八七名、補習學校五九名)
獎勵金 一、五三〇圓(中央融和事業協會補助六八〇圓、本會支出八五〇圓)

七、職業輔導
店員一名、學校使丁一名、女工及職工を二會社に採用せしむ。
八、産業獎勵
共同養蠶三ヶ所へ一、〇〇〇圓補助
九、生業資金貸付
農業用牛購入五、土地購入二、生業資本二、共同改善一、桑園設置一、合計十一件に對し二、〇〇〇圓貸與す。
一〇、支會活動一覽

現在の支會名	所在地	創立年月日	昭和四年度事業概要
何鹿郡支會	郡内枝部	大正十五年一月七日	講演、講習、協議員會等本會の目的達成のため臨時活動せり
廣喜郡支會	郡内井手	同 二月十六日	郡、町村長會の支持を得て特別の責任支出を施行せり
南桑田郡支會	郡内龜岡	同 八月	郡内巡回講演等活動しつゝあり
船井郡支會	郡内岡部	昭和二年一月二十日	郡内各町村に分会を設置し活動しつゝあり
相樂郡支會	郡内木津	同 九月十八日	管内の融和促進上相當の活動しつゝあり
與謝郡支會	郡内宮津	同 九月十九日	郡、町村長會と計り巡回講演を開演し目的達成のため活動せり

加佐郡支 郡内紳士 昭和四年 郡内巡回講演其
會 善後會 三月四日 他各種の活動を
しつゝあり

(二) 大阪府公道會

他府縣では、概して府縣單位の團體からはじめて、然る後に郡市町村に亘つて支部を設置するといふ方針で進んでゐるが、大阪府では先づ郡單位の團體(誠和會)を組織し、その基礎の成りたる後に、更に是等を支部とする府單位の團體を結成す可く努力して來たが、三四郡に於ける既設團體たる誠和會を支部として、茲に昭和三年二月廿九日を以て同會を創立したのである。創立が他の關係府縣に比して甚しく遅れた感があるが、それは如上の理由に基いてゐて、創立早々ではあるが組織は良く完備し堅實なる諸施設が着々進められつゝある。

イ、趣意書

國運發展の道は國民をして協同親和の實をあげるに在り協同親和は社會進歩の觀念を養ふに如かず、一人の同胞其の處を得ざるものあれば何を以つて平和の發達を見るを得ん、長くも明治大帝は維新の初め五ヶ條の御誓文を發せられ、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき宏願を示させ給ひ、更に國民同治四民平等の大義を定めさせらる、爾來星移り歳變り茲に六十年諸般の文物制

度は燦として光を放つ誠に聖代の惠澤と謂ふべし、然るに舊來の陋習獨り今尙蟬蛻せず、慘苦に泣くの同胞を見る豈に忍ぶべけんや。

今や世界の風潮は人類愛を叫び、社會の平和、民人の福祉に努むるの時、我に民風和せざるものあり、同胞誼を缺くものあらんか之れ自ら濟ふの所以にあらざるなり、宜しく眼を邦家の大局に着けて舉國一致以て共存共榮の實を擧げざるべからず、斯の心即ち聖旨に對へ奉るの道たるを信ず、實くは人間性の尊嚴に目醒め因襲偏見の弊を葬り、公明と平和を象徴する昭和維新の初めに吾人は日に進み日に新にして以て國家興隆の進運に副はんと欲す、同愛の士奮て賛同せられん事を望む。

昭和三年二月二十九日

大阪府公道會

ロ、會則

第一章 名稱及事務所

第一條 本會ハ大阪府公道會ト稱ス

第二條 本會ノ區域ハ大阪府下一圓トシ事務所ヲ大阪府社會課内ニ置ク

第二章 目的及事業

第三條 本會ハ我國建國ノ大精神ニ基キ同胞相愛ノ趣旨ニ則リ舊來ノ陋習ヲ改メ國民協同親和ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、因襲的偏見ノ除去、同胞相愛觀念ノ普及宣傳
- 二、融和事業ノ講習會、講演會、懇談會等ノ開催

一、融和事業ニ關スル調査、研究、視察

一、生業資金ノ貸付、教育ノ奨励

一、會報並ニ參考資料ノ刊行

一、其他本會ノ目的達成上必要ナル事項

第三章 會員及役員

第五條 本會ハ本會ノ趣旨ニ賛同スルモノヲ以テ組織シ會員ヲ分チテ左ノ二種トス

一、通常會員(年額一圓以上ヲ納ムル者又ハ一時金五圓以上ヲ納ムル者)

一、贊助會員(年額二圓以上ヲ納ムル者又ハ一時金十圓以上ヲ納ムル者)

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 副會長 二名

理事 若干名(内常任理事若干名)

參與 若干名

幹事 若干名(内常任幹事若干名)

支部長 若干名 地方委員 若干名

會長ハ大阪府知事、副會長ハ大阪府學務部長並大阪府助役中社

會事務務擔任者ヲ推薦ス

理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

理事ノ内常任理事ハ會長之ヲ選任ス

參與、幹事、支部長地方委員ハ會長之ヲ委嘱ス

役員ノ任期ハ二ケ年トス、但シ重任ヲ妨ケス

第三章 融和團體の組織と活動

補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキ之ヲ代理ス

會長副會長共ニ事故アルトキハ常任理事之ヲ代理スルモノトス

第八條 理事ハ理事會ヲ組織シ概ネ左ノ事項ヲ議決ス

一、歳入歳出豫算ヲ定ムルコト

一、同決算ヲ認定スルコト

一、本會ノ施設スヘキ事業計畫ヲ定ムルコト

一、本會則ノ改廢並諸規程ノ制定

一、基本金ノ積立及管理處分ニ關スル事項

一、其他重要ナル事項

第九條 參與ハ會長ノ諮問ニ答ヘ又意見ヲ述フルコトヲ得

第十條 幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務ニ從事ス

幹事ノ内常任幹事ハ有給トナスコトヲ得

第十一條 地方委員ノ職務並設置ニ關スル規程ハ會長別ニ之ヲ定ム

第四章 會議及總會

第十二條 本會ノ會議ヲ分チテ理事會參與會幹事會及地方委員會トス

第十三條 各會議ハ會長之ヲ招集シ其ノ議長トナル

各會議ノ議事ハ出席員過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三章 融和團體の組織と活動

第十四條 總會ハ毎年一回之ヲ開キ本會諸般ノ事項ヲ報告スルモノトス
第十五條 理事會ノ権限ニ屬スル事項ニシテ臨時急務ヲ要シ會長ニ於テ招集スルノ限ナシト認ムルトキハ會長ハ之ヲ専決處分シ次ノ會期ニ於テ理事會ニ報告スヘシ

第五章 支部

第十六條 本會ハ必要ノ地ニ支部ヲ置クコトヲ得
支部設置ニ關スル規程ハ會長別ニ之ヲ定ム

第六章 會計

第十七條 本會ノ經費ハ左ニ掲クルモノヲ以テ之ヲ支辨ス
一、會費 一、補助金 一、寄附金 一、其他ノ收入
第十八條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第七章 附則

第十九條 本會ハ理事會ニ於テ四分ノ三以上ノ同意アルニ非ラザレハ解散ノ決議ヲ爲スコトヲ得ス
第二十條 會員ニシテ本會ノ目的ニ違背シ又ハ其ノ體面ヲ汚スト認メタル者ハ除名スルコトアルヘシ
第二十一條 本會則ノ施行ニ關シ必要ナル規程ハ別ニ之ヲ定ム
第二十二條 本會設立當初ノ理事ハ創立委員之ニ當ルモノトス

ハ、地方委員設置規定

第一條 本會ハ本會ノ目的ヲ達成セムカ爲メ必要ト認ムル地ニ地方委員ヲ設置ス

地方委員ハ名譽職トス

第二條 地方委員ヲ設置スヘキ地域及其ノ員數ハ會長之ヲ定ム
第三條 地方委員ハ其ノ地域ニ於ケル會員中ヨリ會長之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二ケ年トス
第四條 地方委員ハ會長ノ指揮ニ依リ其ノ地域ニ於テ本會ノ事業ヲ掌理スルモノトス地方委員ノ職務執行上必要ナル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム
第五條 地方委員ハ必要ナル場合數ヶ地域ヲ合シ委員會ヲ組織スルコトヲ得、委員會ニ關スル必要ナル規約等ハ其ノ委員會ニ於テ之ヲ定メ直ニ會長ニ報告スルモノトス
第六條 地方委員ハ其ノ職ヲ辭セムトスルトキハ直ニ會長宛之カ届出ヲナスヘシ、住所ノ移動アリタル場合又同シ
第七條 地方委員會ノ經費ハ適當ト認メタルトキ本會ヨリ支出スルコトヲ得

二、役員

會長 柴田善三郎
副會長 鈴木登
常務理事 兒玉孝顯
常務理事 大谷繁次郎
常務理事 前田宇治郎
常務理事 外四十九名
常務理事 上妻宗康
常務理事 寺田鐵造

同 同

奥正 三郎
上田新太郎

水、昭和五年度豫算

總額——一九、二〇〇圓

(内譯) 歳入——補助金一〇、四〇〇圓、會費及寄附金五、〇〇〇圓、雜收入二二〇圓、繰越金三、六〇〇圓
歳出——會議及總會費一、六五〇圓、事務費三、一四〇圓、事業費八、九九〇圓(講演會費七〇〇圓、講習會費二、六〇〇圓、懇談會費四〇〇圓、國民融和日費一、〇〇〇圓、融和時報費八四〇圓、獎學費七五〇圓、補習教育獎勵助成費五〇〇圓、調査研究費三〇〇圓、視察費六五〇圓、印刷費六〇〇圓、其他宣傳費四五〇圓、事業雜費二〇〇圓) 支部補助費五、〇〇〇圓、豫備費三四〇圓

ハ、昭和五年度事業計畫

(一)總會及理事會及地方委員會の開催、(二)講演會の開催、(三)懇談會の開催、(四)融和事業講習會(二回)の開催、(五)婦人講習會の開催、(六)國民融和日に於ける宣傳、(七)育英獎勵事業、(八)補習教育の獎勵助成事業、(九)融和時報の配付、(十)調査並に研究、(十一)融和事業視察、(十二)支部事業の助成、(十三)印刷物の刊行配付、(十四)其他。

ト、昭和四年度施行事業

一、講習會

第三章 融和團體の組織と活動

支會發會式三回、協議員總會六回、幹事會五回、報告會一回、役員會二回、地方委員會一二回、(研究題、一、未問題發生地に於テ融和事業を積極的に實施すべき方策如何、二、内部の經濟狀態を向上せしむべき方策如何)、視察者打合せ一回、視察研究會一回(以上諸會議參加者總數一、七二一名)

二、講演會
講演會四八回、聽講者延人員一〇、四八〇名、映畫利用講演會二三回、聽講者延人員一八、五七〇名(聽講者總延人員二九、〇五〇名)

三、懇談會
十二回 參加者總數七二〇名
四、講習會
融和事業講習會 四回 講習生 一一〇名
婦人講習會 十一回

五、融和事業視察 昭和五年二月二十四日より四日間融和事業に熱心なる者十四名を府下より選抜し之を各七名宛とし第一班群馬縣第二班福岡縣の融和事業を視察せしめたり。

六、國民融和日に於ける實施事業、三月十四日全國一齊に開催せられたる第二回國民融和日に本會は左記計畫に依り之が目的達成に努めたり。

記
(一)、公道會總會の開催、當日本會總會を開催し融和運動の精神を強く社會に反映し以て本會趣旨の徹底を圖れり。
(二)、文書及其他宣傳

第三章 融和團體の組織と活動

- 1、講演会の開催 中央大講演會、地方講演會
- 2、文書宣傳

- (一)パンフレット配布(融和問題の歴史的考察)三、〇〇〇部
- (二)ポスター宣傳 大ポスター四、〇〇〇枚 電車内吊りポスター一、八〇〇枚
- (三)市電乗換券宣傳 五〇〇、〇〇〇枚
- (四)リーフレット配布(本會のもの) 五〇、〇〇〇部 (中央融和事業協會のもの) 四、〇〇〇部
- (五)繪はがき 八〇〇組
- (三)其他市町村長警察署長に通牒を發し夫々趣旨の徹底を圖らしむ。

新聞記事に掲載方の依頼。

七、育英奨励金交付

交付者 二九名 一名一五圓宛 計四三五圓

八 印刷部配布宣傳

融和促進の目的を以て昭和四年度中に配布したる印刷物左の如し。

- 一、大阪府公道會要覽 五、〇〇〇部
- 一、全國民に訴ふ 四、〇〇〇部
- 一、國民融和日とは何か 五、〇〇〇部
- 一、融和問題の歴史的考察 三、〇〇〇部
- 一、融和の眞髓 五、〇〇〇部
- 一、ポスター 五、八〇〇枚

一六四

- 一、繪葉書 八〇〇枚
- 一、事業報告 三、〇〇〇部
- 一、融和の光 二〇〇部
- 一、融和時報(毎月配布) 五、五〇〇部
- 九、支部奨励金交付

昭和四年度に於て左記支部に對し事業助成金を交付せり。

- 豊能郡支部 七五六 泉北郡支部 三〇四
- 三島郡支部 五三二 泉南支部 六八六
- 北河内郡支部 三三五 堺市支部 五〇二
- 中河内郡支部 二六五 北區支部 五九三
- 南河内支部 四一四 浪速區支部 六一四
- 計 五、〇〇一圓

一〇、其他

- 1、機關紙合同の件 中央融和事業協會發行の「融和時報」に本會は昭和四年四月號より合同加入し毎月五、五〇〇部を受け會員に配布せり。
- 2、講習員推薦の件 昭和四年十月一日より一ヶ月開催の中央融和事業協會、長期講習會に本會より山田金太郎、田中法天の二名を出席せしめたり。
- 3、功勞者表彰 昭和五年二月十一日の紀元節に本會地方委員堺市立派事講習所教師檀登代融和事業功勞者として平沼中央融和事業協會會長並に大阪府知事より表彰せられたり。
- 4、參與支部長地方委員委嘱 昭和四年八月警察署長異動に付十七名の警察署長に本會參與

を委嘱同時に若干の地方委員を委嘱す、尚河内郡支部長に塚根丑之助(三日市村長)北河内支部部長に北野常次郎(守口町長)を委嘱せり。

一一、公道會支部状況

支部名	所在地	創立年月日	四年度事業	經費
堺市支部	堺市役所	昭和三年七月	講習會開催	一、四〇〇
北河内郡支部	北河内郡役所	昭和三年七月	講習會開催	五、五〇〇
豊能郡支部	豊能郡役所	昭和三年七月	講習會開催	五、五〇〇
泉北郡支部	泉北郡役所	昭和三年七月	講習會開催	一、一〇〇
南河内郡支部	南河内郡役所	昭和三年七月	講習會開催	三、〇〇〇
三島郡支部	三島郡役所	昭和三年七月	講習會開催	三、〇〇〇
泉南支部	泉南郡役所	昭和三年七月	講習會開催	三、〇〇〇
浪速區支部	浪速町役所	昭和三年七月	講習會開催	三、〇〇〇
北區支部	北區役所内	昭和三年七月	講習會開催	三、〇〇〇
中河内郡支部	中河内郡役所	昭和三年七月	講習會開催	三、〇〇〇

(三) 神奈川縣青和會

大正十二年八月鎌倉町圓覺寺に於て縣主催の社會教化講習

第三章 融和團體の組織と活動

會が開催された、此の時、多大の感激を受けた講習員が自發的に一つの團體を組織することを申合せた。偶々數日を経て九月一日の大震災に遇ひ、縣下一般に莫大なる被害を受け、爲に出先を摧かれた感があつたが、翌十三年の八月再び第二回の前記講習會が開催された時、開會第四日に、同會場で本會の發會式が擧げられて、終に本團體の成立を見るに至り爾來夏季講座講習會、講演會、機關誌の刊行等の事業を行ひ多大の成績を擧げてゐる。

1、創立の趣旨

自治！ 自律！ 熱と愛！
 そはまことに人格完成の要諦である、私共は茲に此の要諦を唯一の信條として、先づ自己自身の品性を高め、進んでは社會のあらゆる人々を熱愛せねばならぬ。至心の要求の前に奮ひ起つた。現下の世相に直面すれば、私共は餘りにその心情を傷ましむる事實の多いのに驚く。けれども其の善にまれ悪にまれ、私共の組織する社會上の出來事に對しては、連帶責任の觀念を以て之に當らねばならぬ。而して私共の爲すべきこと、將又爲さねばならぬ仕事は甚だ多い。すべて社會連帶と人類愛の基調に立つて、社會上に於ける不合理な事象を改善し、心地よき社會、住よき世界とせねばならぬ。

かゝる聖なる念願を懷いて我が「青和」は生れた、我が「青和」の使命は實に重大である。既に地上に其の自覺の第一歩を印した上

第三章 融和團體の組織と活動

は、我が「青和」の將來に對する責任のみに屬つて、私共の雙肩に在ることを切實に感ずる。まことに同じ理想の下に集つた同志である限り、希くば我が「青和」の聖なる念願をして圓滿成就せしめんことを。

大正十三年八月二十四日

神奈川縣青和會

口、規 定

一、名 稱

第一條 本會ハ神奈川縣青和會ト稱ス

二、目 的

第二條 本會ハ自治、自律、熱ト愛ノ信條ニ基キ人格ヲ尊重シ同胞間ノ因襲的偏見ヲ脱却セシメテ融和ノ促進ヲ圖リ社會生活ノ理想タル共存共榮ノ實ヲ舉クルヲ以テ目的トス

三、事 業

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、融和促進上必要ナル調査研究

二、縣内ニ於ケル同一目的ノ團體ノ聯絡ヲ圖ルコト

三、總會、協議會、講演會、講習會等ヲ開催スルコト

四、人事相談、職業紹介等ノ需ニ應スルコト

五、會報及參考資料ヲ刊行スルコト

六、其他本會ノ目的ヲ達スル爲メ特ニ必要アリト認メタル事項

四、事 務 所

第四條 本會ハ本部ヲ神奈川縣縣内ニ置キ支部ヲ會員二十名以上ノ所在地ニ置ク

五、會 員

第五條 本會ノ會員ヲ分チテ左ノ二種トス

一、正會員 本會ノ目的達成ノ爲ニ奉仕セントスル同志

二、贊助員 本會ノ目的ヲ贊助スル篤志家

第六條 本會ニ入會セントスル者ハ其ノ旨申込ミ會長ノ承認ヲ受クヘシ

會員退會セントスルトキハ其ノ旨會長ニ届出ツヘシ

六、役 員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會 長 一名 副會長 一名

理 事 若干名 評議員 若干名

第八條 會長副會長ハ理事トシ會長ハ神奈川縣學務部長副會長ハ神奈川縣社會教育課長ノ職ニ在ル者ニ委嘱ス

第九條 理事ハ前條ニ依ル者ノ外正會員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選

舉ス

常務理事ハ理事ノ互選トス

第十條 評議員ハ左ノ各項ノ一ニ該當スル者ニ就キ會長之ヲ委嘱ス

一、支部ニ於テ推薦シタル者

二、融和事業ニ關シ學識經驗アル者

第十一條 顧問ハ會長之ヲ推薦ス

第十二條 役員ノ任期ハ二ケ年トス但シ第八條ニ依ル理事ハ此ノ限ニアラス、補缺ニ因リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任

期間トス

第十三條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ處理ス

第十四條 役員ハ任期滿了ノ場合ニ於テモ後任者ノ就職スル迄ハ其ノ職務ヲ行フモノトス

第十五條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

書記 若干名 書記ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第十六條 本會ハ毎年一回以上總會ヲ開ク

七、理 事 會

第十七條 理事會ハ臨時會長之ヲ招集ス

第十八條 理事會ノ職務權限左ノ如シ

一、評議員會ニ附議スヘキ事項ヲ議定スルコト

二、豫算ヲ議定スルコト

三、決算ヲ議定スルコト

四、基本金ノ積立及管理處分ヲ議定スルコト

五、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ理事會ニ附議シタル事項ヲ議定スルコト

八、評 議 員 會

第十九條 評議員會ノ職務權限左ノ如シ

一、歳入歳出豫算ヲ議定スルコト

二、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ評議員會ハ諮問又ハ附議シタル事項ヲ議定スルコト

第三章 融和團體の組織と活動

第三章 融和團體の組織と活動

事業執行ノ狀況ハ決算ト共ニ之ヲ評議員會ニ報告スルモノトス

第二十條 評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時之ヲ招集スルコトヲ得

第二十一條 第十二條及第十四條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第二十二條 役員會ノ議長ハ會長之ニ當リ會長事故アルトキ副會長ハ之ニ當ル

第二十三條 役員會ノ議事ハ出席役員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

九、會 計

第二十四條 本會ノ經費ハ會費補助金寄附金及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十五條 本會々員ハ會費トシテ年額金一圓二十錢ヲ納ムルモノトス

第二十六條 本會ニ基本金ヲ設クルコトヲ得

基本金ノ積立及管理方法ハ役員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム基本金ハ役員會出席員三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之ヲ處分スルコトヲ得

第二十七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十八條 本會々則ノ變更ハ總會ニ於テ出席會員三分ノ二以上ノ同意ヲ經ルヲ要ス

第二十九條 本會支部ニ關スル規定ハ各支部ニ於テ定ム

八、役 員

會長	九鬼三郎
副會長	福本柳一
常務理事	中村無外
理事	八名
評議員	二十二名
參事	三十名
囑託職員	青木信二

二、昭和五年度豫算

總額——六、五四〇圓

(內譯) 歳入——會費一、四四〇圓、補助金四、六〇〇圓、贊助金五〇圓、寄附金五〇圓、雜收入五〇圓、繰入金三五〇圓

歳出——事務所費一、七八〇圓、事業費四、三五〇圓(協議會費六〇〇圓、講演會費六〇〇圓、講習會費六〇〇圓、指導獎勵費四五〇圓、支部助成費六〇〇圓、機關誌發行費一、三〇〇圓、パンフレット發行費二〇〇圓、豫備費三六〇圓、特別會計(基金)繰入五〇圓)

水、昭和五年度事業計畫

(一)協議會(役員會二回)、(二)講演會(一五回)、(三)講習會(一夜講習會十回、婦人講習會五回、研究會五回、相互修養會(五回))、(四)指導獎勵(融和事業に關係の圖書を購入支部其他市町村の圖書を購入)

意な失言に因りて惹起した差別事件は關係當局其他の有志の配慮に依りて選舉後まで其の解決方を延期しありしが四月九日より十日の深更まで本會より中村常務理事が該村に出張奮力し村當局並に有志の熱誠なる協力の結果此事圓滿解決した。

六、文書宣傳

- 1、パンフレット發行(神奈川縣融和事業要覽) 三、〇〇〇部
- 2、機關誌發行(毎月) 一、二〇〇部
- 3、融和時報(中央融和事業協會)
- 7、國民融和日施行事業

- 1、枝折(二萬枚複製)
- 2、繪葉書(四、八〇〇枚複製)
- 3、「青和」特輯(一、七〇〇部刊行)
- 4、講演會開催(一回)
- 5、役員聯合協議會開催(出席役員四十八名)
- 6、懇談會(電車、汽車の車内宣傳をなしたる支部員同夜會合し活動の状況並に感想を懇談す)

八、支部發會

- 七月一日、酒匂村支部發會。
- 九、靈場參拜

八月十七日より二十日迄四日間、富士五湖身延山を巡拜し融和體験をなす。

一〇、獎勵助成(總額四五〇圓)

第三章 融和團體の組織と活動

書館等に寄附備付け圖書により融和問題を理解せしむ。職業の轉換志望者に補助をなし其の目的を達成せしむ。(五)支部助成、(六)會報發行、(七)融和時報配布、(八)パンフレット發行、(九)國民融和日、(一〇)囑託講師、(一一)關東方面聯合協議會(關東方面各融和團體並關係者縣廳に會合第三回關東方面融和事業協議會を開催)、(一二)宗教家懇談會(縣下十一ヶ所に於て開催)、(一三)新聞關係者懇談會、(一四)縣會議員懇談會。

八、昭和四年度施行事業

- 一、諸會議
 - 總會一回、評議員會三回、理事會二回、懇談會一回(以上參會者一五七名)
- 二、講演會
 - 融和問題講演會三回 聽講者延人員 八〇〇餘名
 - 社會教化講演會四回 同 一、〇〇〇餘名
- 三、講習會
 - 一夜講習會 一回 講習生 七〇名
 - 修養講習會 二回 同 二四〇餘名
- 四、映畫講演會
 - 一回、參會者延人員九、一〇〇名。
- 五、差別問題解決

日	時	場所	概	要
四月九日		酒匂村	三月下旬酒匂村々會議員改選の際某氏の政談演説會に於て偶々一辯士の不用	

支部主催の講習會並懇談會(一回)に三五〇圓を、融和事業指導者講習會出席者一名に一五圓を、修養團婦人講習會出席者五名に二五圓を、靈場參拜者八名に六〇圓を補助す。

(四) 兵庫縣清和會

同會は大正十二年十月創立、事務所を縣廳内に置き、一市十三郡に支部を設置して全縣歩調を一にし、常に積極的にその事業を進めてゐる。

イ、創立趣意書

人類平等は天地の公道にして亦實に明治維新諸政改革の眼目たり、一國文化の發達社會人類の進歩一に懸りて此の觀念に根源す惟ふに我邦立國の精神たる君臣一系の體制は自由平等を原則とし國民は擧げて陛下の赤子にして此の間何等の差別觀念を容さず然るに武門執政の餘弊は自ら階級的差別觀念を醸成し永く一の慣習を成せり。

明治天皇英明御親政の初頭先づ此の弊を認められ五箇條の御誓文を下して國政の大綱を示し給ひ次で太政官をして四民平等の布達を發せしめ給ふ爾來歲月を閱すること既に五十餘年に及び國運の發展亦昔日の比に非ずと雖も因襲の久しき今尙舊來の陋習に囚はれ動もすれば國民諸和の實を擧げ得ざるの憾あるは實に人道上看通すべからざる所たるのみならず上仁慈なる敷慮に對し率りても洵に恐懼に堪へざる所なり抑も差別觀念の存する所眞に文化の

發達を期し難く眞に國家の富強を期し難し一部社會の者が向上的精神を消磨し退嬰姑息の境遇に甘んずるが如き亦主として之に原因せるが如し吾人深く期下の時勢に鑑みる所あり國民の一致協力に依り從來の因襲的偏見の絶滅を期し各其の材を伸へ徳を磨くの機會を得しめ一方地方改善上必要なる各種の施設を講じ以て社會共榮の道を計り國民諧和の實を擧げむことを期す實くは吾人の微衷を諒とせられ本會の爲め直接間接の援助を寄せられんことを

〇、規 定

- 第一條 本會ハ兵庫縣清和會ト稱ス
- 第二條 本會ハ正義人道ノ觀念ニ基キ舊來ノ因襲的陋習ヲ打破シ同胞融和ノ實ヲ舉タルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一、融和促進上必要ナル調査研究
 - 二、縣内ニ於ケル同一目的ノ團體ノ聯絡助成ヲ圖ルコト
 - 三、協議會、講演會、講習會等開催スルコト
 - 四、人事相談、職業紹介等ノ需ニ應スルコト
 - 五、會報及參考資料ヲ刊行スルコト
 - 六、地方改善事業ノ指導獎勵ヲナスコト
 - 七、其他理事會ニ於テ必要ト認メタル事項
- 第四條 本會ハ本部ヲ神戸市下山手通四丁目三十八番地（兵庫縣社會課内）ニ置キ支部ヲ各都市役所々在地ニ置ク
- 第五條 本會ハ本會ノ目的ヲ贊助スル個人又ハ團體ヲ以テ會員トス團體加入ノ場合ハ其ノ團體員全部ヲ本會々員ト看做ス

本會々員中本會維持ノ爲メ寄附行爲ヲ以テ出捐スルモノヲ名譽會員、特別維持會員及維持會員トス

- 一、名譽會員 一時ニ二百圓以上又ハ毎年五十圓以上五箇年間納ムルモノ
- 一、特別維持會員 毎年會費五圓以上ヲ納ムルモノ
- 一、維持會員 毎年會費一圓以上ヲ納ムルモノ
- 第六條 會員タラムトスル者ハ住所氏名職業ヲ記載シ入會申込書ニ調印申込ムヘシ但シ團體ノ場合ハ團體ノ規約豫算團體員數役員氏名ヲ記載シタル入會書ニ代表者調印申込ムヘシ
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 總裁 一名
 - 理事 十名
 - 委員 各都市ニ若干名ツ、トス
- 理事ノ内一名ヲ會長二名ヲ副會長トシ一名ヲ常務理事トス
- 第八條 本會ニ顧問ヲ置ク事ヲ得
 - 顧問ハ委員會ノ議決ヲ經テ之ヲ囑託ス、顧問ハ本會ノ事業ニ關シ會長ノ諮問ニ應シ又自ラ意見ヲ述フル事ヲ得
- 第九條 總裁ハ委員會ノ議決ヲ經テ之ヲ推戴ス
 - 會長、副會長、常務理事、理事ハ委員會ノ議決ヲ得テ之ヲ選任ス、但設立當初ノ會長、副會長、常務理事、理事ハ發起人會ニ於テ之ヲ定ム
 - 委員ハ各支部ノ選定ニ依リ會長之ヲ囑託ス
 - 但支部ノ設置ナキ都市ニ於テハ都市長ノ推薦ニ依リ會長之ヲ囑託ス

第十條 總裁ハ本會ヲ指導監督ス

- 會長ハ本會ヲ代表シ會長事務ヲ總理ス
- 副會長ハ會長ヲ輔佐シ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
- 常務理事ハ事務ヲ處理シ會長副會長共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
- 第十一條 理事會ハ會長之ヲ招集ス
 - 理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル
 - 理事會ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第十二條 理事會ノ職務權限左ノ如シ
 - 一、委員會ノ權限ノ屬スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スル事
 - 二、委員會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ臨時急施ヲ要シ會長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認メタルトキ委員會ニ代テ議決スル事
 - 三、會長ヨリ委員會ニ提出スル議案ニ付會長ニ對シ意見ヲ述フル事
- 第十三條 委員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ必要ニ應シ臨時之ヲ開ク事アルヘシ
- 第十四條 委員會ハ會長之ヲ招集ス
 - 委員會ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第十五條 委員會ニ於テ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

第三章 融和團體の組織と活動

一、歳入豫算ヲ定ムル事

- 二、決算ノ報告ニ關スル事
- 三、役員ヲ選舉スル事
- 四、規程改廢ニ關スル事項
- 五、基本金ノ積立及管立處分ニ關スル事項
- 六、其他重要ナル事件
- 第十六條 理事會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ臨時急施ヲ要シ會長ニ於テ招集スルノ暇ナシト認メタルトキハ會長ハ之ヲ專決處分シ次ノ會期ニ於テ理事會ニ報告スヘシ
- 第十七條 本會役員ノ任期ハ總テ二箇年トス
 - 但シ再任ヲ妨ケス補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
- 第十八條 本會役員ノ任期滿了ノ場合ニ於テ其ノ後任者ノ就職スル迄ハ前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フ
- 第十九條 本會ニ事務執行ノ爲主事及書記若干名ヲ置キ會長之ヲ囑託又ハ任免ス
 - 主事ハ會長及常務理事ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌リ書記ハ役員ノ命ヲ承ケテ庶務ニ従事ス
- 第二十條 本會ノ經費ハ左ニ掲グルモノヲ以テ之ヲ支辨ス
 - 一、寄附金
 - 二、補助金
 - 三、雜收入
- 第二十一條 本會ニ基本金ヲ設ク基本金ノ積立及管理方法ハ委員

第三章 融和團體の組織と活動

會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

基本金ハ委員會出席員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之ヲ處分スル事ヲ得

第二十二條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十三條 本會ノ豫算ハ毎會計年度開始前委員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ其ノ終了後委員會ノ認定ヲ經ルモノトス

第二十四條 支部ニ關スル規程ハ各支部ニ於テ之ヲ定ム

第二十五條 本規程ハ委員會ノ議決ヲ經テ改廢スル事ヲ得

ハ、役員

會長	高橋 守雄
副會長	戸塚 九一郎
同	川西 清兵衛
同	植場 鐵三
同	木村 義吉
同	畑 七右衛門
同	松岡 英介
同	軌保 昇殿
同	今出 茂吉
同	大森 横太郎
同	小田 直藏
同	内海 正名
同	西本 一郎

書記

二、昭和五年度豫算

總額——一六、五〇〇圓

(内譯) 歳入——補助金一四、七五〇圓、會費五〇〇圓、寄附金一〇〇圓、雜收入一五〇圓、繰越金一、〇〇〇圓

歳出——事務費四、二二〇圓、事業費一一、九〇〇圓(支部事業獎勵費一、八四〇圓、育英獎勵費二、五〇〇圓、社會講座費六〇〇圓、指導者講習懇談會費六〇〇圓、婦人講習會費七〇〇圓、活動寫眞講演會費六〇〇圓、講演會費四〇〇圓、雜誌刊行編輯費一、六〇〇圓、パンフレット刊行費二〇〇圓、視察費二〇〇圓、國民融和日宣傳費五五〇圓、諸會合費一、〇〇〇圓、大會費八〇〇圓、表彰費一〇〇圓、融和時報購入費二二〇圓) 特別會計繰入金二二〇圓、豫備費一六〇圓

水、昭和五年度事業計畫

(一)支部事業獎勵、(二)育英獎勵、(三)社會講座二〇ヶ所、(四)婦人講習會一〇ヶ所、(五)懇談會、(六)活動寫眞講演會、(七)講演會數十ヶ所、(八)雜誌刊行毎月一萬部發行、(九)パンフレット刊行、(一〇)國民融和日宣傳、(一一)大會及諸會合、(一二)表彰(一三)職業講習會、(一四)視察、(一五)調査研究

ハ、昭和四年度施行事業

一、社會講座 町村長、警察官、有志者、小學校職員、婦人講習生等に融和思想を普及するを目的とする社會講座を縣下九ヶ所に於て開催した、講習員は各所共八〇名乃至五〇〇名で計一、四八〇名であつた。

二、婦人講習會 女子青年副員、主婦を対象とする婦人講習會を縣下十九ヶ町村に於て開催した。講習科目は作法、洗濯法、融和問題等。講師は本願寺社會部囑託山田清井、洗濯研究所長富山正治内海囑託西本囑託の諸氏、講習生は各所共一〇〇名乃至七〇〇名で總計四、〇四〇名である。

三、講演會 主に中等學校等を対象としたる講演會を縣下十九ヶ町村學校等に於て開催した。

四、活動寫眞講演會 縣下四四ヶ町村に於て開催した。參會者三一、八六〇人に達した。講演は主として、内海、西本、金子の三氏並警察署長、井上支部理事、活動係は前田主事補、阪出書記である。

五、諸會議

委員會 四回 總會 一回 理事會 一回
協議會 四回 懇談會 四回(以上來會者四六〇名)
委員會協議事項

- 1、融和の目的完成の爲内部の自覺向上を計る方策に關する件
- 2、融和促進上特に青年婦女に對して探るべき方針及施設に關する件

第三章 融和團體の組織と活動

- 3、機關誌合同に關する件
- 4、國民融和日變更に關する件
- 5、議會運動報告に關する件(以上本會提出)
- 6、部落出身の教職員を如何に配置するか。(佐々木委員提出)
- 6、印刷物宣傳
清和發行(毎月) 一〇、〇〇〇部
融和時報(毎月) 一、〇〇〇部
ポスター 五、〇〇〇枚

- 7、融和日宣傳
1、ポスター配布 ポスター五千枚を各町村、中等學校、警察署その他へ配布の上掲出依頼。
- 2、ピラ撒布 簡易なる標語及融和問題の要旨を印刷したる「ピラ」五萬枚印刷の上當日縣下各所へ撒布せり。
- 3、新聞に記事掲載當日縣下日刊主要新聞に融和問題に關する記事掲載を依頼し知事談話等を發表す。
- 4、依命通牒發送 内務、學務、警察各部長名を以て融和日に際し一層融和促進に盡力する様各市町村長各學校長各警察署長に對し依命通牒發送方を申請し當日發送せられたり。
- 5、職員一同に訓辭 高橋會長は當日午後一時より縣立神戸第一高女講堂に職員一同を集め融和日の目的趣旨等を訓辭したり。
- 6、活動寫眞講演會 融和日前後縣下八ヶ所に於て二班に分ち開催す。

第三章 融和團體の組織と活動

7、清和を融和日誌として配布清和第五十八號を融和日誌として特輯一萬一千部を縣下各所に發送す。

8、融和時報發送 融和時報二千部を中央融和事業協會より購入し當日發送す。

9、リーフレット配布 中央融和事業協會發行リーフレット「國民に訴ふ」を三千部購入し當日適宜配布す。

10、繪葉書宣傳 融和日宣傳ポスターを縮寫したる美麗なる繪葉書(一組四枚、二百組を印刷し當日適宜發送す。

八、調査 三二ヶ町村の職業調査をなす。

九、差別事件調停

日時 場所 概況

四・八 赤穂郡鞍井村 西本囃託出張、村長署長等と調停の結果圓滿に解決したり

五・二九 加西郡九倉村 差別事件調査の爲西本囃託出張調査せり

一〇・一五 神戸市 某寺院に於ける差別事件の爲西本囃託出張調査

一〇・二八 同 協同内海囃託出張

一〇、獎勵助成 右事件に就て西本囃託出張部長岡部宗城氏山崎社會部長と面談の結果斷然たる所置を取ることに決せり。

施行事業 施行市町村 補助費員數

教育獎勵 縣下四十ヶ町村 二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

あり未だ何れも充分なる効果を發揮し得ざるの感なき能はざるを以て茲に新に埼玉縣社會事業協會を設立して既設社會事業の連絡統制を期し、施設相互の長短を補足すると共に普く大方の士と俱に社會の缺陷に對する綜合的合理的の研究調査を遂げ、更に新事業の普及と進展とを期り以て廣く新業の効果を社會に補充せんとす希くば社會正義を愛し社會連帯責任の念を重んぜらるゝ江湖の諸士此の微衷を容れ當て本會事業を贊助せられんことを。

第三章 融和團體の組織と活動

職業講習會 各市町村 10,000 目的、部落經濟向上

(五) 埼玉縣社會事業協會事業部

埼玉縣社會事業協會は左記趣意書に基き、大正十二年三月に創立。爾來縣廳内に事務所を置き、主として縣下社會事業の連絡統一をはかり、併せて縣民一體の諧和親善を促進すべく、その活動を續けてゐた。

然るに大正十三年三月十八日の評議員會を経て、更に地方改善事業に對する積極的運動の機關とすべく、事業部を新設するに至つた、爾來事業部規程並に協和委員會協議會設置規程により、協和委員會を委囃し種々の具體的運動を進めて融和實現のためにその活動を續けてゐる。

イ、趣意書

社會事業は社會連帯の思想を根柢として社會の疾患を除去し一般共同の福祉を増進せんが爲行はるゝ一切の努力なるが故に其の對象亦千差萬殊にして社會の進化に伴ひ益々複雑多岐に亘るべきは當然なりと雖而かも其の間一脈の統制を有し相提携して目的の達成を期せざる可からず、從來縣下に於ける新業の發達相當見るべきものなきにあらざるも概ね阻礙の施設に成るもの多く其の間連絡統制を缺き經營主體は互に個々獨自の主觀に立脚して時に或は孤立の狀態を持するものあり、又或は局部的重複糾集せるもの

贊助會員ハ毎年金三圓以上ヲ五ヶ年間離出スルモノ又ハ一時ニ金十圓以上ヲ離出シタルモノトス

名譽會員ハ本會ニ功勞アルモノ及學識淵博アルモノ又ハ金百圓以上ヲ離出シタルハモノニシテ特ニ評議員會ニ於テ推薦シタルモノトス

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク、一、會長 一名 二、副會長 二名 三、評議員 若干名 四、理事 若干名 五、主事 若干名

第七條 會長ハ埼玉縣知事ノ職ニ在ル者ヲ推薦ス

第八條 副會長ニハ埼玉縣學務部長及埼玉縣會議長ノ職ニ在ル者ヲ推挙ス

第九條 評議員ハ會長中ヨリ會長之ヲ委囃ス

第十條 評議員會ハ會長ノ諮問ニ應ヘ重要ノ會務ヲ審議ス

第十一條 評議員會ハ毎年一回會長之ヲ召集ス、但シ必要ト認ムルトキハ臨時之ヲ召集スルコトヲ得

第十二條 評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第十三條 理事及主事ハ會長之ヲ委囃ス

第三章 融和團體の組織と活動

- 理事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ處理ス
- 主事ハ會長及理事ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス
- 第十四條 理事及評議員ノ任期ハ二ケ年トス但シ官吏ヨリ出タル者ハ本職在職期間トス
- 補缺者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス
- 第十五條 本會ハ書記若干名ヲ置ク
- 書記ハ會長之ヲ任免ス
- 書記ハ役員ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス
- 第十六條 本會ノ經費ハ會費其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第十八條 本會則ノ施行ニ必要ナル規則ハ會長之ヲ定ム
- 第十九條 本會則ハ評議員會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非サルハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

ハ、事業部規程

- 第一條 本會事業部ハ左ノ事業ヲ行フ
- 一、地方ニ於テ講習會講演會懇談會等アル場合ニハ需ニ應シ講習會ノ派遣ヲ爲シ又ハ講師ヲ紹介スルコト
- 二、地方融和機關ノ幹事ノ會同ヲ求メ事業促進ニ關スル打合せヲ開クコト
- 三、講習會講演會懇談會ヲ開クコト
- 四、小冊子其ノ他印刷物ヲ頒布スルコト
- 五、會報ヲ發行シ若ハ他ノ雜誌等ニ材料ヲ供給スルコト

- 六、各方面ニ亘リ人材ノ登用ニ留意シ能ク限リ適材ヲ適所ニ用
- 七、修學中ノ故障ヲ排除シ其ノ成業ニ力ヲ添フルコト
- 八、各種經濟的組合ノ利用ヲ促進スルコト
- 九、移轉居住等ノ希望者ニ對シ便宜ノ取扱ヲ爲スコト
- 一〇、委員ヲ設ケ必要ナル調査研究ヲ爲スコト
- 一一、以上ノ外融和促進ニ關シ特ニ必要アリト認ムル事項
- 第十二條 本會事業部ノ趣旨ニ翼賛スル者ハ何人ト雖本會事業部正會員タルコトヲ得
- 第十三條 本會事業部ノ會計ハ特別會計トシテ別ニ之ヲ處理ス

二、協和委員協議委員設置規程

- 一、本會事業部ハ協和委員ヲ置ク
- 二、協和委員ハ本會事業部正會員中ヨリ選任委嘱ス
- 三、協和委員ノ數ハ地域ノ廣狭ト土地ノ狀況正會員ノ多少等ヲ斟酌シ各市町村ニ一名乃至四名ヲ置ク
- 四、協和委員ハ所在市町村ノ正會員ヲ代表シ本會事業部ノ施設ヲ徹底セシムル爲メ本會員並協議委員協和委員其他各種機關ト聯絡シテ其施行ヲ助成スルモノトス
- 五、協和委員ハ協和委員ヲ囑託シ任期ハ町村長在職中トス
- 六、協和委員ハ所在市町村内ニ於ケル正會員ノ集會協議其ノ他本會事業ヲ助成スル爲メ計畫ヲ爲スコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テ本會ハ其ノ經費ニ對シ補助スルコトアルヘシ
- 六、各市町村ニ於ケル協和委員ハ隨時本會及郡支部ト圖リ會同ス

理事

守屋喜元

囑託

松島熊太郎

ハ、昭和五年度豫算

總額——八、五二四圓

(内譯) 歳入——會費五二三圓、奨勵助成金七、四〇〇圓、利子五〇圓、寄附金一圓、債券賣拂金二五〇圓、繰越金四〇〇圓

歳出——事務費二、六六〇圓、事業費五、七九〇圓

(懇談會補助費一五〇圓、講習講演會費四〇〇圓、映寫會費九五〇圓、調査研究費五〇圓、協和委員會費七七〇圓、協議員會費三二〇圓、地方事業援助費三〇〇圓、獎學費一、〇〇〇圓、懇談會費一五〇圓、融和日費二五〇圓、會報費一、四〇〇圓、雜費五〇圓)豫備費七四圓

ト、昭和五年度事業計畫

- (一)懇談會補助、(二)講習講演會、(三)映寫會、(四)調査研究、(五)協和委員會、(六)協議委員會、(七)地方事業援助、(八)獎學
- (九)懇談會、(一〇)全國融和日の施設、(一一)融和時報の配布

チ、昭和四年度施行事業

- 一、調査研究
- 縣下部落有町村長に依頼して教育、財産、職業、宗教、戸數等の調査をなし又十一月二十二日及二月二十二日には融和事業關係職

第三章 融和團體の組織と活動

- ルコトヲ得但シ經費ヲ要スル場合ハ郡支部又ハ代理者ノ申請ニ依リ本會ハ經費ノ一部ヲ支出スルコトアルヘシ
- 七、協和委員ノ任期ハ三ケ年トス但シ補缺ニ依リ選任依囑セラレタルモノノ任期ハ前任者ノ残任期間トス
- 八、協和委員會議ニ出席スル場合ニ於テハ他人ヲシテ代理セシムルコトヲ得ス、但シ町村長タル協和委員ベ其町村役場吏員ニ限リ代理セシムルコトヲ得
- 九、本會事業部ノ施設ニ關スル事項ヲ調査研究シ會長ノ諮問ニ應スル爲メ事業部協議委員會ヲ設置ス
- 一〇、協議委員ハ二十五名以内トシ關係官公吏郡支部長協和委員中ヨリ會長之ヲ囑託ス
- 協議委員ノ任期ハ三ケ年トス但シ補缺ニ依リ囑託セラレタルモノ、任期ハ前任者ノ残任期間トス
- 一一、協議委員職務ノ爲メ會議ニ出席スル場合ハ他人ヲシテ代理セシムルコトヲ得ス
- 一二、協議委員會ニ幹事若干名ヲ置キ會長之ヲ囑託ス
- 幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

水、役員

- 會長 細川長平
- 副會長 本多慶雄
- 同 間宮龍真
- 評議員 長井喜太夫
- (外二十四名)

第三章 融和團體の組織と活動

員の研究会を開催せり。

二、諸會 議

協議委員會 一回

協議事項

- 1、内部同胞の自覺向上を實現すべき具體的方法如何
- 2、共済會福利委員との連絡提携に關する件
- 3、管外觀察に關する件

協和委員會 一七回

協議事項

- 1、町村單位の融和團體設立に關する件
- 2、部落向上を促進すべき具體的方法如何
- 3、町村に於ける名譽職員との連絡提携を一層嚴密ならしむる方法如何
- 4、全國融和日施設に關する件

懇談會 一〇回

懇談事項

- 1、融和促進上宗教家の特に留意せられつゝある事項如何
- 2、法名に關する件
- 3、墓地整備に關する件
- 4、禮儀徒所遇に關する件
- 5、町村に於ける融和状況に關する件
- 6、融和問題の現在と將來

(以上參會者七八五名)

三、講習會講演會

- 社會思想講演會 二回 聽講延人員 九〇〇名
- 社會事業講演會 四回 同 五四六名
- 活動寫眞講演會 一九回 同 一四、一〇〇名
- 四、文書宣傳

1、融和時報を毎月四千部會員及各市町村長各種學校長並に各團體長に配布す。

2、全國融和目にはパンフレット(五ヶ條御誓文發布の日を迎へて)を三萬部及ポスター三千部を印刷して市町村長各種學校及團體長協和委員及福音委員等に配布せり。

五、差別事象除去、差別事件調停
昭四年度中本會及大里郡北埼玉郡兩支部に於て差別事件の調停をなせるもの左の如し。

總件數三八件

事件内譯

- 學校關係 六件 道路關係 三件
- 失言問題 一五件 神社關係 五件 其他九件

六、獎勵助成

1、大里郡及北埼玉郡の本會事業部支部に對し補助金を交付して援助せり。2、内部青年男女十一名に對し講義録(中學五名補習六名)を無料配布をなし。3、小學校卒業者にして成績良好なるも經濟の都合上高等小學校に入學し得ざる者(男二十七女六名)に對し年額二十圓を支給して獎勵助成をなす。

七、視 察

協議委員有志により神奈川県に於ける融和事業施設並に秦野町其他の情況に付て視察をなしたり。

八、支部活動一覽

支會名	所在地	創 立	年 月 日	四年度事業	同 上	備 考
埼玉縣社會事業協會大里郡支部	大里郡熊谷町役場内	大正十四年四月一日				大正十四年四月十四日創立融和支部とな

評議員會二 二四・九四
總會 一八三・三三
懇談會補助三 一五・〇〇
調査研究 五〇・〇〇

視 察 四〇・〇〇

差別問題調停九件

調査員二名を依り各郷里の調査をなす等
調査員四名を以て視察をなした

(六) 群馬縣融和會

大正十五年一月十九日、各郡市長並に縣下有力者を集めて融和機關設置に關して協議した結果、同會設立の事が議決されたので、創立總會を開き、會則其他を決議し同二月十二日前橋市臨江閣別館に於て發會式を舉行した。

爾來各種の事業を着々と進め堅實なる成績を挙げつゝある殊に同會はその組織に於て他の團體と異り、水平社幹部を役員に列し、特に内部同胞の自覺と相互の協調に努めつゝあるは同會の特色と見るべきものである。

イ、趣 意 書

人間社會の發展は全人類が和衷協同して共存共榮の實を擧ぐるに存する。

國運の伸長も亦この人間の協和に基く。

長くも 明治大帝は四民平等を宣明し天地の公道を弘布せられ國民の歸趨を明示し給はれた。

爾來五十餘年今尙武門政治の餘弊たる因襲的差別觀念は其の跡を絶たず謂はれなき差別が行はれてゐる。

第三章 融和團體の組織と活動

惟ふにこの地上に於て人間としての存在を無視する程悲惨なことはない。人間が人間を冒瀆する程恐しい罪過はない。人間性の掠奪は社會生活の本義に反するのみならず國運の伸張を妨げ社會の進展を阻害する。

今や内外の情勢は斯の如き罪過、斯の如き觀念の存在を許さない。この故に吾人同志は茲に群馬縣融和會を組織し人間性の復活と過去罪過の懺悔の融和運動を起し人間相愛の大旗の下に協同諧和の實を擧げむとするのである。

人間體識に燃ゆる上毛の士よ！ 起て！ 事積年の弊風に起因するとも吾人同志は赤誠を傾注し勇往邁進此の使命を果さんとしてゐる。

同愛有志の士よ、吾人の微意を諒とし本會の趣旨に賛同せられ其の力を致されんことを。

大正十年二月

群馬縣融和會

口、宣 言

國家社會の進展は之を構成する各人の協調諧和に存す而して各人の協調諧和は相互に人格を尊重し各自に責務を遂行するにあり畏くも 明治大帝は維新の當初五ヶ條の御誓文中上下心を一にし官民相一致し舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき旨を昭示し給へり爾來五十有餘年上下協力國運の伸張昔日の比に非ずと雖陋習尙其の跡を絶たず、時に同胞間に開き協調諧和の實擧らず共存共榮の天理に背くが如き憾みあるは實に人道上の罪過たるのみならず上は仁慈なる愍慮に背き延て社會の平和を傷ひ國運の進展

を阻害するものにして洵に痛嘆措く能はざる所なり今や内外の情勢國民協力一致益々社會の平和國運の伸張を圖り進て世界文化の發達に寄與すべきの秋に當り如此事相を見るは獨り我社會平和の憂患たるのみならず外は列強の間に伍して國家の隆昌を計る所以にあらざり宜しく國民の自覺を促し同胞融和の實を擧げざるべからず

吾人茲に同胞相愛の本義に則り各人相倚り相扶けて益々國家社會の福祉を増進せむことを期す

大正十五年二月十二日

群馬縣融和會

- 一、吾人は各種團體と聯絡提携し同胞融和の普及徹底を期す
二、人類相愛の原理に基き因襲的差別觀念の徹底的茲除を期す

ハ、會 則

- 第一條 本會ハ群馬縣融和會ト稱ス
第二條 本會ノ事務所ハ群馬縣廳内ニ置ク
第三條 本會ハ人類相愛ノ原理ニ基キ舊來ノ陋習ヲ破リ同胞融和ノ徹底ヲ期スルヲ以テ目的トス
第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
一、同胞融和親善ノ宣傳並ニ因襲的偏見ノ除去
二、融和促進上必要ナル調査研究
三、其他必要ナル事項
第五條 本會ノ趣旨ニ賛同シ本會ニ加入シタル者ヲ以テ會員トス
第六條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名

副會長 二名

理事 若干名

評議員 若干名

第七條 會長ハ知事、副會長ハ學務部長及縣會議長ヲ推舉シ評議員ハ會長之ヲ囑託ス

第八條 理事ノ内二名ハ社會課長及社會事業主事ヲ推シ他ハ評議員會ニ於テ之ヲ選舉ス

第九條 評議員會ニ於テ選舉セラレタル理事及囑託セラレタル評議員ノ任期ハ各二年トス但再選ヲ妨ケス

第十條 補缺ニ依リ就任シタル役員ハ前任者ノ殘任期間トス

第十一條 役員ノ任期満了ノ場合ニ於テハ後任者ノ就職スル迄前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フモノトス

第十二條 會長ハ理事會評議員會ノ議長トナル、副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十三條 理事ハ豫算其ノ他重要會議ヲ審議ス

第十四條 評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時之ヲ招集ス

第十五條 評議員會ハ會長ノ諮問ニ應シ意見ヲ答申シ會務ノ報告ヲ受ケ理事ヲ選舉シ本會々則ノ改廢並決議ヲナス

第十六條 本會ニ顧問ヲ置キ會長之ヲ委囑ス

第十七條 本會ニ幹事主事及書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス

第十八條 本會ハ毎年一回總會ヲ開キ前年度ニ於ケル會務ノ報告

第三章 融和團體の組織と活動

ヲナス

第十九條 本會ハ必要ニ應シ支部ヲ設クルコトヲ得支部ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム

第二十條 本會ノ經費ハ獎勵金寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十一條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

二、役 職 員

Table with columns for positions (會長, 副會長, 理事, 評議員, 幹事, 書記) and names (堀田 照, 小山 知一, etc.)

水、昭和五年度豫算

總額—五、六二六圓
(内譯) 歳入—補助金二、六〇〇圓、獎勵金二、〇〇〇圓
繰越金八六六圓、雜收入一六〇圓
歳出—事務費一、三七〇圓、會議費二八二圓、事

業費三、九五〇圓(協議懇談會費五一五圓、講演會費六九〇圓、講習會費一、二九五圓、文書宣傳費一、四五〇圓) 豫備費二四〇圓

へ、昭和五年度事業計畫

(一)協議懇談會四回、(二)講演會三回、(三)講習會五回、(四)文書宣傳。

ト、昭和四年度施行事業

一、諸會議

協議懇談會二回、協議會二回、總會一回、理事會一回、評議員會一回、春光編輯委員會三回、融和事業研究會一回、懇談會一三回(以上參會者一、一八一名)

二、講習會

六回、聽講者延人員二九九名。

三、講演會

融和講演會 五八回

九、九一〇名

部落講演會 二八回

一、五九五名

四、文書宣傳

1、雜誌「春光」發行 四回

一一、〇〇〇部

2、パンフレット(今後の融和事業) 二、〇〇〇部

(七) 千葉縣社會事業協會融和部

大正十五年二月本會設立の計畫を立て同年六月十八日發起

評議員 二六名

顧問 一二名

書記 九名(内専任一名)

第五條 會長ニ知事ヲ推舉ス

第六條 本會ハ會員ヲ分チテ四種トナス

賛助員、正會員、特別會員、名譽會員(員數三、二四五人)

ハ、昭和五年度豫算

總額——一、四〇〇圓

(内譯) 歳入——繰入金五〇〇圓、補助金七〇〇圓、寄附金二〇〇圓

歳出——事務費三〇〇圓、事業費一、〇〇〇圓(講演費二五〇圓、懇談會費一五〇圓、宣傳費一〇〇圓、教育事業補助費一〇〇圓、授産事業補助二五〇圓、福利事業補助一五〇圓) 豫備費一〇〇圓

二、昭和五年度事業計畫

(一)講演會講習會の開催、(二)懇談會、(三)文書宣傳、(四)教育事業補助、(五)授産事業補助、(六)福利事業補助。

(八) 下野昭和會

不合理なる差別觀念を除去し同胞融和の實績を擧ぐるためになすべき事業の多いのは今更言ふまでもないが久しきに亘る因襲が齎した該事業の難關を突破して目的を達成するに

人會を開催資金募集に着手、九月廿六日創立總會並發會式舉行、同日千葉縣振更會總會を開催し同會を本會に併合の件を議し同會基金貳萬五千八百四圓八十錢及備品全部を本會に歸屬せしめ現在基本金拾壹萬七千七百五拾三圓六拾錢に達す。而して昭和五年四月融和部を本會に設置し融和促進事業を開催するに至る。

イ、綱 領

縣下社會事業の聯絡提携を圖り時勢に順應する社會事業を調査研究し斯業の改良發達を期するを目的とす。

ロ、會 則

- 第一條 本會ハ千葉縣社會事業協會ト稱ス
- 第二條 本會ハ本部ヲ千葉縣學務部社會課内ニ置ク
- 第三條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 1、巡回兒童健康相談
 - 2、巡回産婦相談
 - 3、活動寫眞講演會
 - 4、育兒講話會
 - 5、生業援助貸付
 - 6、乳兒愛護デー實施
 - 7、社會事業聯絡會議
 - 8、兒童保護組合設置
 - 9、社會事情調査
 - 10、職業紹介所設置
 - 11、貯蓄奨励事業
 - 12、特別會計トシテ融和部設置
- 第四條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長 一名 副會長 二名
 - 幹事長 一名 幹事 四名

は唯に行政廳の力にのみ頼ることなく民間に於ても自ら進んで大いに活動する必要がある。

此の氣運は從來本縣下に散在する町村單位の融和團體を一纏にした縣區域の連絡團體設立の聲を高め遂に昭和二年二月廿一日縣主催地方改善事業懇談會席上に於て本會設立の提議があつた。

會する者悉く之に賛して設立に關する一切を縣當局へ委任し當局は直ちに準備を進めて名稱會則を定め各其の位置に就て同年四月一日四十六名に對し協議員を委嘱し五月十六日最初の協議員會を開き昭和二年度豫算及事業方法に就いて審議を了し茲に愈々活動を開始し寄附金を集め會員を募り、國庫栃木縣及中央融和事業協會の補助を得着々として基礎を固め現在に至つた。

イ、趣 意 書

正義と人道とに依り、共存共榮の社會を建設せんとするは、是れ人類の念願であるばかりでなく又使命でなければなりません。君臣一體を經とし同胞相愛を緯とする我が國情にありましては特に此の感を深うせざるを得ません。明治天皇 御親政の初めに當り長くも五ヶ條の御誓文を御下しになり、國政の大綱を御示しにられました。其の一に 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

第三章 融和團體の組織と活動

と宣へ給ふたのであります。尋いで明治四年八月二十八日、太政官布告第六十一號を以て一部國民に對する稱呼を廢し、四民平等の令を發せしめ給ひました。敎慮の深遠なる筈に感激に堪えない次第であります。

爾來、年を閱すること五十有餘年、其間文物燦然として輝き、國運の隆昌亦他國に其の比を見ないのであります。然るに國民中未だ舊來の陋習に囚はれ、動もすれば融和親善の美を傷くるの狀態を生ぜんとするは、仁慈なる 敎慮に對し奉り、誠に恐懼に堪えざるのみならず、人道上看過すべからざる痛恨事であらばならぬ。

若し現狀を以て推移しましたならば、或は同胞相互間に於ける溝渠は、日に、月に、其の深さを増し、遂に國民の福祉を増進することが出来得ないではないかを、恐るゝものであります。

今上陛下 昭和元年十二月二十八日朝見の御儀に於いて、親しく文武百官を召され長くも 勅語を下し給ひ

汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセント是レ朕力轉念最モ切ナル所

と宣へ給ひました。御聖旨を拜し甚に恐懼に堪えない次第であります。

本縣茲に積ふるところあり、昭和二年一月二十一日懇談會席上融和促進團體設立の件を附議し、滿場の協賛を得まして、下野昭

和會を設立した次第であります。

共榮の實を擧ぐるを以て、目的とするのであります。即ち同胞相愛の大義を闡明して、偏狹なる感情、固陋なる思想の打破に努め賤視の觀念に基く差別待遇の根絶を圖り、以て縣民諸和の實を擧げ、國運の進展に貢獻せんとするのであります。

實は本會の趣旨と其の運動とに賛賛せられ、奮つて本會に入會せられんことを切望する次第であります。

〇、會 則

- 第一條 本會ヲ下野昭和會ト稱ス
- 第二條 本會ノ事務所ハ之ヲ栃木縣社會課内ニ置ク
- 第三條 本會ハ一視同仁ノ聖旨ヲ奉戴シ同胞ノ融和促進ヲ圖リ共存共榮ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ遂行スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一、融和促進ニ必要ナル調査研究
 - 二、融和親愛ノ觀念ノ普及並因襲的陋習ノ除去
 - 三、縣内ニ於ケル同一目的ノ團體トノ聯絡並助成
 - 四、本會ノ目的ニ合致スル教化奨學及救済
 - 五、協議會講演會講習會等ノ開催
 - 六、人事相談、職業紹介斡旋
 - 七、地方改善事業ノ指導獎勵
 - 八、其他必要ト認メタル事項
- 第五條 本會ハ本會ノ趣旨ニ賛同シ加入シタル左ノ會員ヲ以テ組織ス
 - 一、贊助會員

贊助會員ハ本會ニ對シ金三十圓以上ヲ寄附シタル者トス

二、普通會員

普通會員ハ本會入會ニ際シ金二圓ヲ豫出スルモノトス

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會長 一名 副會長 一名
- 理事 若干名 協議員 若干名
- 相談役 若干名

第七條 會長ハ栃木縣知事ノ職ニ在ル者、副會長ハ栃木縣學務部長ノ職ニ在ル者ヲ推戴ス

相談役ハ協議員會ノ推薦ニ依リ會長之ヲ委嘱ス

理事及協議員ハ之ヲ囑託ス

第八條 理事及協議員ノ任期ハ二ケ年トス

但シ再任ヲ妨ケス

第九條 本會役員ハ任期滿了スルモ其後任者ノ就任スル迄其ノ職務ヲ行フモノトス

第十條 會長ハ本會ヲ代表シ會議ノ議長トナル副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アル會ハ其職務ヲ代理ス

相談役ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス

第十一條 本會ハ毎年一回協議員會ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認メタル時ハ臨時ニ開會スル事ヲ得

第三章 融和團體の組織と活動

協議員會ニ於テ爲スヘキ事項左ノ如シ

- 一、相談役ノ推戴
- 二、歳入出決算ヲ定ムルコト
- 三、歳入出決算ヲ認ムルコト
- 四、本會々則ノ改訂ニ關スルコト
- 五、其他會長ニ於テ必要ト認ムル事項
- 第十二條 協議員ハ其地ニ於ケル融和ノ狀況ヲ調査シ本會ノ事業ノ普及ヲ圖ルモノトス
- 第十三條 協議員會ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ決ス可同數ナルトキハ會長ノ決スルコトニ依ル
- 第十四條 本會ニ事務執行ノ爲メ主事又ハ書記ヲ置キ會長之レヲ任免ス
- 第十五條 物會ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
 - 一、豫出金、補助金及寄附金
 - 二、其他ノ收入
- 第十六條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

ハ、役 員

- 會長 藤山竹一
- 副會長 中井久三
- 理事 見戸浩藏
- 協議員 (三十八名)
- 職員 (八名)